

人間科学

第28巻 第2号

2011年 3月

研究論文

- 懸念的被透視感を感じた事柄と伝えていなかった理由の関係 …………… 太幡 直也 1
- 大学生のパソコンとケータイの利用パターンとケータイ利用スキルの関連性
 -ケータイ・デバイドの視点から- …………… 石川 勝博 11
- 子どもの歌の楽譜に関する一考察 ～七つの子～
 -幼稚園・小学校における指導上の問題点に関連して …………… 岡部 玲子 25
- 第145回国会における国旗国歌法案審議の分析(6) …………… 岩田 温 41

研究ノート

- 我が国及び韓国のPFI(民営)刑務所における被収容者に対する実力行使に関する比較考察 …… 千手 正治 61
- 徴兵制度における逃亡・失踪者たち -明治期の茨城県の行政文書を中心に-
 …………… 三上真理子 69
- フォーカシング指示法に関する考察 …………… 永野 勇二 77
- 視線によるウェブ・ユーザビリティ評価
 …………… 申 紅仙 伊田 政司 渡邊 孝憲 伊東 昌子
 島田 茂樹 馬場久美子 面澤 弘行 中村 泰之 85

事例研究

- 初年次教育における日本語科目の展望
 -人間科学部「学びと探求の方法」の場合- …………… 森 弘一 95

常磐大学人間科学部紀要『人間科学』編集規程

- 第1条 この規程は、人間科学部紀要編集委員会（以下、委員会と言う）が行う編集作業に関して必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 この規程は人間科学部紀要編集委員会規程第4条に基づく。
- 第3条 常磐大学人間科学部の研究発表誌『人間科学』（HUMAN SCIENCE）（以下、研究紀要と言う）は、毎年度に1巻とし、2号に分けて編集し冊子体で700部発行する他、その電子版を常磐大学のホームページに公表する。
- 第4条 研究紀要へ寄稿する資格を有する者は、本学部の専任教員および委員会が認めた者とする。
- 第5条 委員会は、委員会に提出された論文が学術論文として相応しい内容と形式を備えたものであり、かつ未発表のものであることを確認しなければならない。
- 第6条 研究紀要に掲載される論稿は次の1から6のいずれかに当てはまるものでなければならない。
1. 論文 論文は学術論文に相応しい内容と形式を備えた理論的又は実証的な未発表の研究成果をいう。
 2. 研究ノート 研究ノートは研究途上にあり、研究の原案や方向性を示した未発表の研究成果をいう。
 3. 書評 書評は新たに発表された内外の著書・論文の紹介であって未発表のものをいう。
 4. 学界展望 学界展望は諸学界における研究動向の総合的概観であって未発表のものをいう。
 5. 課題研究助成報告 本学課題研究助成制度に基づく研究の経過報告および研究成果の報告をいう。
 6. その他 その他の論稿であって委員会が寄稿を認めたものをいう。
- 第7条 研究紀要の編集は前条までに規定された事項を除く他、次の各号に従って行われなければならない。
1. 必要に応じて、片方の号はテーマを決めて特集号とする。
 2. 論文の体裁（紙質、見出し、活字など）は可能な限り統一する。
 3. 紀要のサイズはB5とし、論文、研究ノート、書評、学界展望は二段組、その他は一段組で、いずれも横組とする。活字の大きさは論文、研究ノート、書評、学界展望、その他いずれも10ポイントとし、いずれも明朝体とする。

常磐大学人間科学部紀要『人間科学』寄稿規程

- 第1条 この規程は、冊子体および電子媒体で公表される常磐大学人間科学部の研究発表誌『人間科学』（HUMAN SCIENCE）（以下、研究紀要と言う）に寄稿を希望する執筆者について必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 この規程は人間科学部紀要編集委員会規程第4条に基づく。
- 第3条 研究紀要へ寄稿する資格を有する者は、常磐大学人間科学部紀要『人間科学』編集規程第4条に定める者とする。
- 第4条 研究紀要への寄稿希望者は、寄稿に関してはこの規程を遵守するほか、この規程の解釈については紀要編集委員会（以下、委員会と言う）の決定にしたがわなければならない。
- 第5条 寄稿希望者は、委員会が定める原稿募集要領に従って寄稿希望書ならびに原稿を委員会に提出しなければならない。
- ②委員会に提出する原稿は編集規程第6条に定める論稿の種別に当てはまるものでなければならない。
- ③委員会に提出できる原稿は原則として一号につき一人一編とする。
- ④原稿は、手書きの場合は横書きで、A4版400字詰め原稿用紙で提出する。パソコン入力の場合にはテキストファイルのフロッピー・CD-R等のメディアと、横書き40字30行でA4版用紙に印刷されたものを提出する。
- ⑤原稿の長さは、図表等を含め、論文は24000字（400字詰め原稿用紙換算60枚）、研究ノートは12000字（30枚）、書評は4000字（10枚）、学界展望は8000字（20枚）を基準とする。課題研究助成報告は1300字（3.25枚）以内とする（ただし、研究計画年次終了分に関しては、論文又は研究ノートに準じたものとする）。そのほかのものについては委員会で決定する。
- ⑥提出原稿は執筆者がコピーをとり、オリジナルを委員会に提出し、コピーは執筆者が保管する。
- 第6条 寄稿希望者は原稿執筆にあたっては、次の各号に従わなければならない。
- (1) 原稿の1枚目には原稿の種別、題目、著者名および欧文の題目、ローマ字表記の著者名を書くこと。
 - (2) 論文には200語程度の欧文アブストラクトを付すこと。なお、アブストラクトとは別に欧文サマリーを必要とする場合は、A4版ダブルスペース3枚以内のサマリーを付すことができる。
 - (3) 書評には著者名、書名のほか出版社名、発行年、頁数を記載すること。
 - (4) 日本語以外で執筆された部分については、執筆者の責任においてネーティブチェックを行う。
 - (5) 数字は、原則として算用数字を使用する。
 - (6) 人名、数字、用語、注および（参考）文献の表記等は、執筆者の所属する学会などの慣行に従う。
 - (7) 図、表は一つにつきA4版の用紙に1枚に描き、本文には描き入れない。なお、本文には必ずその挿入箇所を指定すること。
 - (8) 図表の番号は図1.、表1.、とする。そのタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上に記載すること。
 - (9) 図表の補足説明、出典などはそれらの下を書くこと。
- 第7条 初校の校正是執筆者が行う。
- 第8条 執筆者は、本人が寄稿した研究紀要の発行報告に代えて、論稿が掲載された当該研究紀要2冊と抜刷50部を研究教育支援センターにおいて受取ることができる。
- ②執筆者が前項に規定する数量を超える複製を希望する時は本人がその実費を負担しなければならない。

懸念的被透視感を感じた事柄と伝えていなかった理由の関係^{1, 2}

太幡 直也

Naoya TABATA

Relationship between the issue that raises a sense of unwanted transparency and the reason for concealment

The feeling that another person has noticed something about you that you preferred to keep concealed, experienced during a social interaction is known as the “sense of unwanted transparency.” The purpose of this investigation was to explore the relationship between an issue that gives rise to the sense of unwanted transparency and reasons for concealing one’s inner self. In Study 1, I utilized the transcriptions used for semi-structured interviews on the sense of unwanted transparency in a former study, and in Study 2, I used a questionnaire on the experience of the sense of unwanted transparency. The results indicated that reasons for concealing one’s inner self varied according to the substance of the sense of unwanted transparency: “Feelings and emotions toward the partner” was related to “consideration of human relationships,” whereas, “characteristics of self” and “having lied” were related to “avoiding decreasing self-evaluation.”

他者に気づかれたくない事柄があるとき、やりとりの中でその事柄を気づかれているかもしれないと感じる感覚は、懸念的被透視感とされる。懸念的被透視感とは、相互作用する相手に直接伝えていない自己の内面を気づかれているかもしれないと感じる感覚である、被透視感（太幡, 2006a）の一種である。そして、自己と他者が相互作用している状況で日常的に生じると位置づけられる（太幡, 2010a）。

懸念的被透視感に関するこれまでの研究では、懸念的被透視感による反応（太幡, 2006b, 2008, 2009, 2010b）や、その反応が与える印象（太幡, 2008, 2011）が主に検討されている。そして、懸念的被透視感が生

じている対人コミュニケーションの特徴が明らかにされてきている。例えば、気づかれたくない事柄を懸念的被透視感による自らの反応によって気づかれてしまうという、自己成就予言（self-fulfilling prophecy; Jones, 1977; Merton, 1948）現象が生じる可能性が示されている。太幡（2008）では、自己呈示の意図的統制による認知的負荷（Baumeister, Hutton, & Tice, 1989）の観点から、気づかれたくないことを無理に隠そうとすると負荷になるため、懸念的被透視感によって焦りを反映する反応を抑制できずに多く表出してしまうという予測の下、実験が行われた。アルバイトの面接に参加する実験参加者は、面接の前に、面接とは

無関係の実験協力者から、“柔軟的思考力”（架空の能力）が低いという情報が与えられた。直後の面接で、面接者から“柔軟的思考力”と類似する能力（独創性）が採用条件であると伝えられた。また、半分の実験参加者には、自分の振る舞いに特に注意するように伝えられ、認知的負荷が操作された。そして、面接者から面接の途中で独創性を発揮するよう求められ、“柔軟的思考力”が低いことへの懸念的被透視感が喚起された。その後の実験参加者の反応を調べた結果、振る舞いに特に注意するように伝えられていた実験参加者は、沈黙、言い直し、しかめた表情など、焦りを反映する反応を多く表出したことが示された。さらに、これらの反応を多くすると、面接を録画した映像を見た人に、落ち着きがなく、能力が低いという印象を与えてしまうことも明らかにされた。太幡（2008）の結果から、気づかれたい事柄を無理に隠そうとすると負荷となり、懸念的被透視感が生じた際に焦りを反映する反応が生じやすくなるため、かえって相手に不自然な印象を与えてしまうことにつながるという、自己成就予言現象が生じるプロセスが示唆される。

また、懸念的被透視感の感じやすさや強さを規定する要因も検討されている。これまでの研究では、懸念的被透視感の感じやすさを規定する要因については、私的自己意識、シャイネス、隠し事傾向が強い者や、自己の非言語的反応の統制感が弱い者は、懸念的被透視感を感じやすいことが報告されている（Tabata, 2009）。また、懸念的被透視感の強さを規定する要因については、相手を自己の内面に気づく能力が高い人物であると認知すると懸念的被透視感が強まることが明らかにされている（Tabata, 2007）。加えて、懸念的被透視感の上位概念である被透視感に関する研究では、公的自己意識、私的自己意識への注意が、被透視感を強めることが示唆されている（太幡, 2006a）。さらに、シャイネスの強い者は自己をネガティブに認識する傾向があるため（e.g., Jones & Briggs, 1984; 栗林・相川, 1995）、シャイネスの弱い者に比べ、自己のネガティブな側面に被透視感を強く感じることも示されている（太幡・押見, 2004）。

このように、懸念的被透視感による反応やその反応が与える印象や、懸念的被透視感の感じやすさ、強さ

を規定する要因に関しては、これまでに多くの知見が蓄積されている。一方、懸念的被透視感が生じる前提はある事柄を他者に気づかれたいと意識することであることを勘案すると、懸念的被透視感を感じた事柄や、伝えていなかった理由といった内容的特徴を検討し、懸念的被透視感が生じる背景についても明らかにする必要があると考えられる。

太幡・吉田（2008）は、懸念的被透視感が生じる状況の特徴について検討するために、大学生20名に半構造化面接を実施し、懸念的被透視感を感じた経験に想起を求めた。そして、当該状況での懸念的被透視感を感じた事柄、伝えていなかった理由などに回答を求め、それらの具体的内容を抽出した。その結果、懸念的被透視感を感じた事柄は6カテゴリーに分類された。そして、“伝えていない事実”といった自己のみに関わる事柄だけでなく、“相手に向けた気持ちや感情”といった相手に向けた事柄があることが示された。また、伝えていなかった理由は7カテゴリーに分類された。そして、“自己評価低減の回避”といった自己利己的な理由と、“二人の関係への配慮”といった他者配慮的な理由があることが示された。

しかし、太幡・吉田（2008）の未検討点として、懸念的被透視感を感じた事柄と伝えていなかった理由との関係が検討されていない点が挙げられる。太幡・吉田（2008）では、懸念的被透視感を感じた事柄や、伝えていなかった理由を具体的に抽出することに焦点が当てられており、両者の関係は着目されていなかった。懸念的被透視感を感じた事柄によって、その事柄を伝えていない理由が異なる可能性も考えられる。例えば、懸念的被透視感を感じた事柄のうち、“相手に向けた気持ちや感情”のような相手に直接的に関わる事柄は、他の事柄に比べ、その事柄を相手が知ったことで相手に与える影響が意識されやすいと想定される。したがって、伝えていなかった理由として、他者配慮的な理由がより多く挙げられると予測される。このように、懸念的被透視感を感じた事柄と伝えていなかった理由の関係を検討し、両者の具体的な対応関係を示すことで、懸念的被透視感が生じる背景をより明らかにできると考えられる。

また、相手に直接伝えていない、気づかれたいな

い事柄に懸念的被透視感が生じることから、懸念的被透視感を感じた事柄と伝えていなかった理由との関係を検討することで、秘密にされる事柄とその事柄を隠す理由の関係についての示唆を得ることができると考えられる。秘密に関するこれまでの研究では、秘密にされる事柄 (e.g., Kelly, Klusas, Van Weiss, & Kenny, 2001; Norton, Feldman, & Tafoya, 1974)、秘密を明らかにしない理由 (Kelly, 1999, 2002; Vrij, Paterson, Nunkoosing, Soukara, & Oosterwegel, 2003) が検討されている。しかし、これまでの研究では、両者の関係を扱った研究はほとんど見られない。したがって、懸念的被透視感を感じた事柄と伝えていなかった理由との関係を検討することで、秘密に関する研究への知見の還元も期待できると考えられる。

以上のことから、本論文では、懸念的被透視感を感じた事柄と伝えていなかった理由の関係を検討することを目的とする。

本論文は二つの研究によって構成される。研究1では、太幡・吉田 (2008) の半構造化面接で得られたデータを用い、懸念的被透視感を感じた事柄と伝えていなかった理由の関係を検討する。研究2では、より多くの者を対象とした質問紙調査を実施する。すなわち、懸念的被透視感を感じた経験について想起するように教示し、その経験における、懸念的被透視感を感じた事柄、伝えていなかった理由に回答を求め、両者の関係を検討する。

研究1

研究1では、太幡・吉田 (2008) の半構造化面接で得られたデータを用い、懸念的被透視感を感じた事柄と伝えていなかった理由の関係を検討する。

方法

分析対象 太幡・吉田 (2008) の調査対象者となった大学生20名 (男性10名、女性10名) から得られた、懸念的被透視感を感じた経験62場面を分析対象とした。全員から、懸念的被透視感に関する経験が抽出された (最少1、最大8; $M=3.10$, $SD=1.62$)。

太幡・吉田 (2008) の手続きの概略 懸念的被透視感の定義を平易に説明し、最近、日常生活の中で懸念的被透視感を感じた経験を想起するように求めた。そして、当該状況での懸念的被透視感を感じた事柄、伝えていなかった理由について回答を求めた³。経験が複数ある場合には、それぞれの経験について、懸念的被透視感を感じた事柄、伝えていなかった理由に回答を求めた。回答内容は、調査者によって記録された。

データの分類 それぞれの場面における懸念的被透視感を感じた事柄、伝えていなかった理由について、得られた回答内容を基に、社会心理学を専門とする大学院生2名が分類カテゴリーを作成した。その結果、懸念的被透視感を感じた事柄は6カテゴリー、伝えていなかった理由は7カテゴリーに分類された。作成された分類カテゴリーとその例を、表1、表2に示す。なお、伝えていなかった理由は、“二人の関係への配慮”、“相手への配慮”、“二人の関係上”が他者配慮

表1. 懸念的被透視感を感じた事柄 (%)

カテゴリー	例	割合	
		研究1	研究2
相手に向けた気持ちや感情	相手を嫌いだと思っていること	32.3	23.5
伝えていない事実	自分とある友人との間に起こった出来事	30.6	39.6
ウソをついたこと	聞かれた質問にウソをついていること	14.5	5.4
現在抱えている気持ちや考え	サークルに参加したくない気持ち	11.3	16.0
性格や特徴	社交的ではない性格	8.1	9.1
第三者に関する気持ちや感情	自分がある人に好意を抱いていること	3.2	3.7
その他	—	0.0	2.7

注) 研究1の割合は、それぞれのカテゴリーに分類された発言の割合を示す。研究2の割合は、それぞれのカテゴリーを言及した者の割合を示す。

懸念的被透視感を感じた事柄と伝えていなかった理由の関係

表2. 伝えていなかった理由 (%)

カテゴリー	例	割合	
		研究1	研究2
二人の関係への配慮	よい関係を壊したくなかった	32.3	17.1
自己評価低減の回避	相手から否定的に見られたくなかった	24.2	21.4
相手への配慮	相手に対して申し訳なかった	21.0	21.9
恥ずかしさ	知られると恥ずかしかった	9.7	11.2
状況からの回避	休みたかった	6.5	5.4
相手との関わりの回避	相手を避けたかった	3.2	13.4
二人の関係上	立場上言い出せなかった	1.6	2.1
その他	—	1.6	7.5

注) 研究1の割合は、それぞれのカテゴリーに分類された発言の割合を示す。研究2の割合は、それぞれのカテゴリーを言及した者の割合を示す。

的な理由、その他の理由は自己利益的な理由に大別される。次に、分類カテゴリーを作成した2名とは別の2名の評定者（大学院生）が、それぞれの項目ごとに各回答を分類評定した。一致率は、懸念的被透視感を感じた事柄が91.9%、伝えていなかった理由が85.5%であった。分類されたカテゴリーが不一致だった場合には、両者の協議により再分類するように求めた。

結果

懸念的被透視感を感じた事柄 懸念的被透視感を感じた事柄のそれぞれのカテゴリーに分類された発言の割合を表1に示す。“相手に向けた気持ちや感情”、“伝えていない事実”、“ウソをついたこと”の順に多く言及されていた。

伝えていなかった理由 伝えていなかった理由のそれぞれのカテゴリーに分類された発言の割合を表2に

示す。“二人の関係への配慮”、“自己評価低減の回避”、“相手への配慮”の順に多く言及されていた。

懸念的被透視感を感じた事柄と伝えていなかった理由の関係 懸念的被透視感を感じた事柄と伝えていなかった理由の関係を検討するにあたり、懸念的被透視感を感じた事柄として“第三者に関する気持ちや感情”、“その他”に分類された発言、伝えていなかった理由として“二人の関係上”、“その他”に分類された発言は少なかったため、除外した⁴。したがって、以降の分析では、58場面のデータが分析対象となった。

懸念的被透視感を感じた事柄ごとの伝えていなかった理由を表3に示す。それぞれの事柄で多く挙げられた理由は以下の三点に整理される。(a) “相手に向けた気持ちや感情”は、“二人の関係への配慮”が多く挙げられていた。(b) “ウソをついたこと”は、“相

表3. 懸念的被透視感を感じた事柄ごとの伝えていなかった理由 (%) (研究1)

	二人の 関係への 配慮	自己評価 低減の 回避	相手への 配慮	恥ず かしさ	状況 からの 回避	相手との 関わりの 回避
相手に向けた 気持ちや感情	60.0	10.0	10.0	15.0	5.0	0.0
伝えていない事実	21.1	26.3	31.6	5.3	10.5	5.3
ウソをついたこと	12.5	25.0	62.5	0.0	0.0	0.0
現在抱いている 気持ちや考え	33.3	50.0	0.0	0.0	0.0	16.7
性格や特徴	20.0	40.0	0.0	20.0	20.0	0.0

手への配慮”が多く挙げられていた。(c)“現在抱いている気持ちや考え”、“性格や特徴”は、“自己評価低減の回避”が多く挙げられていた。

考察

研究1では、太幡・吉田(2008)の半構造化面接で得られたデータを用い、懸念的被透視感を感じた事柄と伝えていなかった理由の関係を検討した。その結果、懸念的被透視感を感じた事柄によって、その事柄を伝えていない理由が異なる可能性が示唆された。例えば、予測通り、“相手に向けた気持ちや感情”は、“二人の関係への配慮”といった他者配慮的な理由が多く挙げられていた。

研究1において分析対象となった発言は20名から得られたものであることから、より多くの者を対象にした調査の結果と併せて解釈される必要があると考えられる。したがって、質問紙調査を用いた研究2と併せて、結果を詳細に考察することとする。

研究2

研究2では、より多くの者を対象とした検討を行うために、懸念的被透視感を感じた経験に想起を求める質問紙調査により、懸念的被透視感を感じた事柄、伝えていなかった理由に回答を求め、両者の関係を検討する。

方法

調査対象者 大学生218名に対し、個別に回答を求めた。想起できなかった17名、回答に不備のある14名を除き、187名(男性82名、女性102名、不明3名、平均年齢 19.98 ± 1.23 歳)を分析対象とした。

質問紙の構成 質問紙の冒頭において、“日常生活の中で、ある相手とやりとりをしているときに、その人に対して、自分から直接的に伝えていない気づかれないかと思っていることが、‘相手へ気づかれないかもしれない’と感じた経験についておたずねします。”と教示し、懸念的被透視感の定義を平易に説明した。そして、最近、日常生活の中で懸念的被透視感を感じた経験を一つ想起するように教示し、懸念的被透視感を感じた事柄、伝えていなかった理由について自由記述により回答を求めた⁵。加えて、想起された経験の特徴を確認するために、その事柄を気づかれ

たくない意識の高さについて、“1. 低い”から“5. 高い”の5件法で回答を求めた。また、その状況での懸念的被透視感の強さについて、“1. 弱い”から“5. 強い”の5件法で回答を求めた。

自由記述の分類 回答されたそれぞれの懸念的被透視感を感じた事柄、伝えていなかった理由について、社会心理学を専門とする大学院生2名が、太幡・吉田(2008)で作成されたカテゴリーに分類した。2名の分類の一致率は、懸念的被透視感を感じた事柄が95.2%、理由が92.0%であった。分類したカテゴリーが不一致だった場合には、両者の協議により再分類するように求めた。

結果

想起された経験の特徴 想起された経験について、気づかれたくない意識は $M=3.64$ ($SD=1.09$)、懸念的被透視感 $M=3.54$ ($SD=1.07$)であった。理論的中間点(3点)と比較すると、気づかれたくない意識($t(186)=8.02, p<.001$)、懸念的被透視感($t(186)=6.88, p<.001$)とも、有意に高かった。したがって、気づかれたくない意識がある程度高く、懸念的被透視感のある程度強く感じた経験が想起されていたと考えられる。なお、両者の得点には有意な相関は見られなかった($r=.01, ns$)。

懸念的被透視感を感じた事柄 懸念的被透視感を感じた事柄のそれぞれのカテゴリーを言及した者の割合を表1に示す。“伝えていない事実”、“相手に向けた気持ちや感情”、“現在抱いている気持ちや考え”の順に多く言及されていた。また、それぞれのカテゴリーが言及された割合は、研究1でそれぞれのカテゴリーに分類された発言の割合と類似していた。

伝えていなかった理由 伝えていなかった理由のそれぞれのカテゴリーを言及した者の割合を表2に示す。“相手への配慮”、“自己評価低減の回避”、“二人の関係への配慮”の順に多く言及されていた。また、それぞれのカテゴリーが言及された割合は、研究1でそれぞれのカテゴリーに分類された発言の割合と類似していた。

懸念的被透視感を感じた事柄と伝えていなかった理由の関係 懸念的被透視感を感じた事柄と伝えていなかった理由の関係を検討するにあたり、懸念的被透

懸念的被透視感を感じた事柄と伝えていなかった理由の関係

表4. 懸念的被透視感を感じた事柄ごとの伝えていなかった理由(%) (研究2)

		二人の 関係への 配慮	自己評価 低減の 回避	相手への 配慮	恥ずかしさ	状況からの 回避	相手との 関わり の回避
相手に向けた	%	47.6	9.5	31.0	4.8	0.0	7.1
気持ちや感情	残差	5.21***	-2.52*	1.28	-1.55	-1.95 ⁺	-1.66 ⁺
伝えていない事実	%	10.6	25.8	21.2	12.1	12.1	18.2
	残差	-2.49*	0.50	-0.63	0.29	2.57*	0.94
ウソをついたこと	%	10.0	50.0	0.0	10.0	20.0	10.0
	残差	-0.82	2.01*	-1.82 ⁺	-0.13	1.86 ⁺	-0.46
現在抱いている	%	14.3	17.9	35.7	10.7	0.0	21.4
気持ちや考え	残差	-0.83	-0.81	1.68 ⁺	-0.10	-1.50	1.05
性格や特徴	%	0.0	50.0	7.1	28.6	0.0	14.3
	残差	-1.96 ⁺	2.42*	-1.53	2.15*	-1.01	-0.08

⁺ $p<.10$, * $p<.05$, *** $p<.001$

視感を感じた事柄として“第三者に関する気持ちや感情”、“その他”を言及した者、伝えていなかった理由として“二人の関係上”、“その他”を言及した者は少なかったため、除外した。したがって、以降の分析では、160名のデータが分析対象となった^{6,7}。

懸念的被透視感を感じた事柄ごとの伝えていなかった理由を表4に示す。懸念的被透視感を感じた事柄による伝えていなかった理由の違いを調べるために χ^2 検定を行ったところ、有意であった($\chi^2(20)=60.94$, $p<.001$)。残差分析の結果から、それぞれの事柄で期待度数よりも有意に多く挙げられていた理由は以下の三点に整理される。(a)“相手に向けた感情”は、“二人の関係への配慮”が多く挙げられていた。(b)“性格や特徴”、“ウソをついたこと”は、“自己評価低減の回避”が多く挙げられていた。加えて、“性格や特徴”では、“恥ずかしさ”が多く挙げられていた。(c)“伝えていない事実”は、“状況からの回避”が多く挙げられていた。

考察

研究2では、懸念的被透視感を感じた経験に想起を求める質問紙調査により、懸念的被透視感を感じた事柄、伝えていなかった理由に回答を求め、両者の関係を検討した。その結果、研究1の結果からも示唆されるように、懸念的被透視感を感じた事柄によって伝え

ていなかった理由が異なることが示された。以下、両者の具体的な対応関係について、研究1の結果と対応させ、整理、考察する。

研究1と類似した結果が得られた点として、以下の二点が挙げられる。第一に、予測通り、“相手に向けた気持ちや感情”は、“二人の関係への配慮”といった他者配慮的な理由が多く挙げられていた点である。この結果は研究1でも得られていることから、“相手に向けた気持ちや感情”は“二人の関係への配慮”によって伝えられていないことが多いと解釈される。一方、研究1、研究2ともに、他者配慮的な理由のうち、“相手への配慮”といった理由は、“相手に向けた気持ちや感情”を伝えていなかった理由として多く挙げられているわけではなかった。したがって、“相手に向けた気持ちや感情”を伝えていない背景には、単純に相手に気を遣いたいという意識よりも、気を遣うことで相手との現在の関係を維持したいという意識がある場合が多いと解釈される。研究2で想起された懸念的被透視感を感じた経験は、友人や目上の人のような、普段から関わりのある者とのやりとりを想起した者が多かった⁸。また、“相手に向けた気持ちや感情”には相手への批判、不満、非好意的な感情などのネガティブな内容が多く含まれていた。したがって、関係性のある相手に対し、相手に向けたネガティブな気持ちや感情

が知られることで、自分に非好意的印象を抱かせてしまい、その結果、相手との関係が疎遠になることを避けようとしたためであると考えられる。関係性のある相手に非好意的印象を抱くことがその後の関係解消の原因となることは、友人関係に関する研究において実証されている (Rose, 1984)。

第二に、“ウソをついたこと”、“性格や特徴”は、自己利益の理由である“自己評価低減の回避”が多く挙げられていた点である。“性格や特徴”は、自己利益の理由である“恥ずかしさ”も多く挙げられていた。“恥ずかしさ”は、ネガティブな評価による感情反応であると位置づけられるため、“自己評価低減の回避”とはネガティブな評価の予期という点で共通していると考えられる。自由記述の内容では、“性格や特徴”には、一般的にネガティブに捉えられる内容が多く含まれていた。また、ウソをつくことは、社会的に望ましくないと考えられている (Vrij, 2008)。したがって、ウソをついた事実やネガティブな性格が相手に知られることで、他者からネガティブに評価されて自己評価の低下につながると捉えられやすかったと推察される。

一方、研究1と異なる結果が得られた点として、以下の二点が挙げられる。第一に、“伝えていない事実”は、“状況からの回避”が多く挙げられていた点である。研究1では、両者には強い関連は見られていなかった。研究2で“状況からの回避”に分類された具体的内容には、“知られると怒られるから”といった相手からの叱責を避けたいという内容が多く見られた。したがって、懸念的被透視感を感じた事柄で“伝えていない事実”に分類された事柄に、相手からの叱責が予期される事柄が多く含まれていたことが結果に影響したと想定される。第二に、“ウソをついたこと”について、研究1では“相手への配慮”が相対的に多く挙げられていたものの (62.5%)、研究2では言及されていなかった点である。このように結果が異なった理由として、研究1の面接対象者の中に、社会的望ましさ (social desirability; Crowne & Marlowe, 1964) を考慮して、“ウソをついたこと”を伝えていなかった理由を説明する際に、他者配慮的な理由を含めて面接者に説明した者がいたことが影響した可能性が考えられる。

なお、懸念的被透視感を感じた事柄、伝えていなかった理由について、それぞれのカテゴリーが言及された割合は、研究1でそれぞれのカテゴリーに分類された発言の割合と類似していた。したがって、研究1の結果と併せると、“伝えていない事実”、“相手に向けた気持ちや感情”に懸念的被透視感を感じやすいと考えられる。また、“相手への配慮”、“自己評価低減の回避”、“二人の関係への配慮”が、懸念的被透視感を感じた事柄を伝えていなかった理由になりやすいと考えられる。

総合考察

本論文の貢献 本論文の目的は、懸念的被透視感を感じた事柄と伝えていなかった理由の関係を検討することであった。二つの研究を通して、懸念的被透視感を感じた事柄によって伝えていなかった理由が異なることが示された。そして、“相手に向けた気持ちや感情”は“二人の関係への配慮”によって伝えられていないことが多いといったように、懸念的被透視感を感じた事柄と伝えていなかった理由のいくつかの具体的な対応関係も明らかにされた。したがって、本論文で得られた知見により、懸念的被透視感が生じる背景をより明らかにできたと考えられる。

また、本論文で得られた知見は、秘密にされる事柄とその事柄を隠す理由の関係についての示唆を与えるものであると考えられる。すなわち、これまで十分に明らかにされてこなかった、秘密にされる事柄とその事柄を隠す理由の関係を具体的に示したため、秘密に関する研究に知見が還元できると考えられる。しかし、秘密に関する研究に本論文の知見を適用する際の問題点として、本論文では懸念的被透視感が生じた場合に限定されている点が指摘できる。秘密にされる事柄とその事柄を隠す理由の結びつきのうち、懸念的被透視感が生じにくいものもある可能性も考えられる。したがって、今後の課題として、本論文の知見を、懸念的被透視感が生じていない場合における秘密にされる事柄とその事柄を隠す理由の関係と対比することが挙げられる。

今後の展望 今後の展望として、以下の三点が挙げられる。第一に、本論文の知見について、文化的自己

観 (cf. 北山, 1994) の違いを考慮した追試を実施する点である。欧米で行われた秘密に関する事柄の研究では、秘密を明らかにしない理由として、自己利己的な理由がほとんどを占めている (Kelly, 1999, 2002; Vrij, et al., 2003)。この理由について、太幡・吉田 (2008) は、相互独立的自己観を持つ欧米人は個人志向的な理由を挙げやすく、相互協調的な自己観を持つ日本人は関係志向的な理由を挙げやすいという、文化的自己観の観点から考察している。隠している事柄を伝えない理由が欧米人と日本人で異なるのであれば、懸念的被透視感を感じた事柄と伝えていなかった理由の関係が異なる可能性も考えられる。文化的自己観の違いを考慮した追試を実施することにより、懸念的被透視感を感じた事柄と伝えていなかった理由の関係に、文化などの社会的要因が影響を及ぼす可能性を検討できると考えられる。

第二に、懸念的被透視感と類似する概念との関係を検討することである。太幡 (2010a) は、懸念的被透視感の上位概念である被透視感と、自己に対する他者のメタ知覚の推測により生じる点で類似している概念として、自我漏洩感を挙げている。自我漏洩感とは、意図していないのに自己の内面が外に漏れてしまうという感覚と定義される (丹野・坂本, 2001)。自我漏洩感とは、他者との相互作用していない状況でも生じうるという特徴や、相互作用の相手だけでなく周囲の他者に対しても感じられるという特徴 (e.g., 藤縄, 1972; 萩生田・濱田, 1991) を勘案すると、異常的意識を対象としていると位置づけられる (太幡, 2010a)。太幡 (2010a) は、被透視感、自我漏洩感として説明される現象の関係や連続性を明らかにするために、内容的特徴を対比する研究が必要となると述べている。本論文は、太幡・吉田 (2008) と併せ、懸念的被透視感の内容的特徴を示した研究であると位置づけられる。したがって、被透視感、自我漏洩感として説明される現象の関係や連続性を検討する上での基礎的資料となると考えられる。

第三に、懸念的被透視感が生起する際のプロセスを検討する点である。懸念的被透視感は覚醒水準の高まりを反映したものであると想定されており、太幡 (2008, 2009) では、懸念的被透視感の強さと当該

状況での焦りに正の相関が見られることが報告されている。しかし、懸念的被透視感が生起に関わる他の感情の働きについては検討されていない。本論文の一連の研究や太幡・吉田 (2008) で示されたように、伝えていなかった理由にはいくつかの種類が見られることから、伝えていなかった理由によって、恥 (shame) や罪悪感 (guilt) といった、他者との関係の中で自己評価的に生じる自己意識感情 (self-conscious emotion; Tangney, 1995) も、懸念的被透視感の生起と関連していると想定される。例えば、罪悪感とは他者志向的な特徴がある共感性と関連する (有光, 2006) という知見から、他者配慮的な理由で伝えていない事柄への懸念的被透視感の生起に罪悪感が関連すると推察される。そして、懸念的被透視感を感じた事柄によって伝えていなかった理由が異なるという本論文の一連の結果を勘案すると、懸念的被透視感を感じた事柄によって、懸念的被透視感が生起に関わる感情が異なると想定される。上記の点を検討すると、懸念的被透視感が生起するプロセスを示すことにつながるため、懸念的被透視感が生じる背景をさらに詳しく示すことができるようになると思われる。

引用文献

- 有光興記 (2006). 罪悪感、羞恥心と共感性の関係
心理学研究, 77, 97-104.
- Baumeister, R. F., Hutton, D. G., & Tice, D. M. (1989). Cognitive processes during deliberate self-presentation: How self-presenters alter and misinterpret the behavior of their interaction partners. *Journal of Experimental Social Psychology*, 25, 59-78.
- Crowne, D. P., & Marlowe, D. (1964). *The approval motive: Studies in evaluative dependence*. New York : Wiley.
- 藤縄昭 (1972). 自我漏洩症候群について 土居健郎 (編) 分裂病の精神病理 1 東京大学出版会 pp. 33-50.
- 萩生田晃代・濱田秀伯 (1991). 自我漏洩症状の症状変遷について 精神医学, 33, 283-289.
- Jones, R. A. (1977). *Self-fulfilling prophecies:*

- Social, psychological, and physiological effects of expectancies. Hillsdale, NJ: Erlbaum.
- Jones, W. H. & Briggs, S. R. (1984). The self-other discrepancy in social shyness. In R. Schwarzer (Ed.), *The self in anxiety, stress, and depression*. New York: Elsevier. pp.93-107.
- Kelly, A. E. (1999). Revealing personal secrets. *Current Directions in Psychological Science*, 8, 105-109.
- Kelly, A. E. (2002). *The Psychology of secrets*. New York: Kluwer Academic.
- Kelly, A. E., Klusas, J. A., Van Weiss, R. T., & Kenny, C. (2001). What is it about revealing secrets that is beneficial? *Personality and Social Psychology Bulletin*, 27, 651-665.
- 北山忍 (1994). 文化的自己観と心理的プロセス 社会心理学研究, 10, 153-167.
- 栗林克匡・相川充 (1995). シャイネスが対人認知に及ぼす影響 実験社会心理学研究, 35, 49-56.
- Merton, R. K. (1948). The self-fulfilling prophecy. *Antioch Review*, 8, 193-210.
- Norton, R., Feldman, C., & Tafoya, D. (1974). Risk parameters across types of secrets. *Journal of Counseling Psychology*, 21, 450-454.
- Rose, S. M. (1984). How Friendships End: Patterns Among Young Adults. *Journal of Social and Personal Relationships*, 1, 267-277.
- 太幡直也 (2006a). 被透視感の強さを規定する要因—自己への注意と他者の視点取得についての検討—社会心理学研究, 22, 19-32.
- 太幡直也 (2006b). 懸念的被透視感による反応と反応への評価の検討 日本社会心理学会第47回大会発表論文集, 12-13.
- Tabata, N. (2007). Some factors in perceived unwanted transparency. *Psychological Reports*, 100, 803-809.
- 太幡直也 (2008). 認知的負荷が懸念的被透視感によって生起する反応に与える影響 心理学研究, 79, 333-341.
- 太幡直也 (2009). 気づかれたくない理由が懸念的被透視感を感じた際の言語的方略に与える影響 心理学研究, 80, 199-206.
- Tabata, N. (2009). Factors related to the sensitivity to unwanted transparency. *Psychological Reports*, 105, 477-480.
- 太幡直也 (2010a). 内面の被知覚の意識に関する研究の展望—概念の整理を中心に— パーソナリティ研究, 18, 210-219.
- 太幡直也 (2010b). 懸念的被透視感の喚起直後に生起する非言語的反応 東洋大学社会学部紀要, 47-1, 15-22.
- 太幡直也 (2011). 懸念的被透視感によって生起する反応の印象 心理学研究, 81, 625-630.
- 太幡直也・押見輝男 (2004). 行動の解釈が被透視感を感じる側面に与える影響—シャイネスとの関連—対人社会心理学研究, 4, 141-146.
- 太幡直也・吉田富二雄 (2008). 懸念的被透視感が生じる状況の特徴 筑波大学心理学研究, 36, 11-17.
- Tangney, J. P. (1995). Shame and guilt in interpersonal relationships. In J. P. Tangney & K. W. Fisher (Eds.), *Self-conscious emotions: Shame, guilt, embarrassment, and pride*. New York: Guilford Press. pp. 114-139.
- 丹野義彦・坂本真士 (2001). 自分のこころからよむ 臨床心理学入門 東京大学出版会
- Vrij, A. (2008). *Detecting lies and deceit*. 2nd ed. Chichester, UK: John Wiley & Sons.
- Vrij, A., Paterson, B., Nunkoosing, K., Soukara, S., & Oosterwegel, A. (2003). Perceived advantages and disadvantages of secrets disclosure. *Personality and Individual Differences*, 35, 593-602.

注

1. 本論文の研究の一部は、日本社会心理学会第51回大会 (2010) にて発表された。
2. 論文の作成にあたり、筑波大学吉田富二雄教授、山本眞理子教授にご指導いただきました。記して感謝いたします。
3. 太幡・吉田 (2008) では、懸念的被透視感を感じた相手、懸念的被透視感を感じた根拠、懸念的被

透視感によって生起させた反応などにも回答を求めている。また、懸念的の被透視感と対比させるために、気づいてほしい事柄についての被透視感を期待的被透視感と定義し、期待的被透視感を感じた状況についても懸念的の被透視感を感じた状況と同様の内容の質問をした。結果の詳細は、太幡・吉田（2008）を参照のこと。

4. 伝えていなかった理由の“相手とのかかわりの回避”に分類された発言も少なかったが、研究2において分析対象としたため、除外しなかった。
5. 併せて、懸念的の被透視感を感じた相手、懸念的の被透視感を感じた根拠、懸念的の被透視感を感じた際の反応などにも自由記述により回答を求めている。懸念的の被透視感を感じた際の反応に関する結果は、太幡（2006b）を参照のこと。
6. 懸念的の被透視感を感じた事柄の特徴を補足的に確認するために、気づかれたい意識、懸念的の被透視感について、分析対象となった5カテゴリーを水準とする分散分析を行った。その結果、気づかれたい意識には有意差は見られなかった ($F(4, 155) = 1.31, ns$)。一方、懸念的の被透視感には有意差が見られた ($F(4, 155) = 3.20, p < .05$)。多重比較 (TukeyのHSD法) の結果、“伝えていない事実” ($M = 3.74, SD = 1.04, n = 66$) は“ウソをついたこと” ($M = 2.80, SD = 0.79, n = 10$) に比べ、懸念的の被透視感が強い傾向が見られた ($p < .10$) もの、どのカテゴリー間にも有意差は見られなかった。
7. 気づかれたい理由の特徴を補足的に確認するために、気づかれたい意識、懸念的の被透視感について、分析対象となった6カテゴリーを水準とする分散分析を行った。その結果、気づかれたい意識には有意差は見られなかった ($F(5, 154) = 1.03, ns$)。一方、懸念的の被透視感には有意差が見られた ($F(5, 154) = 3.22, p < .01$)。多重比較 (TukeyのHSD法) の結果、“相手との関わり回避” ($M = 4.13, SD = 0.85, n = 24$) は“自己評価低減の回避” ($M = 3.34, SD = 1.21, n = 38$) や“相手への配慮” ($M = 3.26, SD = 1.06, n = 38$) に比べ、懸念的の被透視感が強いことが示された ($p < .05$)。そ

他のカテゴリー間にも有意差は見られなかった。

8. 187名の回答を太幡・吉田（2008）で作成されたカテゴリーに分類すると、懸念的の被透視感を感じた相手は、友人（46.5%）、目上の人（例えば、先輩）（11.8%）、立場が同じ人（例えば、サークルの同期）（11.8%）、親（8.6%）、恋人（7.0%）、目下の人（5.9%）、その他（8.6%）に分類された。

大学生のパソコンとケータイの利用パターンとケータイ利用スキルとの関連性 ーケータイ・デバイドの視点からー

石川 勝博

ISHIKAWA, Masahiro

The relationship between mobile phone and personal computer usage patterns and mobile phone usage skills among university students - The digital divide of mobile phones -

The purpose of this study is to explore the usage of personal computers and mobile phones among university students and investigate how skill factors such as functionality and the variety of Internet usage relate to the digital divide between the following two groups of university students: Group 1 (mainly mobile) that mainly use mobile phones for Internet access and email and group 2 (mobile and PC) that use personal computers for web browsing and mobile phones for email.

A survey by questionnaire was administered for this study. In comparison with group 2 (mobile and PC), group 1 (mainly mobile) displayed prominent trends of not only using mobile phone functions such as games or as digital music players, but also as barcode scanners and GPS location based services. The results also suggest that subjects in Group 1 (mainly mobile) use various mobile phone based websites to acquire exclusive information. Further research is necessary along with refining the concept of mobile usage skills and measurement methods.

はじめに

ケータイは多機能化が進み、おサイフケータイ、ゲーム、GPSなど様々なかたちで活用されている（石川, 2009）。本来は通話機器であるが、若者はむしろメールに利用することが多い。それに加えて、近年、世間の耳目を集めているのが、ケータイ小説、ブログ、SNS、プロフといったインターネット（本研究では主

にWWWを指す）としての利用である。日本人は、ケータイ・インターネットの利用度が高く、60%以上のケータイユーザーが日常的に使っている（萩原, 2008）。他国のデータに目を向けると、全モバイルユーザーのうち、少なくとも月1回以上ウェブを使った人の比率は、アメリカで15.6%、以下、イギリス12.9%、イタリア11.9%となっている（萩原, 2008より重引）。

日本でのケータイ・インターネット利用度が高い理由として、以下の2点が挙げられる。すなわち、1) iモードのようにケータイ用のネット利用環境を低価格で提供したこと、2) 「GREE」のようにケータイのみに提供されるコンテンツが発達し、また、SNSやブログ、Twitterなどパソコンとケータイの両方で利用できるサイトが増加していることである。

基本的に親指だけで利用するケータイはパソコンよりも操作性に劣るものの、若者は器用に使いこなし、ケータイ・インターネットから様々な情報を取得し活用している。そこで、2000年代初頭、ケータイがインターネット利用を促進し、デジタル・デバイドの是正に寄与することが期待された（電通総研, 2000など）。その後、携帯端末を用いて、いつでも、どこでも、誰でも情報がやりとりできるという「ユビキタス社会」を目指しての、U-Japan政策が推し進められた。その一方でパソコンとケータイ利用者間でのデジタル・デバイド（以下、ケータイ・デバイド）が生じる可能性も指摘されていた（土橋, 2003；小林と池田, 2004；小林と池田, 2005など）。

大学生は、情報教育を受けるなど、パソコンとケータイの両方を使える環境にありながら、ケータイ利用が主である者もいる。ケータイでしかメールしない若者は、パソコン・インターネットをあまり利用しないというデータもあり（小林, 2007）、先のケータイ・デバイドの可能性への指摘を踏まえると、看過できない問題と思われる。

こうした点を踏まえて、石川（2008）は、パソコンとケータイとの併用者とケータイを主に利用する者にデジタル・デバイドがあるのではないかと考えた。そこで、大学生を対象に調査を実施し、彼らの間でデジタル・デバイドに関わるメンタルの要因（コンピュータ不安）とスキルの要因（ケータイ機能の使いこなしの自己評価、情報ハンドリング力）を比較した。その結果、ケータイを主に利用する者は、パソコンとケータイを併用する者よりも、コンピュータ不安のうちオペレーション不安とテクノロジー不安が強い傾向が認められた。この2つの不安が、ケータイ・デバイドに関わる要因である可能性が示唆された。しかし、スキルの要因には差が認められなかった。この結果につい

ては、測定方法やケータイに限った場合の利用スキル（ケータイ利用スキル）について検討する必要性があると解釈された。

以上を鑑みて、本研究は、パソコンとケータイを併用するのか、ケータイに偏るのかといった「利用パターン」と「ケータイ利用スキル」との関連性を、大学生を対象とした調査によって明らかにすることを目的とする。なお、本研究で扱うケータイには、スマートフォンは含まれない。

1. 研究の背景と目的

1.1. パソコンとケータイの利用パターン

ケータイ・デバイドとは、「パソコン利用者」と「ケータイ利用者」とに生じるデジタル・デバイドのことである。実際のメディア利用パターンは、このように二分されるわけではなく、総務省（2010）によると、パソコンとケータイのどちらか一方を利用している者は少数派であり、併用している者が多いことが示されている。国内のインターネット利用者のうち、併用者は6492万人（69.0%）であり、携帯電話・PHS、携帯情報端末からのみの利用者が885万人（9.4%）、パソコンからのみの利用者は1292万人（13.7%）となっている。併用者は約7割、ケータイのみの利用者は約1割である。

柴谷（2010）は、パソコン・インターネットとケータイ・インターネット利用時間の多寡を基準として、インターネット利用者をグループ分けした結果を示している。この調査によると、パソコン、ケータイいずれも長い「併用派」は13.7%であり、年代は低くやや男性が多かった。パソコン利用時間が長い「パソコン派」は32.9%であり、彼らは年代がやや高く男性が多い傾向にあった。ケータイ利用時間が長い「携帯電話派」は13.5%であり、年代はやや低く、女性が多い。そして共に短い「低利用層」は33.1%であり、年代はやや高く女性が多かった。「併用派（13.7%）」と「携帯電話派（13.5%）」の比率は同程度であり、本研究が対象とする若い世代に、併用派とケータイ派が多く見られる点も注目される。

以上の総務省（2010）や柴谷（2010）の調査結果はサンプルや分類方法が異なるため単純に比較できないがケータイ派が一定数存在することは確かである。さらに、モバイル・コンテンツ・フォーラム（2008）

によれば、「パソコンでインターネットはしない」という回答が20.3%あり、特に定額制加入者では、26.0%がケータイのみでインターネットを利用している (p.170)。ケータイのみで情報検索する者は14.3%、ブログをする者は28.5%である (p.144)。SNSの利用の中心がケータイである者は4割近くあり、若者 (10代) に限れば7割がケータイから利用する方が多いと回答している (p.147)。若者にとってのケータイ・インターネットの重要性をうかがい知ることができよう。

ケータイの機能が向上しているとはいえ、パソコンとケータイのどちらか一方を利用するのは得策ではない。辻村 (2007) が例示するように、パソコンは動画情報など情報量の豊富なコンテンツに有効であり、ケータイは携帯性に優れ利用者の位置情報が確認できるといった利点がある。パソコンとケータイのメディア特性に優劣がある訳ではない。パソコンとケータイを併用して様々なかたちで活用すること、それぞれの特性を活かした「棲み分け (土橋, 2003)」が望ましいと捉えるべきである。

大学生は、情報教育を受けるなど、パソコンとケータイを併用できる状況にある。それにも関わらずケータイ利用が中心の者は、どのような理由からそうしているのだろうか。こうした背景の1つには、ケータイ・インターネットがパソコンと比較して、複雑な設定や操作が不要で低価格である点 (松田, 2002) がある。さらに、ケータイの諸機能の進歩という理由も大きい。石野 (2008) が、ケータイを音楽、活字、映像を気軽に楽しむメディアと表現している通り、従来は閲覧できなかったサイトが利用できるなど、ケータイから得られる情報量も格段に増加している。とするならば、併用者はパソコンとケータイの両方から、ケータイ中心の利用者は、パソコンをあまり利用せずともケータイから様々な情報を得ている可能性も指摘できる。本研究では、こうした点について大学生を対象として検討したい。

1.2. ケータイ・デバイドの可能性

ケータイの普及によって、パソコンを使わずとも様々なかたちで情報が取得できるようになり、パソコンを持つ者と持たざる者とのデジタル・デバイドが

是正されるとの考え方がある。この前提にあるのは、ケータイがパソコンの機能的代替手段 (Rosengren と Windahl, 1972) となることである。しかしながら、むしろパソコン・インターネット利用者とケータイ・インターネット利用者の間で、ケータイ・デバイドが生じるおそれが研究者により指摘されている (木村, 2001; 松田, 2002; 小林と池田, 2004; 池田と小林, 2005 など)。これらは、1) パソコンとケータイから取得する情報に関わるもの、2) パソコン利用者とケータイ利用者の要因に関わるもの、に分けることができる。

1.2.1. 取得する情報に関わるケータイ・デバイドの可能性

ここでは、ケータイ・インターネットの「ディスプレイの狭さ、データ記憶容量の限界」という問題が挙げられる (木村, 2001)。海後 (2004) も、ケータイには「インターフェースとしての制限も多く、インターネット上に掲載された大多数の情報は、携帯電話のブラウザで閲覧するのに適した様式になっていないため、情報・サイトへの接続機会が失われ、インターネット上の情報への接続が『制限』される (p.54)」と述べている。

ケータイ・インターネット利用時間は、パソコン・インターネットよりも短いというデータもある。小林 (2007) によれば、前者は1日平均15分程度であり、後者は2時間程度であった。ケータイ・インターネット利用時間は、1日10分未満が32%という結果もある (モバイル・コンテンツ・フォーラム, 2008, p.170)。つまり、ケータイからはパソコンほどの情報が得られていない可能性がある。

その用途からみて、ケータイ・インターネットはパソコン・インターネットほどの活用はされていないという研究結果もある。木村 (2001) は、ケータイ・インターネットの主な用途は、「短い情報伝達、仲間内の会話、情報提供サービスの受動的消費」にとどまるとする。土橋 (2003) の調査では、ケータイ・インターネットの利用率が高いのは「着メロダウンロードサイト」の68.5%と「待ち受け画面サイト」の35.2%の2つであった。海後 (2004) の調査結果でも、ケータイ・インターネット通信の最も一般的な利用方法は、着信

音の音楽ダウンロードや液晶画面の壁紙のダウンロードであった。石井・遠藤・小笠原・橋元・北村・金・三上(2006)も、ケータイ・インターネットによる情報取得は活発でなく、あったとしても、私生活志向の情報(天気予報、ショッピング、音楽)であり、ニュースなど公共性のある情報についてはほとんど取得されていないとまとめている。

総務省(2009)のデータでは、パソコン利用者は多目的な利用(企業や個人のウェブやブログの閲覧、商品等の購入・取引、電子メールの送受信、地図情報の入手など)を行っているのに対し、ケータイ利用者は利用目的が電子メールに集中する傾向が示されている。その上で、世界最先端のモバイル・インターネット環境は実現しているものの、それを活かした利用形態が広がっているとは言えないとしている。

以上あげた取得する情報に関わるケータイ・デバイドの可能性は、次のようにまとめられる。土橋(2003)は、「メディアとして等価なものが、単に端末を変えて用いられるという事態ではありえない(p.9)」と指摘し、池田と小林(2005)は、「ケータイによるインターネットアクセスは、インターネットの広範な情報全体へのアクセスにはほど遠いため、(中略)ケータイ利用に留まる限り、デバイドの問題は大きな解決にはならず、パソコン利用との間にもう1つのデバイドが生み出されかねない(p.42)」のだとする。小林(2007)は、「ケータイとコンピュータ経由ウェブ利用は、現在のところ量および質の点で大いに異なっていると言えよう(p.52)」と述べている。

その一方、ケータイ機能は長足の進歩を遂げており、それに伴い利用者は様々な情報が得られるため、ケータイ・デバイドが是正されるという見方も可能である。総務省(2010)の調査では、パソコン・インターネットとケータイ・インターネット共に「デジタルコンテンツ(音楽・音声、映像、ゲームソフト)の入手・聴取」といった用途の伸びが高いことが示されている。すなわち、従来の研究(土橋, 2003; 石井ら, 2006; 海後2004; 木村, 2001)で示された用途よりも、比較的能動的な利用がなされつつあると解釈できる。

ただし、他のサイトの利用度に目を向けると、ケータイ・インターネットは、パソコン・インターネット

ほど能動的に用いられてはいない。企業・政府等のホームページ(ウェブ)・ブログ(ウェブログ)の閲覧は、パソコンの55.8%に対して、ケータイは13.8%である。以下同様に、商品・サービスの購入・取引は46.9%に対して30.1%、個人のホームページ・ブログの閲覧は42.5%に対して16.2%となっている。能動の利用については、サイトへのアクセスの有無ではなく、そこから取得する情報や活用方法など、より詳細なデータから判断すべきではある。しかし、少なくとも現時点では、ケータイ・インターネットとパソコン・インターネットの情報の差の存在は否定できないと考えられる。

1.2.2. 利用者の要因の差に関わるケータイ・デバイドの可能性

デジタル・デバイドに関わる利用者の要因として、性別、年齢(世代)、年取、学歴、居住地(都市部か郊外か)等、デモグラフィックなものがある。こうした取り上げ方にvan Dijk(2005)は批判的である。それは「不平等の背後に存在する深遠な社会的、文化的、心理的な原因を明らかにしていない(p.25)」からである。Selwyn(2004)が述べているように「諸個人の情報通信技術(ICT)との関与は、社会的、心理的、経済的な理由、そして実用的な理由に基づいており、それらは複雑に交じり合っている(p.349)」と捉えられる。

ケータイ・デバイドに関わる要因としてデモグラフィック要因以外に、利用者の「能力」がある可能性が示されている。木村(2001)は、「移動体インターネットのみ」の利用者は、「パソコン・インターネット+移動体インターネット」、「パソコン・インターネットのみ」の者に比べて、情報化指標(情報ハンドリング能力指数、ネット利用バラエティ度、情報機器利用度)が、有意に低いと報告している。また、情報リテラシー(電通総研, 2000)、メディア・リテラシー(宮田, 2001)といった能力も、ケータイ利用者は低いことが示されている。池田と小林(2005)は、パソコン・インターネットとケータイ・インターネットの利用パターンには、年齢、学歴といったデモグラフィック要因に加えて「テクノロジー親和性(ファックスやビデオなどのテクノロジーの利用能力)」が関連するとし、

これらの要因によるデジタル・デバイドの可能性を示唆している。

さらには、「社会参加の形態」も要因として挙げられる(小林と池田, 2004; 小林と池田, 2005; 宮田, 2005; 宮田, 2007)。小林と池田(2004)の研究では、パソコン・メールはフォーマルな社会参加にポジティブな効果を持つが、ケータイ・メールにはこうした傾向が見られないこと、ケータイ・メールはインフォーマルな社会参加に対してポジティブな効果を持つことが明らかになった。社会関係資本(Social Capital)の観点から宮田(2005)は、ケータイは、親しい友人との結束型社会関係資本の形成に役立つが、橋渡し型社会関係資本の形成にはパソコンが有用であることを示している。つまりは、メディアによって社会参加の形態が異なる可能性が示唆されている。

以上のようなケータイ・デバイドは、メディア利用のパターンとの関連から捉えられる。石川(2008)は、パソコンとケータイの併用群(インターネット利用はパソコンが多く、メール利用はケータイが多い者)とケータイ主利用群(共にケータイ利用が多い者)との間で、海後(2004)が指摘するデジタル・デバイドに関わるメンタルの要因とスキルの要因を比較することで、ケータイ・デバイドの問題を検討した。メンタルの要因とは、平田(1990)によるコンピュータ不安(オペレーション不安、接近願望、テクノロジー不安)である。スキルの要因として、ケータイ機能の使いこなしの自己評価(富士通総研, 2005)、情報ハンドリング力(木村, 2001)を取り上げた。

分析の結果、ケータイ主利用群は併用群よりも、オペレーション不安(コンピュータの操作への不安)、テクノロジー不安(コンピュータが社会に与える負の影響への不安)が高かった。これらの不安が、パソコンとの併用者とケータイ主利用者とを分け、ケータイ・デバイドに関わる要因である可能性が示唆されたと解釈している。

その一方で、スキル面については、両群に差は認められなかった。これは、木村(2001)や池田と小林(2005)の研究結果と異なるものであった。その理由については、スキル面の測定方法から解釈された。ケータイ機能の使いこなしの自己評価とは、ケータイの全機能の

うち、自分が使いこなしていると認識している機能の割合である。この選択肢は、「ほとんど全ての機能をつかいこなしている」、「半分以上の機能を使いこなしている」、「使っている機能は半分以下である」、「使っている機能はごく一部しかない」であり、曖昧な部分が大きい。よって、より具体的に実際に利用している機能を検討する必要があると解釈された。

「情報ハンドリング力」は、一般的情報活用能力でありケータイに限った能力ではなく、パソコンの活用なども含まれる。そのために、併用群はパソコンとケータイを用いて情報活用していると回答し、ケータイ主利用群はパソコンを使わずともケータイを使いこなして情報活用していると回答した可能性があると解釈された。それが両群に差が認められなかった理由の1つと考えられる。とするならば、ケータイ主用群は、併用群以上にケータイを活用して様々な情報を得ているという推測も可能であり、ケータイに限った「ケータイ利用スキル」を取り上げる意義が指摘できる。

以上は、データから直接読み取れるものではなく、あくまで解釈のレベルに留めるものであるため、実証的な検討を進めていく必要がある。以上を踏まえて、本研究のリサーチ・クエスチョン(Research Questions)を設定することにしたい。

1.3. 研究の目的

これまで、ケータイとパソコンの利用パターンに関する調査結果と、ケータイ・デバイドの可能性を指摘する研究を概観した。後者の研究の多くに共通するのは、パソコン利用者とケータイ利用者との比較である。しかしながら、1.1.で示した利用パターンから、どちらか一方に偏る者は少ないこと、また一定数のケータイ派がいることが分かった。本研究のように対象者を大学生に限った場合には、パソコンだけを利用しケータイを利用しない者は少ないだろう。すなわち、併用者とケータイ主利用者が存在すると予想される。

ケータイ・デバイドの可能性を指摘する研究が着目するのは、1)パソコンとケータイから取得する情報と、2)パソコン利用者とケータイ利用者の要因である。前者は、両メディアから得ている情報の内容や接触時間が問題とされる。後者は、パソコン利用者とケ

ータイ利用者として、能力や社会参加の形態などに差があることを示し、ケータイ・デバイドの可能性を論じている。本研究では、2)の視点から検討したい。そこには、1.2.2で挙げたように様々な要因が取り上げられているが、今回は、石川(2008)の研究で課題として残った「ケータイ利用スキル」を検討する。

「ケータイ利用スキル」は、「ケータイの利用機能と利用頻度」と「ケータイ・インターネット利用のバラエティ度」で捉えることとした。後者は、ケータイに限ったインターネット利用を測定するために、木村(2001)によるパソコン・インターネット利用のバラエティ度の考え方を援用したものである。石川(2008)が推測するように、ケータイ主利用群が、パソコンは使わずともケータイを使いこなし情報を活用していると認識しているとすれば、彼らのケータイ・インターネット利用のバラエティ度は併用群よりも高くなると予想される。

以上を鑑み、本研究の目的は、「パソコンとケータイの利用パターン(併用群とケータイ主利用群)」と「ケータイ利用スキル(ケータイの利用機能と利用頻度、ケータイ・インターネット利用のバラエティ度)」との関連性を明らかにすることとした。そこで、以下の2つのリサーチ・クエスチョン(Research Questions)を設定した。

RQ1: インターネットと電子メール利用におけるパソコンとケータイ併用群とケータイ主利用群の「ケータイの利用機能と利用頻度」の関連性を明らかにする。

RQ2: インターネットと電子メール利用におけるパソコンとケータイ併用群とケータイ主利用群の「ケータイ・インターネット利用のバラエティ度」の関連性を明らかにする。

2. 調査

2.1. 調査の目的と方法

RQ1とRQ2を検討するために集合法による質問紙調査を実施した。2007年5月と7月に、筆者の担当科目の時間等を利用して質問紙を配布し、一斉に回答さ

せた。

2.2. 調査対象者

茨城県内のA大学の学生158名と埼玉県内のB大学の学生191名、計349名である。なお、今回の調査対象者は全て文系の学生である。

2.3. 調査内容

- 1) 調査対象者の属性(所属学科、性別、学年、年齢)
- 2) パソコンとケータイの利用頻度(選択肢は、後述の表2を参照のこと)

調査校いずれも必修科目に情報処理関連科目があったため、1の選択肢は、パソコンの場合は「授業(含む授業の課題)で使うだけ」、ケータイの場合は「ほとんど使わない」とした。

- 3) インターネットと電子メールに用いるメディア(選択肢は表3を参照のこと)

- 4) ケータイの利用機能と利用頻度(選択肢は表6を参照のこと)

それぞれの機能をどのくらい利用しているのかを尋ねた。項目は、富士通総研(2005)、小檜山(2005)、総務省(2006)を参考に作成した。

- 5) ケータイ・インターネットでよく利用するサイト(選択肢は表7を参照のこと)

表7の選択肢から複数選択させた。該当するサイトがない場合には自由記述させた。項目は、富士通総研(2005)、総務省(2006)、そして鈴木・米倉・中野・西村(2007)の研究を参考に作成した。

3. 分析

3.1. 分析対象者

調査対象者とした349名のうち、回答に不備のあった19名(A大学11名、B大学8名)を除く、330名が分析対象者となった(表1)。その内訳は、A大学が147名(男50名、女97名)、B大学183名(男86名、女97名)である。

表1 分析対象者の内訳

		学年				
		1年生	2年生	3年生	4年生	全体
性別	男	68	48	8	12	136
	女	115	56	17	6	194
	全体	183	104	25	18	330

3.2. パソコンとケータイの利用頻度

両メディアの利用頻度を表2に示す。比較すると、各メディアを毎日使うと回答（選択肢5～10）した者は、パソコンが114名（34.55%）に対して、ケータイは321名（97.27%）であった。最も度数が高かった回答は、コンピュータが「週に1、2回」に対し、ケータイは「毎日3時間以上」であった。毎日ケータイを3時間以上使っている者が26.97%と4分の1を超えており、大学生にとってのケータイの重要性が見て取れる。ただし、ここで回答させたのはケータイ利用時間の総計であり、インターネットとメールとに分けて尋ねていないので、その内容や内訳は明らかではない。

表2 パソコンとケータイ利用頻度

		パソコン		ケータイ	
		度数	%	度数	%
1	授業（含む課題）で使うだけ（PC）	49	14.85%		
1	ほとんど使わない（ケータイ）			4	1.21%
2	週に1、2回	91	27.58%	2	0.61%
3	週に3、4回	76	23.03%	3	0.91%
4	毎日、30分未満	7	2.12%	42	12.73%
5	毎日、30分から1時間未満	31	9.39%	58	17.58%
6	毎日、1時間から1時間半未満	24	7.27%	46	13.94%
7	毎日、1時間半から2時間未満	16	4.85%	28	8.48%
8	毎日、2時間から2時間半未満	14	4.24%	37	11.21%
9	毎日、2時間半から3時間未満	7	2.12%	21	6.36%
10	毎日、3時間以上	15	4.55%	89	26.97%
計		330	100.00%	330	100.00%

3.3. インターネットと電子メールに用いるメディアと利用パターン

インターネットと電子メールに用いるメディアに関する回答結果は、表3に示すとおりである。

表3 インターネットと電子メールに用いるメディア

		インターネット		電子メール	
		度数	%	度数	%
1	パソコンのみ	32	9.70%	2	0.61%
2	ほとんどがパソコン	105	31.82%	3	0.91%
3	ややパソコンが多い	59	17.88%	2	0.61%
4	どちらとも言えない	48	14.55%	5	1.52%
5	ややケータイが多い	48	14.55%	14	4.24%
6	ほとんどがケータイ	30	9.09%	139	42.12%
7	ケータイのみ	8	2.42%	165	50.00%
計		330	100.00%	330	100.00%

インターネットに用いるメディアについて「パソコンが多い（選択肢の1、2、3を選択）」者は196名（59.39%）であった。それに対して、「ケータイが多い（同5、6、7を選択）」者は86名（26.06%）であった。スペックの違いを考えると、うなずける結果である。その一方、4分の1強がケータイ・インターネット派であることも見逃せない。ケータイ・インターネットの普及が、インターネット利用の裾野を広げる役割を果たしていることを示す結果と解釈できる。

電子メール利用メディアについては、偏りの見られる結果となった。「パソコンが多い」者は7名（2.12%）に対して、「ケータイが多い」者は318名（96.36%）と圧倒的である。電子メールについては、いつでもどこでもやり取りできるケータイのほうが、パソコンよりも多く利用されるのは納得いくものであるが、その偏りは著しい。「ケータイのみ」という回答が50%に上る。

次に、インターネットと電子メールの利用パターンにより分析対象者の群分けした結果を示す（表4）。

330名のうち、インターネットと電子メール共にパソコンのみを利用する者は2名であり、どちらもケー

表4 インターネットと電子メール利用メディアのクロス集計結果

		インターネット利用メディア							全体
		1.パソコンのみ	2.ほとんどがパソコン	3.ややパソコンが多い	4.どちらとも言えない	5.ややケータイが多い	6.ほとんどがケータイ	7.ケータイのみ	
電子メール利用メディア	1.パソコンのみ	2 0.61%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	2 0.61%
	2.ほとんどがパソコン	0 0.00%	3 0.91%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	3 0.91%
	3.ややパソコンが多い	1 0.30%	1 0.30%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	2 0.61%
	4.どちらとも言えない	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	4 1.21%	1 0.30%	0 0.00%	0 0.00%	5 1.52%
	5.ややケータイが多い	1 0.30%	8 2.42%	4 1.21%	1 0.30%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	14 4.24%
	6.ほとんどがケータイ	10 3.03%	53 16.06%	26 7.88%	24 7.27%	18 5.45%	8 2.42%	0 0.00%	139 42.12%
	7.ケータイのみ	18 5.45%	40 12.12%	29 8.79%	19 5.76%	29 8.79%	22 6.67%	8 2.42%	165 50.00%
	全体	32 9.70%	105 31.82%	59 17.88%	48 14.55%	48 14.55%	30 9.09%	8 2.42%	330 100.00%

タイのみとする者は8名であった。残りの320名は「広義の併用者」である。本研究では、全員を併用者としてひとくくりにするのではなく、それぞれのメディアに利用の度合いによって、群分けした。「選択肢1、2、3の回答」を「パソコンが多い」、「選択肢5、6、7の回答」を「ケータイが多い」と分類し、その結果をクロスした（表5）。「選択肢4 どちらとも言えない」は分類せずそのまま残した。

表5にあるとおり、インターネットも電子メールもパソコンが多いとした者は7名である。インターネットはケータイが多く、電子メールはパソコンが多いと

した者は0名であった。最も多く見られた組み合わせが、インターネットはパソコンが多く、電子メールはケータイが多いとする者（189名）である。以下、「併用群」と呼ぶ。次いで多かったのが、インターネットも電子メールもいずれもケータイが多いとする者である（85名）。これを、「ケータイ主利用群」と呼ぶ。インターネットについてはどちらともいえないが、電子メールは主にケータイを利用する者は44名であった。この44名は傾向が明確ではないので分析から除外することにした。

表5 インターネットと電子メール利用メディアのクロス集計結果（簡略版）

		インターネット利用メディア			
		パソコンが多い	どちらとも言えない	ケータイが多い	合計
電子メール利用メディア	パソコンが多い	7	0	0	7
	どちらとも言えない	0	4	1	5
	ケータイが多い	189	44	85	318
	合計	196	48	86	330

3.4. ケータイの利用機能と利用頻度

利用しているケータイ機能について回答させた結果は、表6に示す通りである。参考までに、併用群、ケータイ主利用群、その他の群についてもその数値を示す。最もよく利用されている機能は赤外線通信であり「たまに利用している」と「よく利用している」を合わせた回答が約8割(79.70%)に上る。同様に以下、メガピクセルカメラ(61.21%)、音楽プレイヤー

(46.06%)、ゲーム機能(43.64%)、バーコード読み取り(41.52%)が続いている。その一方、利用が少ない機能(「たまに利用している」と「よく利用している」を合わせた回答が5%以下)は、少ない順にFelica(おサイフケータイ)とBluetooth(共に1.21%)、指紋認証(1.52%)、録画TV再生機能(3.03%)、TV電話(4.24%)となった。

表6 ケータイ利用機能と利用頻度

	(搭載されているか) 分からない	全く利用していない	ほとんど利用していない	あまり利用していない	たまに利用している	よく利用している	無回答	合計
メガピクセルカメラ	22 6.67%	19 5.76%	42 12.73%	43 13.03%	141 42.73%	61 18.48%	2 0.61%	330 100.00%
TVチューナー	84 25.45%	176 53.33%	31 9.39%	14 4.24%	13 3.94%	10 3.03%	2 0.61%	330 100.00%
外部メモリ	41 12.42%	80 24.24%	50 15.15%	41 12.42%	62 18.79%	54 16.36%	2 0.61%	330 100.00%
ゲーム機能(アプリ)	11 3.33%	47 14.24%	74 22.42%	54 16.36%	93 28.18%	51 15.45%	0 0.00%	330 100.00%
音楽プレイヤー	13 3.94%	73 22.12%	52 15.76%	39 11.82%	81 24.55%	71 21.52%	1 0.30%	330 100.00%
指紋認証	104 31.52%	201 60.91%	14 4.24%	5 1.52%	1 0.30%	4 1.21%	1 0.30%	330 100.00%
赤外線通信	7 2.12%	20 6.06%	10 3.03%	28 8.48%	140 42.42%	123 37.27%	2 0.61%	330 100.00%
FMラジオ	81 24.55%	176 53.33%	29 8.79%	22 6.67%	15 4.55%	5 1.52%	2 0.61%	330 100.00%
バーコード読み取り(QRコード)	10 3.03%	52 15.76%	77 23.33%	54 16.36%	111 33.64%	26 7.88%	0 0.00%	330 100.00%
GPS(位置情報, 道案内)	52 15.76%	149 45.15%	58 17.58%	26 7.88%	27 8.18%	16 4.85%	2 0.61%	330 100.00%
Felica(おサイフケータイ)	57 17.27%	256 77.58%	7 2.12%	5 1.52%	3 0.91%	1 0.30%	1 0.30%	330 100.00%
動画撮影機能	8 2.42%	48 14.55%	80 24.24%	86 26.06%	76 23.03%	32 9.70%	0 0.00%	330 100.00%
TV電話	34 10.30%	198 60.00%	60 18.18%	23 6.97%	13 3.94%	1 0.30%	1 0.30%	330 100.00%
録画TV再生機能	83 25.15%	207 62.73%	14 4.24%	14 4.24%	3 0.91%	7 2.12%	2 0.61%	330 100.00%
Bluetooth	146 44.24%	152 46.06%	16 4.85%	12 3.64%	2 0.61%	2 0.61%	0 0.00%	330 100.00%

3.5. ケータイ・インターネット利用のバラエティ度

よく利用しているケータイ・インターネットサイトについて、複数回答させた結果が表7である。併用群、ケータイ主利用群、その他の群についてもその数値を示す。なお、その他は回答数が1のものである。

回答が多い順に天気予報（48.48%）、着信音メロディ等（48.18%）、交通機関経路探索、旅行・地域情報（37.78%）、音楽（37.78%）となっている。木村（2001）や海後（2004）の研究などで示されたように、天気予報や交通機関情報などの調べものや、着信音メロディといった利用が多い。自由記述では、SNSやブログという回答が見られた。ケータイでのSNSやブログの利用は、単なる閲覧であるのか、それとも書き込みなどの能動的な行動であるのかは、今回の調査項目では明

らかにできなかった。SNSの利用については、調査当時（2007年7月）と現在とでは大幅に異なることも予想できる。

3.6. リサーチ・クエスチョン（Research Questions）の検討

3.6.1. RQ1の分析

RQ1：インターネットと電子メール利用におけるパソコンとケータイ併用者とケータイ主利用群の「ケータイの利用機能と利用頻度」の関連性を明らかにするために、 χ^2 検定を行った。その結果、有意な関連が見られたのは、ゲーム機能（アプリ）（ $\chi^2(4) = 11.01$, $p < .05$ ）、音楽プレイヤー（ $\chi^2(4) = 7.54$, $p < .05$ ）、バーコード読み取り（QRコード）（ $\chi^2(4) = 11.79$, $p < .05$ ）、GPS（位置情報、道案内）（ $\chi^2(4) = 11.58$, $p < .05$ ）であ

表7 ケータイ・インターネットでよく利用するサイト（複数回答）

		併用群 (189名)		ケータイ 主利用群 (85名)		その他の群 (56名)		全体 (330名)	
選択肢	着信音メロディ等	89	47.09%	44	51.76%	26	46.43%	159	48.18%
	液晶画面の壁紙等の静止画	40	21.16%	30	35.29%	11	19.64%	81	24.55%
	天気予報	81	42.86%	51	60.00%	28	50.00%	160	48.48%
	交通機関経路探索、 旅行・地域情報	66	34.92%	37	43.53%	22	39.29%	125	37.88%
	ニュース	58	30.69%	36	42.35%	19	33.93%	113	34.24%
	ゲーム	37	19.58%	15	17.65%	10	17.86%	62	18.79%
	音楽	53	28.04%	48	56.47%	24	42.86%	125	37.88%
	掲示板	45	23.81%	41	48.24%	17	30.36%	103	31.21%
	チャット	2	1.06%	5	5.88%	3	5.36%	10	3.03%
	料金の確認	53	28.04%	33	38.82%	17	30.36%	103	31.21%
自由記述	動画	20	10.58%	19	22.35%	7	12.50%	46	13.94%
	SNS	11	5.82%	6	7.06%	3	5.36%	20	6.06%
	ブログ	5	2.65%	2	2.35%	6	10.71%	13	3.94%
	個人HP閲覧	3	1.59%	2	2.35%	0	0.00%	5	1.52%
	小説・漫画	2	1.06%	0	0.00%	0	0.00%	2	0.61%
	就職サイト	1	0.53%	1	1.18%	0	0.00%	2	0.61%
	図書情報	2	1.06%	0	0.00%	0	0.00%	2	0.61%
	映画情報	0	0.00%	1	1.18%	1	1.79%	2	0.61%
	ショッピング・オークション	1	0.53%	0	0.00%	1	1.79%	2	0.61%
	その他	5	2.65%	7	8.24%	1	1.79%	13	3.94%

った(表8～表11)。なお、それぞれについて残差分析を行った結果、いずれもケータイ併用群はケータイ主利用群よりも利用が多い傾向が見られた。

表8 ゲーム機能(アプリ)に関する χ^2 検定結果

	全く利用した ことがない	ほとんど利用 していない	あまり利用 していない	たまに利用 している	よく利用 している	合計
併用群	38	44	27	48	27	184
ケータイ 主利用群	4	22	16	26	15	83
合計	42	66	43	74	42	267

$$\chi^2(4)=11.01^* \text{ } p<.05$$

表9 音楽プレイヤーに関する χ^2 検定結果

	全く利用した ことがない	ほとんど利用 していない	あまり利用 していない	たまに利用 している	よく利用 している	合計
併用群	49	32	22	45	30	178
ケータイ 主利用群	17	10	7	22	27	83
合計	42	66	43	74	42	261

$$\chi^2(4)=7.54^* \text{ } p<.05$$

表10 バーコード読み取り(QRコード)に関する χ^2 検定結果

	全く利用した ことがない	ほとんど利用 していない	あまり利用 していない	たまに利用 している	よく利用 している	合計
併用群	37	48	33	53	14	185
ケータイ 主利用群	6	21	11	38	5	81
合計	42	66	43	74	42	266

$$\chi^2(4)=11.79^* \text{ } p<.05$$

表11 GPS(位置情報, 道案内)に関する χ^2 検定結果

	全く利用した ことがない	ほとんど利用 していない	あまり利用 していない	たまに利用 している	よく利用 している	合計
併用群	93	37	7	12	8	157
ケータイ 主利用群	35	13	12	7	6	73
合計	42	66	43	74	42	261

$$\chi^2(4)=11.58^* \text{ } p<.05$$

3.6.2. RQ2の分析

RQ2: インターネットと電子メール利用におけるパソコンとケータイ併用群とケータイ主利用群の「ケータイ・インターネット利用のバラエティ度」の関連性を分析する。インターネット利用バラエティ度の概念、並びに得点化の方法は、木村(2001)の研究を参考にした。彼は、インターネットの利用法を13種類(電子メール、ホームページ閲覧、チャット、電子掲示板など)に分けて、複数回答させた。回答数の累計値をもってバラエティ度を測定している(満点は13点)。

本研究では、よく利用するケータイ・インターネットのサイト数(表7の選択肢につけた○の数と自由記述数の累計値)をもってバラエティ度とした。併用群とケータイ主利用群との間でバラエティ度の得点平均を比較したところ、ケータイ主利用群の方が、その度合いが有意に高い傾向が認められた(表12)($t(272)=5.11, p<.001$)。

表12 ケータイ・インターネット利用のバラエティ度に関するt検定結果

	人数	平均値	標準偏差	自由度	t 値
併用群	189	3.04	1.79	272	5.11***
ケータイ 主利用群	85	4.46	2.25		

$$t(272)=5.11^{***} \text{ } p<.001$$

さらに、補足的な分析として、併用群とケータイ主利用群とで、ケータイ・インターネットでよく利用するサイト(表7)を比較することにした。その結果、ケータイ主利用群の方が併用群よりも利用経験があるサイトとして、液晶画面の壁紙等の静止画($t(141)=2.35, p<.05$; ウェルチ)、天気予報($t(272)=2.65, p<.01$)、音楽($t(148)=4.50, p<.001$; ウェルチ)、掲示板($t(140)=3.89, p<.001$ ウェルチ)、動画($t(126)=2.32, p<.05$; ウェルチ)があることが明らかになった。

おわりに

本研究の目的は、ケータイ・デバイドの視点から、併用群とケータイ主利用群との間で、ケータイ利用スキルを比較することであった。その検討のために、大学生を対象とした質問紙調査を実施した。本研究の調

査対象者は、大学の一部の講義受講者に限られる有意抽出であるため、探索的なものにとどまらざるをえないが、今回明らかになった点は、以下のようにまとめることができる。

RQ1を検討した結果、併用群とケータイ主利用群といった利用パターンと、ケータイで利用する機能とに関連が見られたのは、ゲーム機能（アプリ）、音楽プレイヤー、バーコード読み取り（QRコード）、GPS（位置情報、道案内）であった（表8～表11）。残差分析の結果、いずれにおいても、ケータイ主利用群の方が、併用群よりも利用度が高い傾向が認められた。

ゲーム機能と音楽プレイヤーはパソコンにもあるが、ケータイ主利用群は、その携帯性を活かして、ケータイのゲーム機能（アプリ）を用いて遊んだり、音楽プレイヤー機能を活用し、音楽を聴いたりしている傾向が強いと解釈できる。ただし、土橋（2003）が指摘したように、「暇つぶし程度」の役割しか果たしていないとの結果と一致するものであるのか、それともより能動的な利用であるのかは検討の余地がある。あくまで推測のレベルに留まるが、併用者がこれらのケータイの機能をあまり利用しないのは、パソコン上のゲームで遊び、iPodなどのデジタル音楽プレイヤーを利用しているためかもしれない。

その一方、バーコード読み取り（QRコード）やGPS（位置情報、道案内）は、パソコンと言うよりもケータイならではの機能である。すなわち、ケータイ主利用群は、パソコンの代替となりうるケータイ機能としてゲームや音楽プレイヤーを、ケータイならではの機能としてバーコード読み取りやGPSを利用していると捉えることができよう。

RQ2を検討した結果、ケータイ主利用群は、併用群と比較して、ケータイ・インターネットサイト利用のバラエティ度が高かった（表12）。すなわち、インターネット電子メール共にケータイを主に利用する者は、併用群と比較して、様々なケータイ・インターネットサイトを利用していると言える。従来の研究では、ケータイ・インターネットは、着メロや壁紙のダウンロードにとどまっていると指摘されているが、ケータイ主利用群は、パソコンを使わない代わりに、ケータイによって様々な情報を取得し活用している可能性が

示唆された。

補足的な分析の結果、ケータイ主利用群がよく利用する傾向が見られたサイトは、液晶画面の壁紙等の静止画、天気予報、音楽、掲示板、動画であった。彼らは、パソコンをあまり利用しない代わりに、液晶画面の壁紙等の静止画、天気予報といった従来の研究（木村, 2001; 海後, 2004）と同様の利用に加えて、音楽、掲示板、動画といった比較的能動的な利用をしていると解釈できる。

その一方、併用群のケータイ・インターネットのバラエティ度が低い理由は、パソコン・インターネットがあればケータイ・インターネットをそれほど活用する必要がないためとも考えられる。この点は、今回の調査デザインでは明らかではないので、今後の検討課題としたい。

以上の点が明らかになったが、本研究には測定上の問題が残ることも否めない。たとえば、ケータイの各機能の利用頻度や利用時間は数値を示した訳ではなく（表6）、また利用の仕方まで踏み込んで尋ねていない。各機能の利用度が、調査を実施した2007年とは変化している可能性もある。大学生を対象とした結果ではないが、柴谷（2008）はケータイ機能の利用度について、QRコードが67.1%、ワンセグ放送が35.8%、おサイフケータイ18.3%、GPSは22.6%、無料動画は29.6%であると報告している。

利用サイトについても、自由記述が多く見られたといった質問項目の不十分さがある（表8）。ケータイ・インターネット利用のバラエティ度の測定についても、累計値で求めるにとどまり、サイトから取得している情報の内容を扱っていない。より詳細な検討が求められる。

今後は、これらの問題を踏まえ、ケータイ・デバイドの問題を検討したい。ケータイを主に利用する者達は、ケータイ・インターネットから十分に情報を取得活用しており、ケータイ・インターネットはパソコン・インターネットの機能的代替手段となりうるのか。そうではなく差異が存在し、ケータイ・デバイドは存在しているのであろうか。また本研究では、iPhoneなどのスマートフォンは分析対象に含めなかったが、現在、普及が進んでおり、モバイルメディア利用の仕方が変

化し始めている。こうした点も踏まえて、研究を進める必要もあるだろう。

引用文献

- 電通総研 (2000). 「ケータイ」で見えてきた日本型情報革命. 電通総研.
- 土橋臣吾 (2003). 携帯インターネット利用の日常性. 情報メディアセンタージャナル, 4, pp.2-10.
- 富士通総研 (2005). 携帯電話の利用実態とニーズ分析2005ー多様化する利用スタイルとケータイビジネスの新たな視点. 富士通総研.
- 萩原雅之 (2008). 海外におけるモバイルウェブ利用の現状. モバイル・コンテンツ・フォーラム(監修) ケータイ白書2009. インプレスR&D, pp.358-359.
- 平田賢一 (1990). コンピュータ不安の概念と測定. 愛知教育大学研究報告, 39, pp.203-212.
- 池田謙一・小林哲郎 (2005). メディアの受容とデジタルデバイス. 池田謙一(編) インターネット・コミュニティと日常世界. 誠信書房, pp.29-46.
- 石井健一・遠藤薫・小笠原盛浩・橋元良明・北村智・金相美・三上俊治 (2006). メディア別に見た情報行動. 東京大学情報学環(編) 日本人の情報行動2005. 東京大学出版会, pp.129-203.
- 石川勝博 (2008). 大学生のパソコンとケータイの利用形態とデジタル・デバイスに関わる要因. 教育メディア研究, 15 (1), pp.17-28.
- 石川勝博 (2009). ケータイ・コミュニケーションの功罪とその対応に向けて. 教育と医学, 57 (6), 慶應義塾大学出版会, pp.32-39.
- 石野純也 (2008). ケータイチルドレン 子どもたちはなぜ携帯電話に没頭するのか. ソフトバンク新書.
- 海後宗男 (2004). 社会的デジタル・デバイドの階層化ー日本型デジタル階層の構造ー. 教育メディア研究, 11 (1), pp.47-60.
- 木村忠正 (2001). デジタルデバイスとは何か コンセンサス・コミュニティをめざして. 岩波書店.
- 小林哲生 (2007). ケータイの使用実態. 小林哲生・天野成昭・正高信男 モバイル社会の現状と行方 利用実態にもとづく光と影. NTT出版,

pp.21-53.

- 小林哲郎・池田謙一 (2004). インターネット利用は社会参加を促進するか、ーパソコン・携帯電話の社会的利用の比較を通じてー. 平成15年度情報通信学会年報, pp.39-49.
- 小林哲郎・池田謙一 (2005). もう一つのデバイス:「携帯デバイス」の存在とその帰結. 池田謙一(編) インターネット・コミュニティと日常世界. 誠信書房, pp.47-66.
- 小檜山賢二 (2005). ケータイ進化論. NTT出版.
- 松田美佐 (2002). モバイル社会のゆくえ. 岡田朋之・松田美佐(編) ケータイ学入門. 有斐閣, pp.205-227.
- 宮田加久子 (2001). 情報ネットワーク社会に求められるメディア・リテラシー. 明治学院論叢, 658(社会学・社会福祉学研究第109号), pp.1-35.
- 宮田加久子 (2005). きずなをつなぐメディア ネット時代の社会関係資本. NTT出版.
- 宮田加久子 (2007). インターネットを通じた社会関係資本形成とその帰結. 菅谷実・金山智子(編) ネット時代の社会関係資本形成と市民意識. 慶應義塾大学出版会, pp.9-37.
- モバイル・コンテンツ・フォーラム(監修) (2008). ケータイ白書2009. インプレスR&D.
- Rosengren, K. E. and Windahl, S. (1972). Mass media consumption as a functional alternatives. In D. McQuail. (Ed.), *Sociology of Mass Communication* (pp.166-194). Harmondsworth, England : Penguin Books.
- Selwyn, N. (2004). Reconsidering Political and Popular Understanding of the Digital Divide. *New Media & Society*, 6 (3), pp.341-362.
- 柴谷大輔 (2008). 実態調査でみる個人のケータイ利用動向. モバイル・コンテンツ・フォーラム(監修) ケータイ白書2009. インプレスR&D, pp.24-29.
- 柴谷大輔 (2010). 実態調査でみる個人のインターネット利用動向 インプレスR & D インターネットメディア研究所(編) インターネット白書2010. インプレスジャパン, pp.180-186.
- 総務省(編) (2006). 平成18年版情報通信白書. ぎょ

うせい.

総務省（編）（2009）. 平成21年版情報通信白書. ぎょ

うせい.

総務省（編）（2010）. 平成22年版情報通信白書. ぎょ

うせい.

鈴木祐司・米倉律・中野佐知子・西村規子（2007）. 「総合情報端末」化する携帯電話～「携帯電話利用動向」～アンケート調査（2006年11月）の結果から. 放送研究と調査,57（5）, pp.2-15.

辻村清行（2007）. 携帯電話の普及とコミュニティ形成. 菅谷実・金山智子（編）ネット時代の社会関係資本形成と市民意識. 慶應義塾大学出版会, pp.109-132.

van Dijk, Jan A.G.M. (2005). *The Deeping Divide: Inequality in the Information Society*, Thousand Oaks : SAGE.

子どもの歌の楽譜に関する一考察 ～七つの子～
—幼稚園・小学校における指導上の問題点に関連して—

岡部 玲子
OKABE Reiko

About the score of the song called “nanatsunoko” for children
Lesson problems in the classes in kindergartens and elementary schools
～ NANATSUNOKO by Motoori, Nagayo ～

In the case of the songs for children, because of the arrangement and simplification of the accompaniment depending on the situation, there are many differences in the scores. The difference may be extended to the pitch and rhythm of the melody.

In this study, it was researched on the basis of 57 kinds of scores of NANATSUNOKO by Nagayo Motoori, including the collections of children music and the elementary school textbooks, from the first edition to the latest, why in the fifth bar of the scores of NANATSUNOKO, “kawaii” and “ka-wai” both coexist, and how it has been sung.

As a result, the followings were clarified:

- 1) The first edition, which is considered to be the original in the case of NANATSUNOKO, has “ka-wai”.
- 2) In “the collection of complete series of world music Vol. 11 Japanese DOYO collections edited by Kosuke Komatsu and published by Shunjusha in 1930”, “kawaii” appeared for the first time.
- 3) The composer might have known “kawaii” in the collection by K. Komatsu, or there is a possibility that he himself sent the score to Komatsu.
- 4) The complete series of DOYO by Nagayo Motoori edited by Kimiko Motoori & Wakaba Motoori and published by Suiseisha in 1967, also has “kawaii”.
- 5) Kimiko Motoori & Wakaba Motoori, who were singers and daughters of Nagayo Motoori, sang NANATSUNOKO by accompaniment of the composer Nagayo Motoori. So, it seems that the composer accepted “kawaii”.
- 6) After 1950, most of the fifth measure of the scores were “kawaii”. But recently a preferentialism movement to the original edition rose, and “ka-wai” appeared again.
- 7) In the elementary school textbooks, the source list was demanded by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology. And since 2004 the original “ka-wai” has revived.

It seems that “kawaii” is included in “the original” score reflecting the intention of the composer. The word “ka-wai” is old-fashioned, so it has been changed to “kawaii” for a while.

It is not important whether the song is sung with “kawaii” or “ka-wai”, but what children can sing happily and in a natural way.

1. はじめに

本稿は、2009年度課題研究（個人）における「編曲や簡略化が日常的に行われる子どもの歌について、その原典を探る資料研究」から、本居長世作曲の「七つの子」の楽譜について、指導上の問題点を考察するものである。一般の曲集、保育士・幼稚園教諭養成のための教本、および、小学校音楽科の教科書、教材等を対象とする。

子どもの歌は、演奏される現場の状況により、編曲や簡略化が日常的におこなわれている。楽譜も数多くの曲集が出版されており、同じ曲でもそれぞれに相違が見られる場合が多い。編曲という明記が無く、そして、伴奏の簡略化に関わらないと思われる箇所、すなわち、メロディーの音の高さやリズムにまで、相違が現れることがある。このような状況においては、本学の授業で扱う際に、教師によって見解が異なる等の問題が生じてくる可能性も考えられる。日頃から原典を知る必要性を感じていた所以である。

2009年度課題研究では、原典を探る資料調査の手始めとして、本居長世(1885-1945)、中山晋平(1887-1952)、井上武士(1894-1974)、中田喜直(1923-2000)の作品について調査をした。これら四人を選んだ理由は、以下の4点である。

- (1) 広く親しまれ、教材として扱われている曲の作曲家であること。本居長世は、「七つの子」、「赤い靴」など、中山晋平は、「シャボン玉」、「背くらべ」、「あめふり」など、井上武士は、「チューリップ」、「うみ」など、中田喜直は、「めだかの学校」、「おかあさん」などを作曲した人物である。いずれの曲も、2007年に、文化庁と日本PTA全国協議会が行ったアンケートに基づいて文化庁が選定した『親子で歌いつごう 日本の歌百選』に選ばれている。このことから、これらの曲が日本で広く親しまれていることが伺える。
- (2) 本居長世、中山晋平に関しては、既に著作権保護期間が過ぎているため、扱う際に著作権の問題が生じないであろうこと。
- (3) 井上武士に関しては、著作権保護期間中であるが、ご親族の方と懇意にいただいているため、資

料調査が可能であると考えられること。

- (4) 中田喜直に関しては、やはり著作権保護期間中であるが、先行研究として研究が進められていること。

井上武士の作品目録は、塚本1994で整理されているが、それは必ずしも完備したものではない。例えば、論者が一連の資料をつぶさにたどってみると、井上武士の作品では、作曲年代が不明だった作品の作曲年月日が判明したり、既に発表されている塚本説による作曲年代の間違いを発見したりするに至った。以下に示す17曲の作曲年月日は、塚本1994を訂正・補足するものである。ここでは、曲名の前の番号は、塚本の分類に従った整理番号を使用する。

井上武士作曲作品業績目録 塚本1994発表年代の訂正と補足

1. 童謡・唱歌（アイウエオ順）

番号	曲名	訂正後の作曲年月日
6	朝の窓	昭22.3.13
13	あんばんポンポン	昭34.11.12
35	遠足	昭22.3.14
43	お日さま	(19)63.9.22
88	こま	昭41.7.16
94	さんりんしゃ	昭41.7.16
123	誰かさんのあたまたに	昭35.2.27
130	つばめ	昭27.5.30
140*	なかよしこよし	昭33.2.13
160*	春があるから	昭46.3.22
166*	はちぶんぶん	昭31.6.24
178	風鈴	(19)64.10.29
215	ゆきだるま	昭35.3.24

(* 印は、塚本において「作曲年代不詳」となっていたもの)

2. 歌曲

番号	曲名	訂正後の作曲年月
9	地引網	前後関係より昭22.1と推定

3. 合唱曲

番号	曲名	訂正後の作曲年月日
2	母さんを待つうた	昭41.7.31
3	ガリバー物語	昭26.11.23
8	胸をはって歌いましょう	1961.4.15

本稿においても、このような作曲年月日に関しては、厳密にとらえることが、何よりも大切な研究の前提である。以下では、この点についても留意しながら、本居長世が作曲した「七つの子」に関して論を進めていきたい。

2. 研究方法

まず「七つの子」の成り立ちについて確認した後に、現在使用されている多種の譜面に関して、指導上、問題となる箇所を抽出する。これらの問題点について、先行研究を考察し検討する。

次に、自筆楽譜、初版、そして現在に至るまで、可能な限り多くの資料・譜面を探し出して考察し、問題となる箇所が発生した原因を究明する。さらに、現状に至る状況を考察する。

以上の結果を踏まえて、では実際にどのように指導するのがよいかについて、まとめてみる。

3. 「七つの子」について

3.1 「七つの子」の成り立ち

「七つの子」は、野口雨情の詞に本居長世が作曲したもので、1921年（大正10）7月号の『金の船』^{*1}に、詞と曲が同時に発表された。すなわち、すでに公表されていた雨情の詞に本居長世が曲を付けたのではなく、詞もこの時に初めて公表されたのである。詞は、この十数年前にパンフレット形式の民謡集『朝花夜花』（研青会）第一集 1907年（明治10）に書かれた短詩「山がらす」が、「七つの子」の第一連となっている。こ

れに更に第二・三連を付加して童謡としたものが「七つの子」であると言われている。

3.2 「七つの子」の譜面に関する指導上の問題点

「七つの子」において、楽譜による違いで指導上問題となる箇所は、次の2点である（歌詞は〔表1〕を参照）。

問題点1

「鳥 なぜ鳴くの 鳥は山に」の次の歌詞に対する音符付けに関して、「かわいい」と「かーわい」という2種類の歌い方が生じていること。

問題点2

第三連冒頭部分の音符に付けられた歌詞に関して、「山の古巣へ」と「山の古巣に」という2種類の歌い方が生じていること。

楽譜によっては、音符の下に記入されている歌詞と、別に添えられている縦書きの歌詞との間に、齟齬が生じている場合もある。

〔表1〕「七つの子」歌詞

い	丸 ^{まる}	山 ^{やま}	啼 ^な	可 ^か	鳥 ^{からす}	可 ^か	子 ^こ	可 ^か	鳥 ^{からす}	鳥 ^{からす}	七 ^な
、	い	の	く	愛 ^は	は	愛 ^は	が	愛 ^は	は	な	つ
子 ^こ	目 ^め	古 ^{ふる}	ん	啼 ^な	啼 ^な	啼 ^な	あ	七 ^な	な	な	の
だ	を	見 ^み	だ	可 ^か	く	可 ^か	る	つ	山 ^{やま}	な	子 ^こ
よ	し	巣 ^す	よ	愛 ^は	の	愛 ^は	か	の	に	啼 ^な	
	た	に		と		と	ら			く	
		御 ^ご					よ			の	
		覧 ^{らん}								野 ^の	
										口 ^{くち}	
										雨 ^{あめ}	
										情 ^{なさけ}	

（『金の船』大正10年7月号より）

3.3 先行研究

先行研究として、以下の4点が挙げられる。

*1 『金の船』は1919年（大正8）11月に斎藤佐治郎により創刊された児童文学雑誌。キンノツノ社発行。1922年（大正11）6月号から誌名が「金の星」、発行所が金の船社へと変更され、さらに翌年の新年号から発行所が金の星社となる等の変遷を経て、1929年（昭和4年）6月号で終刊となった。『金の船』の1年前に発行された『赤い鳥』とともに、大正期児童文学の興隆に寄与した。両雑誌とも復刻版で全巻を見ることができる。

- ① 若井勲夫「童謡・わらべ歌新釈（上）」（2008、京都産業大学論集人文科学系列第38号pp.172-147）

若井は、国文学だけでなく、国語学の研究に基づいて、歌詞の言葉や表現を詳しく分析し、従来の定説と考証し、言語の意義や表現意識の本質を考究した。そして、作品全体の構想や主題を明らかにして、その歌の意味づけを確定しようとしたのである。

- ② 滝沢典子・上笙一郎「七つの子」上笙一郎編『日本童謡事典』（2005、東京堂出版）

『日本童謡事典』は、本邦初の「日本の子どもの歌」の大事典である。歌詞のすべてが収載され、また、作品の成立事情から歌曲の価値や歴史的意味に至るまで解説が施されている。

- ③ 海沼実「七つの子」（2004.4.11、毎日小学生新聞）

毎週日曜日に『毎日小学生新聞』に連載されていた童謡コラム「うたの心 耳をすませば」の記事である。当の筆者は「三代目海沼実」であり、祖父海沼實が創設した日本を代表する児童合唱団、音羽ゆりかご会を引き継いでいる。

- ④ 池田小百合「童謡と唱歌 歌唱の歴史2 秋冬の歌」（2002、夢工房）

各曲に詳細な解説が付いた楽譜集である。歌い方の歴史や時代背景、作詞・作曲者の思いや歩みを調査・研究し、できる限り原典の楽譜にあたari、童謡や唱歌の歌唱を歴史的に考察している。

以下、「3. 2」の項で示した二つの問題点について、先行研究①～④における見解を、問題点1と問題点2に分けて示す。

3・3・1 問題点1（「かわいい」と「カーवाई」について先行研究における見解

- ① 若井2008

『作曲の場合であるが、第一連の「可愛」は「かわいい」と音符を付け、第四連^{ママ}の「丸い」が「まーるい」と歌うことにより、「かわいい」も「カーवाई」と対応させて歌われることがよくある。自然に対句意識がはたらいて、「七つの子」の印象を深めて想像しようとするのであろう。』（p.156）

若井は、音符付けは「かわいい」だが、第四連（実際には第三連）の「まーるい」との対句意識で「カーवाई」と歌われることがよくあるという。すなわち、2通りの歌い方が現れる原因は、自然発生的な演奏の習慣によるというのが若井の見解であるようだ。しかし、歌う前の段階で、楽譜自体に「カーवाई」と「かわいい」の2種類があることには触れていない。「七つの子」はABAの三部形式であり、現在では、第二連の後にD.C.（ダ・カーボ）が示され、第一連の歌詞の下に第三連の歌詞が記入されている。その結果、第一連の「かわいい」あるいは「カーवाई」と第三連の「まーるい」が同じ小節の上下に並ぶこととなった。対句意識という観点からみれば、見た目に対句意識が働きやすくなっていると考えられる。

- ② 滝沢・上2005

『「可愛^{かわい}」は、雨情の詩では〈かわいい〉と振り仮名されているが、長世の曲譜では〈かわいい〉と音符付けされている。親愛表現語としての〈可愛〉は、古くは正確に〈かあい〉と読まれ発音されていたが、次第に母音の重ならない〈かわい〉に変わり、さらに発音しやすい〈かわいい〉に移った。古風な雨情は〈かわい〉の読みを取ったが、東京育ちの長世は当時の子どもに合わせて〈かわいい〉と読んで音符付けをしたのである。戦後、教科書『新しい音楽3』（一九八九年版・東京書籍）に採用されたが、〈かわいい〉の表現で載っている。』（p.293）

滝沢・上は、野口雨情の詩では「かわい」となっていたものを、本居長世が作曲した時に、当時の子どもに合わせて「かわいい」と音符付けをしたとする。楽譜上においても、あるいはまた歌う時にも、作曲された時点から「かわいい」であったという見解である。

- ③ 海沼2004

『「かわいい七つの子があるからよ」と唄った皆さんは、残念ながら間違いで、正しくは「カーवाई七つの子があるからよ」と音を延ばして唄わなくてははいけません。[中略]「七つの子」の場合は、

楽譜に添えられる縦書きの歌詞を「可愛(かあい)」とすべきところで、「可愛い(かあい)」としてしまったことから、そもそもの間違いが起きてしまったようです』

海沼は、「かわいい」は間違いで、「かーわい」と歌うべきであること、そして、楽譜に添えられた縦書きの歌詞を「可愛い(かわいい)」としてしまったことが間違いの原因であろうと述べている。それらの根拠等は示されていない。

④ 池田2002(3項目に分けて述べている)

『(1) 野口雨情は発表した時、漢字で「可愛七つの子」と書きました。

雨情の母校精華小学校の碑表は、小学生に読みやすいように、ひらがなと簡単な漢字で「かわい七つの子」と記されています。

日本コロムビア制作の安田祥子の歌を聞いてみると、「かーわい」と歌っています。これはCD『甞る童謡歌手大全集』や『懐かしの童謡歌手たち』で聞くことができます。「かーわい」の楽譜、歌い方が正しい事は、あきらかです。』(p.113)

池田は、野口雨情が発表時に「可愛」と書いたこと、精華小の碑表が「かわい」であること、安田祥子が「かーわい」と歌っていること、これらの事実を根拠にして、「かーわい」の楽譜、歌い方が正しいと結論付けている。しかしながら、これらの事実だけで、「かーわい」の楽譜、歌い方が正しい事はあきらかだ、と言い切れるであろうか。また、この日本コロムビアのCDについては録音年代とか録音場所等の情報が記述されていない。両方とも1995年に発売されたもののようだが、安田祥子の歌の録音年代等、もっと多角的な調査が必要であろう。

『(2) 今なぜ、「かわいい」の楽譜の方が普及し、歌われているのでしょうか。

金田一春彦・本居葉共編『本居長世童謡選集 七つの子』(如月社)昭和六十二年発行に『七つの子』が収録してあります。これは「かわいい」

となっています。直筆楽譜から収録の時誤植してしまったのかと思われますが、解説には次のように書いてあります。「2行目の歌詞は初めの発表の時は「かわい七つの子」だったのが、『日本童謡集』^{〔ママ〕}から「かわいい七つの子」と節付けされている」。つまり、与田準一編『日本童謡集』(岩波文庫)昭和三十二年発行にそろえて歌詞付けして出版したようです。他の出版社はこれにそろえたものです。『日本童謡集』の楽譜は誤植なのか、だれが「かわいい」と歌詞付けしたかわかりません。』(p.113)。

池田は、「かーわい」から「かわいい」へ変化したきっかけについて、誤植なのか誰が変えたのかわからないという。引用先の金田一1987の解説を見ると、『日本童謡集』ではなく『日本童謡曲集』とある。これは池田のいう与田準一編『日本童謡集』ではなく、小松耕輔編の『日本童謡曲集』のことであると推論できる。

『(3) 昭和六十四年発行の教科書『新しい音楽3』(東京書籍)に、『七つの子』が掲載されています。「かわいい」と歌うように歌詞付けされています。子供に歌わせる事を考慮し、「かわい」では、意味をなさないので、「かわいい」として掲載したのでしょう。』(p.116)

池田は、昭和64年発行の教科書が、「かわいい」としたのは、子供に歌わせるのに「かわい」では意味をなさないのであろう、と述べている。教科書における「七つの子」の取り扱いについて、教科書は各年代に出版されているので、この一例のみでは不十分である。したがって、さらに多くのものを検討する必要があると考えられる。

3.3.2 問題点2(「古巣へ」と「古巣に」)について先行研究における見解

この問題については、先行研究の②と③では触れていない。

① 若井2008

『「山の古巣に」は原作であるが、作曲された楽譜

には「山の古巣へ」と改められている。一般的に「に」は帰省点に重点を置き、「へ」は方向を示すことが多い。詩としては「に」がよいが、歌う場合、「へ」の方が強く指示することができそうである。』(p.156)

④ 池田2002

『野口雨情は、「山の古巣に いって見て御覧」と、書きました。

本居長世は、「山の古巣へ いって見て御覧」と、書きました。

誤植歌詞 「山の古巣へ 来て見て御覧」

これらの事は、与田準一編『日本童謡集』(岩波文庫) 70-71ページで確認できます。このような場合は、詩を読む時は「山の古巣に」で、歌う時は「山の古巣へ」とするのが良いと思います。』(p.116)

若井2008、池田2002、ともに、雨情が「古巣に」と書いたこと、楽譜では「古巣へ」とあること、詩としては「に」、歌う時は「へ」が良いであろう、ということで、見解が一致している。池田2002では、確認を与田準一編『日本童謡集』に求めているが、これを典拠としている理由は不明である。

以上、見てきたように、問題点1の「可愛い」の部分に関しては諸説があり、いずれの説も検証しなおす必要がある。問題点2に関しては、典拠の曖昧さはあるが、若井と池田の間では、見解の一致は見られている。

なお、「七つの子」の「七」については、「七羽のからす」「七歳のからす」「七歳の子ども」等、諸説語られている。しかしながら、これは、楽譜上の問題ではないので、本稿では扱わないことにする。

4. 調査結果と考察

4.1 調査対象

自筆楽譜や初版から現在に至るまで、可能な限り多くの譜面を探した結果、「七つの子」の自筆楽譜は、現在行方不明あるいは消失しており、見ることはできなかった。

今回、見ることもできた資料で、「七つの子」が

掲載されていたのは、[表2] に示す57種類である。その中で、[表2] の楽譜一覧におけるナンバー5.6.8.9.が、1920年代から30年代にかけての学校関連教材、ナンバー 11.13.20.22.27.29.32.37.40.50.51.が、1950年以降の小学校の教科書、教材である。その他のナンバーのものは、一般の曲集および専門教育用教本である。ナンバー 49.54.57のように、明らかに保育士などの専門教育用の教本もあるが、一般の曲集を大学での教材に使用する場合や、逆に、専門教育の教本として作られたものが一般に使用されている場合もあるので、このあたりの分類は曖昧となる。

[表2] を見ると、初版の『金の船』(大正10年7月号)以来、おそらく戦争の影響であろう時期を除いて、各年代にわたって新しい曲集が出版されているようである。しかし、これらの資料は、入手できた実物であり、もしくは、閲覧できた各地の図書館所蔵の資料である。発行年には数量の大小が認められるが、それが、実際に各年代の出版状況を反映しているかどうかは不明である。[表2] で列举したものは、論者が調査できた楽譜を示しているにすぎないからである。

4.2 調査結果

[表2] の57種類の楽譜において、問題の2ヶ所がどのようなになっているかを調査した結果を、次の[表3] に示す。[表3] におけるナンバリングは、[表2] と同一である。

〔表2〕 楽譜一覧

	発行年	書名	編者	出版社
1	1921	大10 『金の船』七月号	斎藤佐次郎	キンノツノ社
2	1923	大12 本居長世作曲新作童謡第13集	本居長世	敬文館
3	1924	大13 金の星童謡曲譜第三版	本居長世	金の星社
4	1924	大13 童謡曲集	不明	不明
5	1924	大13 唱歌教材集	埴科音楽研究会	不明
6	1928.12	昭3 新選小学唱歌曲集	日本児童音楽協会	京文社
7	1930.1	昭5 世界音楽全集第11巻 日本童謡曲集	小松耕輔	春秋社
8	1930.5	昭5 最新小学唱歌名曲全集	小学唱歌教授同好会	有文社
9	1932.2	昭7 京都小学唱歌尋2改正四版	京都唱歌研究会	京文社
10	1932.2	昭7 童謡唱歌名曲全集第5巻	田村虎藏・福井直秋・小松耕輔 共編	京文社
11	1951.5	昭26 唱歌集：音楽単元学習資料	井上武士、小出浩平 共編	音楽之友社
12	1957.12	昭32 日本童謡集	与田準一	岩波書店
13	1958	昭33 しょうがくせいのおながく2 改訂版	中野義見 他 編	音楽之友社
14	1958	昭33 童謡唱歌101番 B幼児・低学年用	音楽之友社	音楽之友社
15	1961.4	昭36 新しく選んだ童謡曲集	中田 喜直	カワイ楽器
16	1967	昭42 本居長世童謡曲全集	本居貴美子・本居若葉 共編	水星社
17	1967.12	昭42 NHKみんなのうた 第7集	日本放送協会 編	日本放送出版協会
18	? c1967	昭42? 日本童謡名歌110曲集	全音楽譜出版社出版部	全音楽譜出版社
19	1968.11	昭43 日本の詩歌別巻 日本歌唱集	伊藤信吉、伊藤整、井上靖、山本健吉	中央公論社
20	1971	昭46 新版標準音楽2	有賀正助 編著	教育出版
21	1972.12	昭47 日本唱歌全集	井上武士	音楽之友社
22	1973	昭48 改訂標準音楽2	有賀正助 編著	教育出版
23	1974.1	昭49 日本童謡全集	三瓶政一朗	音楽之友社
24	1978.11	昭53 こどもの楽隊	渡部三郎 著	岩崎書店
25	1979.12	昭54 童謡・唱歌集	谷川俊太郎	集英社
26	197 ?	昭? こどもの歌名曲集2	松田敏江	全音楽譜出版社
27	1980	昭55 新しい音楽3	水野久一郎 他 著	東京書籍
28	1980.4	昭55 日本童謡集	河内紀、小島美子 著	音楽之友社
29	1983	昭57 改訂新しい音楽3	水野久一郎 他 著	東京書籍
30	1985.1	昭60 日本童謡唱歌全集	足羽章 編著	ドレミ楽譜出版社
31	1985.4	昭60 こどもの歌名曲選	足羽章 解説	ドレミ楽譜出版社
32	1986	昭61 新編新しい音楽	湯山昭 他 著	東京書籍
33	1986.12	昭61 日本の童謡200選	日本童謡協会	音楽之友社
34	1987	昭62 七つの子：本居長世童謡選集	金田一春彦・本居若葉共編	如月社
35	1988.5	昭63 童謡を訪ねて	太田信一郎	富士出版
36	198-	昭? 日本童謡名歌110曲集	全音楽譜出版社出版部	全音楽譜出版社
37	1989	昭64 新訂新しい音楽3	湯山昭 他 著	東京書籍
38	1991	平3 おとなのための童謡曲集	岩河智子編作	音楽之友社
39	1991.3	平3 NHK日本のうたふるさとのうた100曲	「日本のうたふるさと」全国実行委員会	講談社
40	1992	平4 新しい音楽3	湯山昭 他 著	東京書籍
41	1992.4	平4 七つの子：野口雨情歌のふるさと	古茂田信男著	大月書店
42	1993	平5 童謡・唱歌・童画100（別冊太陽）	秋山正美構成・解説	平凡社
43	1994.6	平6 うたはともだち BEST150	記載なし	東京音楽書院
44	1995.1	平7 心のふるさとこどもの歌曲集 童謡唱歌編	坪野春枝	東京音楽書院
45	1995.1	平7 日本童謡唱歌全集	記載なし	東京音楽書院
46	1995.2	平7 こどものための名歌曲200選	記載なし	東京音楽書院
47	1995.5	平7 子どもと歌おう 誰でも知ってる童謡100選	カワイ音楽企画	カワイ出版
48	1999.9	平11 心して童謡・唱歌	縄野欣弘著	文芸社
49	2001.1	平13 声楽教本	森田百合子、山本敬、秋山衛	教育芸術社
50	2005	平17 小学生の音楽3	畑中良輔 他 著	教育芸術社
51	2005	平17 音楽のおくりもの3（小学音楽3年）	三善晃 他 著	教育出版
52	2005.3	平17 日本のうた大全集	長田暁二編著	自由現代社
53	2006.1	平18 日本童謡名曲集	長田暁二編著	全音楽譜出版社
54	2007.3	平19 歌でコミュニケーション福祉音楽80曲	相澤保正編著	共同音楽出版社
55	2007.4	平19 心にくる日本の歌101選	長田暁二著	ヤマハミュージック・メディア
56	2008.1	平20 ポケットいっぱいの子のうた 実用幼児・児童の歌	鈴木恵津子、富田英也 監修・編著	教育芸術社
57	2010.9	平22 幼児のための音楽教育	神原雅之 鈴木恵津子 監修・編著	教育芸術社

〔表3〕 各々の楽譜における表示

	出版年	譜面上の音符付け	別添え縦書き歌詞	注1					
1	1921	大10	かーはい	へ	可愛(かはい)	に	*		
2	1923	大12	かーはい	へ	—	—			
3	1924	大13	かーはい	へ	可愛(かはい)	に	*		
4	1924	大13	かーはい	へ	可愛い？注2	へ			
5	1924	大13	カーハイ	へ	—	—	*		
6	1928.12	昭3	かーはい	二	かはい	へ			
7	1930.1	昭5	かわい	い	へ	へ			
8	1930.5	昭5	カーハイ	へ	かはい	へ			
9	1932.2	昭7	カーハイ	へ	カハイ	へ			
10	1932.2	昭7	カーハイ	へ	かわい	い	へ		
11	1951.5	昭26	かわい	い	へ	へ			
12	1957.12	昭32	かわい	い	へ	可愛(かはい)	に		
13	1958	昭33	かわい	い	へ	—	—		
14	1958	昭33	かわい	い	へ	かわい	へ		
15	1961.4	昭36	かわい	い	へ	かわい	い	へ	
16	1967	昭42	かわい	い	へ	かわい	い	へ	
17	1967.12	昭42	かわい	い	へ	—	—		
18	? c1967	昭42	かわい	い	へ	かわい	い	へ	
19	1968.11	昭43	かわい	い	に	かわい	い	に	*
20	1971	昭46	かわい	い	へ	—	—	*	
21	1972.12	昭47	かわい	い	に	可愛(かわい)	に	*	
22	1973	昭48	かわい	い	へ	—	—	*	
23	1974.1	昭49	かわい	い	に	可愛(かわい)	に	*	
24	1978.11	昭53	かわい	い	へ	かわい	へ		
25	1979.12	昭54	かわい	い	へ	かわい	い	に	*
26	197?	昭?	かわい	い	へ	—	—		
27	1980	昭55	かわい	い	へ	—	—		
28	1980.4	昭55	かわい	い	へ	可愛	に		
29	1983	昭58	かわい	い	へ	—	—		
30	1985.1	昭60	かーわ	い	へ	可愛(かわい)	へ		
31	1985.4	昭60	かーわ	い	へ	可愛(かわい)	へ		
32	1986	昭61	かわい	い	へ	—	—		
33	1986.12	昭61	かわい	い	へ	可愛(かわい)	い	へ	
34	1987	昭62	かわい	い	へ	かわい	い	へ	
35	1988.5	昭63	かわい	い	へ	可愛(かわい)	い	に	
36	198-	昭?	かわい	い	へ	かわい	い	へ	
37	1989	昭64	かわい	い	へ	—	—		
38	1991	平3	かわい	い	へ	—	—		
39	1991.3	平3	かわい	い	へ	可愛(かわい)	へ	*	
40	1992	平4	かわい	い	へ	—	—		
41	1992.4	平4	—	—	可愛	に			
42	1993	平5	—	—	—	—			
43	1994.6	平6	かわい	い	へ	かわい	い	へ	
44	1995.1	平7	かわい	い	へ	可愛(かわい)	い	へ	
45	1995.1	平7	かわい	い	へ	—	—		
46	1995.2	平7	かわい	い	へ	—	—		
47	1995.5	平7	かーわ	い	へ	可愛(かわい)	へ		
48	1999.9	平11	—	—	かわい	い			
49	2001.1	平13	かわい	い	へ	—	—		
50	2005	平17	かーわ	い	へ	—	—		
51	2005	平17	かーわ注3	い	へ	かわい	へ		
52	2005.3	平17	—	—	可愛	へ			
53	2006.1	平18	かわい	い	へ	可愛い	へ		
54	2007.3	平19	かわい	い	へ	可愛(かわい)	い	へ	
55	2007.4	平19	かーわ	注4	い	可愛(かわい)	に		
56	2008.1	平20	かーわ	い	へ	—	—		
57	2010.9	平22	かーわ	い	へ	—	—		

注1 *印は通作式表記の楽譜、他はD.C.表記

注2 手書きであるため「ゝ」は不明瞭である。

注3 『*「かわい」』と歌われることもあります。』との注記あり

注4 D.C.形式のD.C.後は、譜面上に歌詞の書き込み無し

〔表3〕から導き出された結果は以下のとおりである。

- 初版において、野口雨情が書いた歌詞、すなわち、楽譜に譜面とは別に添えられている縦書きの歌詞は、「可愛^{かはい}」と「古巣^{こすう}に」である。
- 初版における本居長世の音符付け、すなわち、譜面の音符に付けられた歌詞は、「かーはい」と「古巣へ」である。ここでは、楽譜が通作式²で書かれている。
- 今回見た資料の範囲では、ナンバー7に記載した1930年（昭5）出版『世界音楽全集 第11巻 日本童謡曲集 小松耕輔編 春秋社』において、初めて、音符に付けられた歌詞が「かわい」になっている。別に添えられている縦書きの歌詞も「かわいゝ」である。したがって、ここで初めて、譜面上と、別に添えられた歌詞との両方で、「かわい」と「古巣へ」になった。
- 1950年以降に出版された楽譜においては、音符に付けられた歌詞は、圧倒的に「かわい」と「古巣へ」が多い。
- 1967年（昭42）に出版されたナンバー16の『本居長世童謡曲全集 本居貴美子・本居若葉共編 水星社』においても、「かわい」と「古巣へ」になっている。
- 1972年（昭47）出版のナンバー21『日本唱歌全集 井上武士編 音楽之友社』、その重複出版であるナンバー23『日本童謡全集 三瓶政一朗編 音楽之友社』、1980年代以降に出版されたナンバー28.41の楽譜では、別添えの縦書きの歌詞に限って「可愛^{かはい}」と「古巣に」の両方が復活している。
- ナンバー30.31の足羽章編（ドレミ楽譜出版社）の二種類、そして1995年以降に出版されたナンバ

*2 この曲は、ABAの三部形式でできている。そのため、最初のAと同じ旋律となる二回目のAを書かずに、Bの終わりにD.C.(ダ・カーポ、初めに戻る)、Aが終わったところで、Fine(フィーネ、終わり)と記入する方法が多く取られる。しかし、本居長世はABAの2回目のAを、Bの次にもう一度書いている。それを本稿では「通作式」と記す。

ー47.50.51.55.56.57.では、譜面上の音符に付けられている歌詞において「かーわい」の復活がみられる。

- h. 小学校音楽科の教材、教科書においては、1920年代および30年代に出版されたナンバー 5.6.8.9.の楽譜ではすべて、「かーはい」となっている。戦後、1951年以降に出版されたナンバー 11.13.20.22.27.29.32.37.40.の楽譜では「かわいい」、そして、前回の文科省の教科書検定(平成16年)以降の教科書であるナンバー 50.51.の楽譜では、「かーわい」となっている。

以上、明らかとなったa～hの8点を、「3.3」の項で取り上げた先行研究と照らし合わせながら、問題点1と問題点2のそれぞれについて考察していく。

4.3 考察

4.3.1 問題点1(「かわいい」と「かーわい」)の考察

上記a.b.により、初版では、野口雨情の縦書き歌詞も、本居長世の音符付けも、現代仮名遣いで表記すれば両方ともが「かーわい(かわいい)」であったことがわかる。「七つの子」に関しては、本居長世の自筆楽譜の所在が不明であるため、校訂の方式に従って、この初版を原典の典拠とみなすことになる。したがって、原典という観点から見れば、「かーわい」という音符付けがオーセンティックであり、そのように歌うのが正しいとすることができる。

しかし、初めて「かわいい」と音符付けされた楽譜に注目すると、作曲者本人が、この「かわいい」を承知していたであろうことが判明する。その楽譜は、上記c.に記したように、1930年(昭5)1月に発行された『世界音楽全集 第11巻 日本童謡曲集 小松耕輔編 春秋社』である。この後、『世界音楽全集』のシリーズは、1931年から翌年にかけて、『世界音楽全集 第22巻 日本童謡曲集3 山田耕作編』、『世界音楽全集 第24巻 日本童謡曲集2 本居長世編』、『世界音楽全集 第33巻 日本童謡曲集4 弘田竜太郎編』が相次いで出版された。1930年出版の小松耕輔編『日本童謡曲集』には、「1」というナンバーが付されていないので、当初は

2巻以降の計画は無かったと推測される。

金田一1982によると、小松耕輔編の『日本童謡曲集』が好評だったため、続編を出すことにしたという。そして、山田耕作が『日本童謡曲集2』を担当、本居長世が『日本童謡曲集3』を担当する予定で、『世界音楽全集第22巻』を山田耕作編、『世界音楽全集第24巻』を本居長世編と予告したが、本居の方が早く仕上がってしまったため、『世界音楽全集第24巻 日本童謡曲集2 本居長世編』、『世界音楽全集 第22巻 日本童謡曲集3 山田耕作編』となったようであるという(金田一1982:403-411)。

さて、ここで重要なことは、『日本童謡曲集2』の編者が、本居長世だったことである。本居長世は、この編集作業の過程において、小松耕輔編の『日本童謡曲集』を参考にしたはずであり、「七つの子」が「かわいい」となっていることに気づいていたと推測される。さらに、金田一1982によると、『世界音楽全集』の制作方法に関して、『まず各巻の担当者が作曲家のもとに、自分の作品のうち、自信作を数曲選んで送ってほしいと申し出る』(金田一1982:404)という事実があったとされる。すなわち、本居長世は編集者の小松から自薦を依頼されたことになる。したがって、小松耕輔編『日本童謡曲集』掲載の「七つの子」を確実に知っていた。そして、本居長世自身が、この譜面を書いて送った可能性も考えられる。

次に注目されるのは、前ページで列挙したものの一つであるe.項目に見られる『本居長世童謡曲全集 本居貴美子・本居若葉共編 水星社』(1967)である。そこにおいても、「かわいい」になっている。この楽譜の編者・本居貴美子は本居長世の次女、本居若葉は三女であり、二人とも童謡歌手として父長世とともに日本各地で公演をおこなっていた。すなわち、作曲者公認で歌っていた娘達が編集した楽譜が「かわいい」となっているのである。このことは、本居長世自身が「かわいい」と歌うことを認めていたのではないかと推測される。実際に娘たちが歌っていたものが、録音として残されているかどうかは調査しきれなかったので、今後とも課題として残る。

以上のことから、本居長世が自ら積極的に「かわいい」に変えた可能性も在り得るが、そうでないとして

も、少なくとも「かわいい」となっている楽譜を知っており、それを認めていたのではないかと考えられる。

〔表3〕の結果のf.g.h.に関連することであるが、近年になり、「かーわい」が復活してきたことがわかる。これに限らず、20世紀になると、クラシック音楽界全般にわたって、譜面には作曲者の意図を忠実に反映させるべきであり、校訂者の勝手な考えで“改良”すべきではない、という意識が高まった。その批判的再考察の成果として、1950年代から「新バッハ全集」「新モーツァルト全集」、1960年代には「ベートーヴェン全集」の刊行が開始された（岡部2001:18）。世間一般でも徐々に「原典」の存在が意識され始めて、現在では音楽教育の分野でも、原典版が広く使われるようになっていく。しかし、子どもの歌については、わらべ歌のような“伝承音楽”も多く、また、実践練習を優先するため、奏者のピアノ技術に応じた簡略化や編曲、現場の状況による自由な編曲が日常的となっている。故に、原典に関心が及ぶのが遅く、近年になって、やっと原典意識が高まった。「かーわい」という楽譜が出てくるといった現象は、このような経緯を背景にもっているのである。

fとgを比べると、「可愛」と「古巣に」が復活したのは、譜面上の音符付けよりも、別添えの縦書き歌詞においての方が早いことがわかる。これは、野口雨情の元々の詞を見れば、「可愛」と「古巣に」であることは明らかであり、縦書きの詞は歌うこととは関係がないので、そのまま掲載しやすかったからであろう。しかし、譜面では、皆が歌い慣れている「かわいい」を「かーわい」とするのには抵抗があり、「かわいい」が残った可能性があると考えられる。

hからわかるように、小学校の教科書では平成16年度検定の教科書で「かーわい」となった。「七つの子」は小学校の共通教材ではないので、すべての教科書に載っているわけではない。音楽科教科書に関しては、文科省の教科用図書検定調査審議会（音楽は第5部会）において、平成12年度より掲載曲等の出典一覧が求められるようになった。以下、議事録から第5部会の関連部分を示す（文科省HPより）。

平成12年度の審議経過について、部会からの報告

『当部会においては、今回より小・中学校ともに出典一覧表の提出を求めることとなりました。初回であったため、引用・記載にあたっての根拠や改変箇所の示し方などについて、問題が生じましたが、今後も引き続き教材の信頼性をより一層高める観点から、改善を図っていく必要があると考えております。』（平成13年度第1回議事録より）

平成13年度教科書検定の実施状況・審議結果等について

『当部会におきましては、小・中学校に引き続き出典一覧表の提出を求めています。引用、記載に当たっての根拠や楽曲の改変等の表示方法等について欠陥が見受けられました。教材の信頼性をより一層高める観点から、この点につきましては、今後も継続して改善を図っていく必要があると考えております。』（平成14年度第1回議事録より）

平成14年度教科書検定の実施状況・審議結果について

『もう一つの問題点は、従来音楽の場合は、出典表を数年前までは提出しなくてよいことになっていました。それはおかしいということで出典表の提出を要求したのですが、申請者がなかなかそれに慣れないということ、出典表自体がないということがありますので、それについての追加の要求というのを行っております。』（平成15年度第1回議事録より）

平成15年度教科書検定の実施状況・審議結果について

『音楽の場合様々な楽曲を使いますが、オリジナルを使うことはほとんどありません。子供の声域に合わせたり、楽器の音域に合わせて編曲をしたりするのですが、誰が編曲したかという編曲者名の記述が曖昧になっているものが多く見受けられましたので、修正を求めました。』（平成16年度第1回議事録より）

平成16年度教科書検定の実施状況・審議結果について

『文章や図版等の引用に関する出典一覧表への記載

〔表4〕 YouTube投稿画像における歌い方

	表題	投稿者	投稿年月日	歌手	演奏	画面上の歌詞 空欄は表示なし	
1	七つの子	doushiyoka	2009年5月1日	東京少年合唱隊	かわいい	に	可愛
2	七つの子 大杉久美子	HB091101	2010年3月16日	大杉久美子	かわいい	へ	
3	ベチカ〜七つの子 西村由紀江、 岩崎宏美、岡本真夜	starland2010	2009年2月27日	岩崎宏美、岡本真夜	かわいい	へ	かわいい へ
4	七つの子	mooimooikean	2009年7月30日	子ども	かわいい	へ	
5	七つの子 nanatsu no ko	LeeYiCong	2008年4月10日	男声一人	かわいい	へ	可愛い 古巣
6	七つの子 Yokohama Thirty Four	TADYOYOZO	2009年8月14日	男声合唱	かーわい	へ	
7	【MikuMikuVoice】七つの子【初音ミク】	charytanaka	2008年6月21日	女声一人	かわいい	へ	
8	七つの子	harapyon0123	2009年4月27日	女声一人初音ミク	かわいい	へ	かわいい へ
9	七つの子	Sotobori7	2009年5月28日	鏡音レン	かわいい	へ	
10	A2-10-07 七つの子・うさぎのダンス・汽車ポッポ・とら	ImageWares	2009年8月26日	女声四重唱	かわいい	に	
11	七つの子	presley828	2010年4月3日	まりこママ	かわいい	へ	
12	七つの子 諏訪桃子	kizunasongs	2010年6月24日	諏訪桃子	かわいい	へ	可愛い へ
13	童謡 七つの子 岡山 寺内タケシ コピーバンド ブルーベリー	morinokumasannnakama	2009年11月17日	女声一人	かーわい	へ	
14	井上あつこ (七つの子)	Pika2336	2009年7月29日	井上あつこ	かわいい	へ	
15	七つの子	kamoldtkobe01	2009年8月16日	女声独唱	かわいい	へ	
16	「童謡」を聴きながら。。。♪「七つの子」	pooko1000	2009年11月3日	女声独唱	かわいい	へ	
17	7 chicks 七つの子	musicworld555	2010年5月12日	三人+ネコ	かわいい	へ	かわいい へ
18	08. 七つの子-Dizzi Mystica feat. PRIM	TropicalChibi	2009年8月10日	女声	かわいい	へ	
19	七つの子	Shofukuji	2009年7月2日	男声二重唱	かわいい	に	
20	【初音ミク】バンブラDX伴奏で七つの子DX【MMVとテルミン】	charytanaka	2008年7月4日	女声独唱	かわいい	へ	
21	森昌子 七つの子 1973/7 Masako Mori	60morimori	2010年6月7日	森昌子	かわいい	へ	
22	七つの子：山崎法子 (ソプラノ歌手)	sectionmates	2010年7月18日	山崎法子	かわいい	へ	
23	Oeufs Tube Vol.21 "Nanatsu no Ko" (first part)	asiatrad	2008年6月12日	女声独唱	かわいい	へ	
24	七つの子 落合均	OTIAIKYOKO	2010年2月3日	落合均	かわいい	へ	
25	ドルチェ“七つの子”ライブ Canon EOS 5D Mark II HD	kikurinnn	2010年1月31日	女声独唱	かわいい	へ	
26	乙丸朝子 七つの子 俵はごろご	TheLemonlimejuice	2010年8月26日	乙丸朝子	かわいい	へ	
27	七つの子 196508 いしだあゆみ	kinnsyachi2009	2010年9月13日	いしだあゆみ	かわいい	へ	
28	なんとなく螢の光 (Scarborough Fair / Danny Boy) +七つの子	shinabons	2010年9月11日	女声独唱	かわいい	に	
29	田代健治指揮七つの子	HideoMurat	2009年10月24日	混声合唱	かわいい	へ	
30	七つの子 伊太地山伝兵衛	tkiire	2009年8月7日	伊太地山伝兵衛	かわいい	へ	
31	七つの子 2010-05-13 22-43-33-453	simomurasimomura	2010年5月13日	男声独唱	かわいい	に	かわいい に
32	赤 と ん ほ+ゆ き+七 つ の 子 (FLOWER CONCERT 1973) - 陳美齡 AGNES CHAN アグネス・チャン	justiniong1120	2009年8月4日	アグネス・チャン	かわいい	へ	
33	ストックホルムさくら合唱団恒例の春開きでコンサート (2009) 前巻	tennoheijo	2010年3月25日	女声合唱日本人メイン	かーわい	へ	
34	nanatunoko	strmat100	2009年11月8日	重音テト	かわいい	へ	
35	叙情歌	yuika	2009年8月19日	由記さおり、本刈谷ユイカ、児玉清	かーわい	へ	可愛 (かわいい) へ
36	幼稚園 保育参観	012stomo	2009年10月23日	幼稚園児斉唱	かわいい	へ	
37	[HD] ♥♥♪ "Nanatsu No Ko" (7 Little Children "Brood")	65Seasons	2009年12月23日	子ども独唱+斉唱	かーわい	へ	kawaii e

方法などについても、今後も引き続き改善を図っていく必要があると考えております。』（平成17年度第1回議事録より）

このように、平成12年度から掲載曲等の出典一覧が求められ、毎年、徹底して指導されている様子が読み取れる。この教科書検定調査審議会の方針により、教科書作成者に「出典」「編曲」という認識が生まれてきたと考えられる。これにより、子どもの歌においても原典意識が高まり、平成16年度検定教科書における「かーわい」の復活に繋がったのであろう。この後、平成21年度検定の教科書が23年度から使用開始となるため、どのようになっているか注目したい。

4.3.2 問題点2（「古巣へ」と「古巣に」）の考察

上記a.bより、初版では、野口雨情の縦書き歌詞は、「古巣に」で、一方、本居長世の音符付けでは、「ふるすへ」であったことがわかる。すなわち、本居長世が作曲した時に、野口雨情の「に」とは違う「へ」で音符付けしたことになる。

金田一1987の解説のなかに、「七つの子」は『作者の野口雨情と相談しながら作った曲だという』（p.153）とある。初出時において既に両者が違っていたということは、この『相談』に関係があるのかもしれない。「に」と「へ」の用い方については、若井2008に従い、詩の朗読には「古巣に」、歌う時は「古巣へ」が良いと考えられる。とくに幼児や小学生の場合には、「古巣へ」の方が歌いやすいと思われる。

5. まとめ

「七つの子」の場合、本稿で扱ってきた二つの問題点に関して、原典という観点から見れば、問題点1は「かーわい」、問題点2は詞としては「古巣に」、歌うときには「古巣へ」が良いと考えられる。

しかし、問題点1について、原典が「かーわい」なので「かわいい」と歌うのは間違い、「かーわい」と歌いましょう、と言い切れるであろうか。

出版楽譜においては、[表3]に示した通り、第2次世界大戦後、「かわいい」が圧倒的に多い中で、時々「かーわい」というのが見られ、2007年以降に出版さ

れたものは「かーわい」となっている。小学校の音楽教科書においては平成16年検定以降に「かーわい」となった。

この状況から推測すると、「かーわい」と歌うのが主流になりつつあるように見える。では、現在、「七つの子」はどのように歌われているのか、その社会状況を反映していると考えられるYouTubeに投稿されている歌を調査してみた。2010年9月17日に、「七つの子」で検索してヒットした258件のうち、歌をうたっているものは37件であった。その調査結果を纏めたものが[表4]である。

これらは投稿年月日の表示はあるが、特別にコメントが無い限り、歌われた日付は不明である。Yokohama Thirty Four（横浜国立大学グリークラブOB）、由記さおり（NHK放送番組）などが、原典の「かーわい」で歌っている。しかし、「かわいい」と歌っているものが、37件中32件と多いことがわかる。

現在店頭に並んでいる楽譜を見ると、やはり、「かわいい」と「古巣へ」が多い。曲集の中で、「七つの子」が掲載されているものを、10種類以上見たところで、やっと「かーわい」というのが出てくる程度であった（2010年10月1日、東京の楽器店店頭にて）。

日本語は、時代によって常に変化している。表現の明快さや論理性を高めるような進化する方向の変化、あるいは時代に同調した変化も多いと思われる。「かーわい」と「かわいい」であるが、先行研究等で諸氏が述べているように、時代による言葉の変化により、「かーわい」から「かわいい」になったと考えられる。「かわいい」となったきっかけの楽譜『世界音楽全集 第11巻 日本童謡曲集 小松耕輔編 春秋社』（1930）については「4.3 考察」で検討の結果、作曲者である本居長世自身が編集者へ譜面を送った可能性も有り得ること、そうでないとしても、少なくとも「かわいい」という譜面を知っており、容認していたであろうことを述べた。また、童謡歌手として活躍していた本居長世の娘達が編集した『本居長世童謡曲全集 本居貴美子・本居若葉共編 水星社』（1967）においても、「かわいい」となっている。これは、作曲者自身が伴奏して公認で歌っていた娘達が編集した楽譜であることも、すでに指摘したところである。

これらのことから考えると、「かわいい」という音符付けも、作曲家の意図を反映している「原典」に含めても良いように思われる。したがって、「かわいい」は間違い、「かーわい」が正しい、というのではなく、子どもたちが意味を理解して、自然の言葉遣いで歌える歌詞で、楽しく歌うことが重要であろう。特に、子どもの歌は、歌そのものから醸し出される幼児期の心象風景との同調、歌うことによって仲間と交わり創出される幼児期の原体験など、重要な意味がある。ここに、バッハやモーツァルト、ベートーヴェン等の「原典主義」とは一線を画すものがあると考えられる。しかし、同時に、指導者は、原典を把握しておくことも大切である。

現状では、楽譜も実際に歌われるのも、まだまだ「かわいい」が多い状況である。教科書が「かーわい」となってから5年、「かーわい」で歌った子供たちが育つにつれて、「かーわい」という歌い方が定着していくのかどうか。一覧表のナンバー51の教科書では、『「かわいい」とうたわれることもあります』という注意書きがあり、実際に小学校ではどのように歌われているのか。そして、これから新たに出版される楽譜が「かーわい」となっていくのかどうか。今後も「七つの子」を注意深く観察していきたい。

[文献表記は、日本音楽学会および東洋音楽学会の慣用に従い、シカゴ方式*The Chicago manual of style*. Fourteenth edition, Chicago: The University of Chicago Press, 1993.を使用]

参考文献 (著者アルファベット順)

藤田 圭雄

1984 『日本童謡史Ⅰ・Ⅱ』 東京：あかね書房 (Ⅰは1971初版の改訂版)

池田 小百合

2002 『童謡と唱歌 歌唱の歴史2 秋冬の歌』 神奈川：夢工房

海沼 実

2004 『うたの心 耳をすませば 七つの子』 (毎日小学生新聞コラム2004.4.11掲載)

上 笙一郎 (編)

2005 『日本童謡事典』 東京：東京堂出版

金田一 春彦

1982 『十五夜お月さん 本居長世 人と作品』 東京：三省堂

2004 『金田一春彦著作集 第二巻』 東京：玉川大学出版部

松浦 良代

2005 『本居長世 日本童謡先駆者の生涯』 東京：国書刊行会

岡部 玲子

2001 『パラダイム手法によるショパン<バラード> 全4曲のエディション研究』 お茶の水女子大学 博士論文

竹内 貴久雄

2009 『唱歌・童謡 100の真実』 東京：ヤマハミュージックメディア

塚本 靖彦

1994 「井上武士の全業績と目録作成」、『群馬大学教育学部紀要 芸術・技術・体育・生活科学編』 第29巻：1-21

塚本 靖彦, 斎藤 博 (共著)

1990 a 「井上武士の履歴書と生涯」、『群馬大学教育学部紀要 芸術・技術・体育・生活科学編』 第26巻：1-11

1990 b 「井上武士の生涯」、『群馬大学教育学部紀要 芸術・技術・体育・生活科学編』 第26巻：53-81

若井 勲夫

2008 「童謡・わらべ歌新釈 (上)」、『京都産業大学論集.人文科学系列』 第38号：172-147

使用楽譜一覧 (小学校教科書を除く。出版年代順、一部推定年代)

1921.7 (大10) 『金の船』 七月号 東京：キンノツノ社

1923 (大12) 『本居長世作曲 新作童謡 第13集』 東京：敬文館

1924.2 (大13) 第三版 (初版は1922.11) 『金の星童謡曲譜 第一集「人買船」』 東京：金の星社

- 1924 (大13)『童謡曲集』 出版地出版者不明 (『大正十三年一月二十八日 非売品 筆記二代フ』と記載)
- 1924 (大13)『唱歌教材集』 埴科音楽研究会編 出版地出版者不明
- 1928.12 (昭3)『新選小学唱歌曲集』 日本児童音楽協会編 東京:京文社 (譜面下方に『(京文社発行本居長世童謡集 二)』と記載あり)
- 1930.1 (昭和5)『世界音楽全集第11巻 日本童謡曲集』 小松耕輔編 東京:春秋社
- 1930.5 (昭5)『最新小学唱歌名曲全集』 小学唱歌教授同好会編 東京:小学唱歌教授同好会 有文社発売
- 1932.2 (昭7)改正四版(初版は1930.2)『京都小学唱歌 尋2』 京都唱歌研究会編 東京:京文社
- 1932.2 (昭7)『童謡唱歌名曲全集第5巻』 田村虎藏・福井直秋・小松耕輔・共編 東京:京文社
- 1951.5 (昭26)『唱歌集 音楽単元学習資料』 井上武士、小出浩平共編 東京:音楽之友社
- 1957.12 (昭32)『日本童謡集』 与田準一編 岩波文庫 東京:岩波書店 (1983.3 岩波クラシックスより再販)
- 1958 (昭33)『童謡唱歌101番 B幼児・低学年用』 音楽之友社編 東京:音楽之友社
- 1961.4 (昭36)『新しく選んだ童謡曲集』 中田 喜直編 東京:カワイ楽器
- 1967 (昭42)『本居長世童謡曲全集』 本居貴美子・本居若葉共編 東京:水星社
- 1967.12 (昭42)『NHKみんなのうた 第7集』 日本放送協会編 東京:日本放送出版協会
- c1967? (昭42頃?)『日本童謡名歌110曲集』 全音楽譜出版社出版部編 東京:全音楽譜出版社
- 1968.11 (昭43)『日本の詩歌 日本唱歌集(別巻)』 東京:中央公論社
- 1972.12 (昭47)『日本唱歌全集』 井上武士編 東京:音楽之友社
- 1974.10 (昭49)『日本童謡全集』 三瓶政一朗編 東京:音楽之友社
- 1978.11 (昭53)『こどもの楽隊』 渡辺二郎画 東京:岩崎書店(童謡の世界:童謡詞画集;3)
- 1979.12 (昭54)『童謡・唱歌集』 谷川俊太郎編 東京:集英社
- 197? (昭?)『『お母さんといっしょに歌える こどもの歌名曲集2』 松田敏江編 東京:全音楽譜出版社
- 1980.4 (昭55)『日本童謡集』 河内紀、小島美子著 東京:音楽之友社 (On books;32).
- 1985.1 (昭60)『日本童謡唱歌全集 ピアノ伴奏付』 足羽章編 東京:ドレミ楽譜出版社
- 1985.4 (昭60)『こどもの歌名曲選』 東京:ドレミ楽譜出版社
- 1986.12 (昭61)『日本の童謡200選』 日本童謡協会編 東京:音楽之友社
- 1987 (昭62)『七つの子:本居長世童謡選集』 金田一春彦・本居若葉共編 東京:如月社 (『本居長世童謡曲全集 本居貴美子・本居若葉共編 水星社』が絶版につき同書からのリプリント多数)
- 1988.5 (昭63)『童謡を訪ねて』 太田信一郎 富士出版 (『別冊 楽譜集』は1988.8)
- 198-? (昭?)『日本童謡名歌110曲集』 全音楽譜出版社出版部編 東京:全音楽譜出版社
- 1991 (平3)『おとなのための童謡曲集』 岩河智子編 作 東京:音楽之友社
- 1991.3 (平3)『NHK日本のうたふるさとのうた100曲:ブック&CD』 「日本のうたふるさとのうた」全国実行委員会編 東京:講談社
- 1992.4 (平4)『七つの子:野口雨情歌のふるさと』 古茂田信男著 東京:大月書店
- 1993 (平5)『童謡・唱歌・童画100』 (別冊太陽・子どもの昭和史) 東京:平凡社
- 1994.6 (平6)『みんなだ〜いすき うたはともだち BEST150』 東京:東京音楽書院
- 1995.1 (平7)『心のふるさとこどもの歌曲集 童謡唱歌編』 坪野春枝編 東京:東京音楽書院
- 1995.1 (平7)『日本童謡唱歌全集:ピアノ伴奏』 東京:東京音楽書院
- 1995.2 (平7)『こどものための名歌曲200選 ピアノ伴奏付』 東京:東京音楽書院
- 1995.5 (平7)『誰でも知ってる童謡100選 子どもと歌おう』 東京:カワイ出版
- 1999.9 (平11)『心して童謡・唱歌』 縄野欣弘著 東京:

- 文芸社 (1968.11 日本の詩歌 日本唱歌集 別巻より)
- 2001.1 (平13)『声楽教本 小学校課程・幼稚園課程・保育士養成課程用』森田百合子、山本敬、秋山衛
東京：教育芸術社
- 2005.3 (平17)『日本のうた大全集：詩と解説』長田暁二編著 東京：自由現代社
- 2006.10 (平18)『日本童謡名曲集：伴奏付』長田暁二編著 東京：全音楽譜出版社
- 2007.3 (平19)『歌でコミュニケーション福祉音楽80曲：介護予防に福祉施設で医療系福祉系学生のための』相澤保正編著 東京：共同音楽出版社
- 2007.4 (平19)『心にのこる日本の歌101選』長田暁二著 東京：ヤマハミュージックメディア
- 2008.1 (平20)『ポケットいっぱいのおうた 実用幼児・児童の歌、簡単に弾ける114選』鈴木恵津子、富田英也 監修・編著 東京：教育芸術社
- 2010.9 (平22)『幼児のための音楽教育 幼稚園教諭・保育士養成課程』神原雅之 鈴木恵津子 監修・編著 東京：教育芸術社

使用教科書一覧 (1950年以降の小学校教科書、出版年代順)

- 1958 昭和33年 改訂版 しょうがくせいのおんがく2 中野義見 他 編 東京：音楽之友社
- 1971 昭和46年 新版 標準音楽2 有賀正助 編著 東京：教育出版
- 1973 昭和48年 改訂 標準音楽2 有賀正助 編著 東京：教育出版
- 1980 昭和55年 新しい音楽3 水野久一郎 他 著 東京：東京書籍
- 1983 昭和58年 改訂 新しい音楽3 水野久一郎 他 著 東京：東京書籍
- 1986 昭和61年 新編 新しい音楽3 湯山昭 他 著 東京：東京書籍
- 1989 昭和64年 新訂 新しい音楽3 湯山昭 他 著 東京：東京書籍
- 1992 平成4年 新しい音楽3 湯山昭 他 著 東京：東京書籍
- 2005 平成17年 小学生の音楽3 畑中良輔 他 著 東

京：教育芸術社

- 2005 平成17年 音楽のおくりもの3 三善晃 他 著
東京：教育出版

調査にご協力いただいた方々 (五十音順)

- 愛知教育大学附属図書館
茨城県教育委員会
お茶の水女子大学附属図書館
国立音楽大学附属図書館
国立国会図書館
田島英子氏
東京藝術大学附属図書館
常磐大学メディア情報センター
中山晋平記念館 (長野県中野市)
日本近代音楽館 (2010年3月末にて閉館)
野口雨情記念館
広島大学図書館
前橋市立図書館
松浦良代氏 (本居長世メモリアルハウス館長、メモリアルハウスは現在閉館中)
水戸市総合教育研究所
山田真治氏

(本稿は、本学の2009年度課題研究においておこなった調査研究に基づくものです)

第 145 回国会における国旗国歌法案審議の分析（6）

岩田 温
Atsushi Iwata

Analysis of Deliberation on the Bill of National Flag and Anthem Conducted by the Committee on Cabinet of the House of Representatives (Part 6)

People are obliged to obey the laws of the nation. This obligation is easily fulfilled when the content and meaning of the law are clear and its purpose is acceptable. The sponsors of a proposed law should account for the meaning of it and those who in opposition should conduct cross-examination to make clear the point at issue. This communication process is expected to help the public with their understanding of the law and prepare them to express their opinions as public opinion. This article is part of the effort to investigate the communication aspects of the legislative process of the bill (which was later enacted as the Law Concerning the National Flag and Anthem) and the mass communication aspects of the media coverage of the bill and of the deliberation on it in the Diet. This article (as part six of the whole investigation) takes up the seventh speaker in the first session of the deliberation on the Bill of National Flag and Anthem in the Committee on Cabinet of the House of Representatives.

はじめに

本稿は拙稿「第145回国会における国旗国歌法案審議の分析（5）」⁽¹⁾に続き7番目に質疑をおこなった濱田健一委員の質疑の内容とその質問に対する政府側答弁を検討の対象とする⁽²⁾。

なお、発言内容を整理するにあたり発言者ごとに(a)、(b)の見出しを付して論点を整理した箇所がある。発言者が異なる場合には同一の論点でも(a)、(b)の見出しが異なる場合がある。考察の項で検討を加え

る際の参照の便宜のため、〈(a)「慎重な審議の要請」〉のように論点に呼び名を付して〈〉付きで挿入した箇所がある。

1 国旗及び国歌に関する法律案に対する第145回国 会衆議院内閣委員会における第1回審議の内容

1-7 濱田健一委員の質疑

1-7-1 濱田健一委員の質疑と政府側答弁の内容

濱田健一委員は14回の質疑をおこなった。

（1）濱田委員の最初の質疑の概要

最初の質疑の冒頭で濱田委員は、第1に「国民の皆さん方の日の丸と君が代に対する思いというのは本当に複雑」「ではないだろうか」、「それぞれの立場でこの問題についてはいろいろな思いがあるというふうに私も感じました」と述べ〈(a)「国民の間には日の丸・君が代に対する複雑かつ多様な思いがあるという感懐の表明」〉、第2に「国民的議論がないままに、会期末直前になって唐突に閣議決定をされ、国会を延長して慌だしく審議され始めたということ」ならびに「小淵総理の当初法制化は考えていないという答弁から始まってさまざま揺れられた」「状況、これらは法制化の正当性、目的のあいまいさを露呈するものではないか」と述べ〈(b)「国旗・国歌法制化に関する国民的議論の不在、延長国会での唐突な法案提出、内閣総理大臣の法制化に対する態度の揺れによって露呈されている『法制化の正当性、目的のあいまいさ』の指摘」〉、第3に「この国旗・国歌のあり方については、幅広い国民的な議論をもっともっと積み重ねる必要がある、性急な法制化については反対である」と述べた〈(c)「『幅広い国民的な議論をもっともっと積み重ねる必要』性を論拠とする『性急な法制化』反対論の表明」〉。

第4に濱田委員は、西村委員の質疑の中でも取り上げられていた「既に、法制化しなくても、日本には、国旗が日の丸として、国歌が君が代として存在をしている」とする事実認識を取り上げ、「今まで日本に国旗及び国歌と言われたものが存在したのかどうか」を改めて質問した〈(d)「『今まで日本に国旗及び国歌と言われたものが存在したのかどうか』を問う質問」〉。

これに対して答弁に立った竹島一彦政府委員（内閣総理大臣官房内政審議室長）は、「安政六年には日の丸は御国総標、船ではなくて国の印というふうになされたという記録がございます。したがって、江戸時代の終わりから日本には国旗があったというふうに理解しております」、「国歌につきましては、明治になりまして、同じように国歌、国を代表する歌が必要であるということになりまして、それで君が代がふさわ

しいということで選定をされたということでございまして、そういう意味で江戸時代の末期ないしは明治から日本において国旗及び国歌が存在している、こういうふう理解しております」と応じた〈(a)「『江戸時代の末期ないしは明治から日本において国旗及び国歌が存在している』とする認識の表明」〉。

（2）濱田委員の2回目の質疑の概要

2回目の質疑で濱田委員は、「今の答弁では、存在をしているということでございます。であれば、なぜ今まさに存在するものを新たに法として制定しなければならないのかという疑問点が出てくるわけですが、その点はいかがですか」と質問した〈(a)「『今まさに存在する』国旗・国歌を『新たに法として制定しなければならない』理由を問う質問」〉。

これに対して答弁に立った竹島政府委員は、「政府としては、従来慣習法として国旗・国歌というものがもう存在しているということでございましたんですが、なぜ今回法制化ということになったかというのは、先ほど来官房長官が答弁されているとおりでございます」と応じた〈(a)「『なぜ今回法制化ということになったか』は、先ほど来官房長官が答弁されているとおり』であるとする回答」〉。

（3）濱田委員の3回目の質疑の概要

3回目の質疑で濱田委員は、国旗・国歌が「慣習法」として「定着」してきたとする論点について、「国民の間に慣例的に、習慣的にこれが定着しているということのある程度具体的な意味合いというものが、その慣習法というものについて説得力ある説明になるかと思うのですが、その具体的な定着しているという姿を二、三点お示しいただければ幸いです」と述べて、国旗・国歌の慣習法としての定着の裏付けとなるべき具体例の提示を求めた〈(a)「日の丸・君が代が国旗・国歌として『国民の間に慣例的に、習慣的に』定着していることの例示を求める質問」〉。

これに対して答弁に立った野中広務内閣官房長官は、第1に「各報道機関の調査」、「昭和四十九年内閣府」「調査等により」、「日の丸・君が代が国旗・国歌として広く国民に定着をして認知されて」いることに

ついてすでに繰り返し答弁してきた旨を述べ〈(a)「日の丸・君が代に関する世論調査結果への再言及」、第2に「一九九四年、村山内閣におきまして、村山総理は、七月十八日であったと思いますが、みずから総理大臣として、本会議の席上において、自衛隊、日米安保体制を容認されますとともに、国旗・国歌について、日の丸・君が代を私は尊敬をし、これからもやっていきたいという発言をされました⁽³⁾。まさしく内閣総理大臣たる村山総理が戦後五十年に当たって登場をされてそれを申されたことは、一、二の例としてはまことに大きく、当時私は感動をもってお聞きをしたことを今改めて思っておる次第であります」と応じた〈(b)「村山富市第81代内閣総理大臣が本会議において『日の丸・君が代を私は尊敬をし、これからもやっていきたいという発言』をしたことが『一、二の例としてはまことに大き』い旨の回答」〉。

(4) 濱田委員の4回目の質疑の概要

4回目の質疑で濱田委員は、「国民の意識の中に、オリンピックやいろいろな自治体の集会、いろいろな場所で日の丸の掲揚がなされ、君が代が歌われつつある、そういう場の設定の中では、意識としての定着というのは私も否定はいたしません。しかし、国民が日常生活の中でこの日の丸や君が代に対して本当になれ親しんでいるかという生活上の状況についての、慣習法としての定着というものが本当にあるのかどうかという点についての具体的な中身というものを二、三点出していただきたいというふうに申し上げているわけでございます」と述べて前回の質問を繰り返した〈(a)「オリンピックや自治体の集会のような『場の設定』での国旗掲揚・国歌斉唱ではなく、国民の日常生活の中での日の丸・君が代の『慣習法としての定着』を示す例の提示を求める再質問」〉。

これに対して答弁に立った竹島政府委員は、第1に「昔のように、個人の家で国旗を掲揚するというようなことは最近では希有なことになっておること」〈(a)「国民が個人として国旗を掲揚するのは『最近では希有なこと』であるとする認識の表明」〉、第2に「一方で」「スポーツのイベントにおける国旗、それから国歌の演奏というようなことはますます機会がふえて

いる」と述べたうえで〈(b)「スポーツ・イベントにおける国旗掲揚・国歌斉唱は『ますます機会が増えていく』とする認識の表明」〉、「国民の中における定着を反映した、ビヘービアといえますか、行動として何があるかといえますと、むしろそういう「スポーツのイベント」⁽⁴⁾場面での国旗なり国歌との国民の接し方ということの方が今は大きいのかなというふうに思っております」と応じた〈(c)「国民の中における定着を反映した行動としては、スポーツ・イベントでの『国旗なり国歌との国民の接し方ということの方が今は大きい』とする認識の表明」〉。

(5) 濱田委員の5回目の質疑の概要

5回目の質疑の冒頭で濱田委員は、「しっかりとした回答は出てこない」と述べ〈(a)「政府側答弁が不十分であることに対する不満の表明」〉、これにつづけて「思想、信条の自由、内心の自由」「守っていくためには」「もう少し時間をかけて論議をしなければならぬ」と述べた〈(b)「『思想、信条の自由、内心の自由』『守っていくためには』『もう少し時間をかけて論議しなければならぬ』という主張の表明」〉。

次に、濱田委員は、「もう一点触れさせていただきたいと思う」と述べて話題を日の丸に転換し、「大日本帝国憲法の中でも日の丸が国旗という形で国が定めたことはなかったと」「理解してよろしいでしょうか」と質問した〈(c)「大日本帝国憲法の中で国が日の丸を国旗と定めた事実がないことの確認を求める質問」〉。

これに対して答弁に立った竹島政府委員は、「昭和六年に議員立法で第五十九回帝国議会で大日本帝国国旗法案」が提出されたが「貴族院で会期末で審議未了、廃案」となり、「次の国会では」「衆議院が解散になってこの法案は日の目を見なかった」こと、「それ以外は」「明治三年の太政官布告による商船規則によって商船が掲げるべき日本の国旗が定められたという以外は」ないと応じた〈(a)「大日本帝国憲法が成立する以前に、『太政官布告による商船規則によって商船が掲げるべき日本の国旗が定められた』事実はあるが、大日本帝国憲法のもとで大日本帝国議会在日の丸を日本の国旗と定めた事実はないことの確認」〉。

（6）濱田委員の6回目の質疑の概要

6回目の質疑で濱田委員は、第1に竹島政府委員の直前の答弁に触れて「私たちは、帝国憲法下でもこの日の丸という存在が国旗という形を国民全体の中に押しつけるといふことは、または法制化するといふことは、人間の内心にかかわる問題であるという認識がやはりあったのじゃないかというふうに思う」と述べ〈(a)「大日本帝国憲法下でも国旗の法制化を『人間の内心にかかわる問題であるという認識がやはりあったのじゃないかというふうに思う』旨の見解の提示」〉、第2に、「日の丸というものが近隣アジア太平洋地域の人々に侵略のシンボルとなったことは忘れてはならないというふうに思う」こと〈(b)「日の丸が『侵略のシンボルとなったことは忘れてはならない』旨の見解の提示」〉、「過去の侵略戦争や植民地支配」「への反省の意」「が村山元総理の戦後五十年の総理の発言の中にはにじんで」いたこと〈(c)「村山元総理の発言には『侵略戦争や植民地支配』『への反省の意』が『にじんでいた』とする見解の提示」〉を前提として、「国の総意として、国会の中でこういう決議というものも上げる時期にきたのではないかと述べ、この点について「政府の御意向をお伺いしたい」と質問した〈(d)「侵略戦争や植民地支配への反省の意を『国の総意として』国会で決議すべき『時期にきた』とする自身の見解に対する政府の意向を問う質問」〉。

これに対して答弁に立った野中内閣官房長官は、「戦後五十年の際におきます内閣総理大臣談話といたしまして当時の村山内閣総理大臣が出されました談話は、今なお私も、この過去の歩んできた歩みについて、いわゆるアジア諸国に多くの傷跡を残してきたことを、これを今もこれからも大切に反省の糧としていかななくてはならないと認識をしております。その認識の上に立ちまして、新しい憲法下における我が国のありようと新しい世紀に対する我が国のあるべき姿を明確にしておくべきであろうと考えたわけでございます」と応じた〈(a)「戦後五十年の際に出された『当時の村山内閣総理大臣』『談話は』『アジア諸国に多くの傷跡を残してきたことを』『反省の糧としていかななくてはならない』という趣旨であるという認識の表明とわかる認識を前提として『新しい憲法下における我が国

のありようと新しい世紀に対する我が国のあるべき姿を明確にしておくべきであろうと考えた』ことが法案提出の理由であるとする説明」〉。

（7）濱田委員の7回目の質疑の概要

7回目の質疑で濱田委員は、「文部省にお伺いしたいと思います。文部省所管の法律の中に、日の丸を国旗として掲揚をさせるための現行法があるかないか、お答えいただきたいと思います」と質問した〈(a)「『文部省所管の法律の中に、日の丸を国旗として掲揚させるための現行法があるかないか』を問う質問」〉。

これに対して答弁に立った辻村哲夫政府委員（文部省初等中等教育局長）は、「ただいま先生のお尋ねのような内容の、文部省が所管をしております法律はございません」と応じた〈(a)「文部省所管の法律の中に、日の丸を国旗として掲揚させるための現行法はない旨の答弁」〉。

（8）濱田委員の8回目の質疑の概要

8回目の質疑で濱田委員は、第1に「学校現場の混乱という言葉がきょうの委員会の中でも何回も出てきた事実〈(a)「学校現場の混乱が委員会審議で話題とされていることへの言及」〉、第2に「日の丸の掲揚をさせなければならないという所管の現行法はない」とした答弁が行われた事実に触れ〈(b)「日の丸を掲揚させなければならない現行法はない旨の政府側答弁への言及」〉、第3に「今、日の丸を掲揚するということが盛んに行われているし、見方によっては日の丸を上げっ放し、これはおかしいじゃないかという人もおられるようでございますけれども、ここの指導の根拠というのは何なんでしょう」と質問した〈(c)「学校教育において日の丸を掲揚する指導の根拠を問う質問」〉。

これに対して答弁に立った辻村政府委員は、学校教育法の委任⁽⁵⁾を受けた学校教育法施行規則の中に小・中・高等学校の教育課程の基準となるべき内容を文部大臣が告示する学習指導要領によって定めることとされている⁽⁶⁾と説明したうえで、「その学習指導要領の中に、社会科、音楽、あるいは入学式、卒業式につきましては特別活動という領域の中に国旗・国歌についての扱

いが規定されてございまして、その規定に沿いまして、各学校では国旗・国歌等につきましての指導が行われているということでございます」と応じた〈(a)「小中高等学校教育においては学校教育法の委任を受けた学校教育法施行規則の委任を受けた学習指導要領のなかに国旗・国歌についての扱いが規定されており、その規定に沿って国旗・国歌等についての指導が行われている旨の答弁」〉。

（9）濱田委員の9回目の質疑の概要

9回目の質疑で濱田委員は、第1に「中央教育審議会が去年の答申の中でも学習指導要領の弾力運用というものを盛んに言って」きたこと〈(a)「中央教育審議会が答申の中で学習指導要領の弾力運用を『盛んに言って』きた事実の指摘」〉、第2に「今回の地方分権の中で、地教行法⁽⁷⁾の改正やいろいろな地方分権の動きというもの盛られている」こと〈(b)「『地方分権の動き』という事実の指摘」〉、第3に「教育の場においてこの日の丸の問題が押しつけ的に実行されることがあってはならないというふうに思っていること」〈(c)「『教育の場においてこの日の丸の問題が押しつけ的に実行されることがあってはならない』旨の意見の提示」〉、第4に「そのことは村山元総理も言われているところ」であること〈(d)「村山元総理の発言には『教育の場においてこの日の丸の問題が押しつけ的に実行されることがあってはならない』旨が含まれているとする指摘」〉、第5に直前の質疑者であった穀田委員も触れていたように「日の丸の持っていた戦前のイメージ、そして戦後のイメージ、こういうものもしっかりと教育的に教えなければならない」こと〈(e)「『日の丸の持っていた戦前のイメージ、そして戦後のイメージ』『もしっかりと教育的に教えなければならない』旨の意見の提示」〉、第6に「ややもすると卒業式、入学式のところだけがクローズアップされているという状況の中で」「官房長官も広島あの校長さんの話題を折に触れ挙げ」ていることに言及したうえで〈(f)「『ややもすると卒業式、入学式のところだけがクローズアップされているという状況の中で』『官房長官も広島あの校長さんの話題を折に触れ挙げ』ている事実の指摘」〉、第7に「けれども、やはりこれ

までの学習指導要領により根拠を与えて、学校の中で強制化を強める中身になってくるのではないかという危機感を絶えず持っているわけでございますが、その辺は局長いかがですか」と質問した〈(g)「法制化後は『これまでの学習指導要領により根拠を与えて、学校の中で強制化を強める中身になってくる』か否かを問う質問」〉。

これに対して答弁に立った辻村政府委員は、「今回のこの法律によりまして、これまで慣習等として扱われてまいりましたこの国旗・国歌等につきまして成文法としてその根拠が明確に位置づけられるという、これは大きな意義を持っているものだと思います〈(a)「法制化は『慣習等』が『成文法としてその根拠が明確に位置づけられるという』『大きな意義を持っている』という認識の表明」〉。

しかし、現在学習指導要領で規定をしておりますのは、そうした根拠云々ということではございませんで、そうした国旗・国歌についてどのようにこれを扱うか、子供たちに正しい理解を促す、そうしたことが学習指導要領に書かれているわけでございます〈(b)「『現在学習指導要領で規定』しているのは『根拠云々ということではございませんで』『国旗・国歌についてどのようにこれを扱うか、子供たちに正しい理解を促す』ことであるという認識の表明」〉。

その国旗・国歌について根拠が明確になるということは大変大きな意義のあることでございますけれども、学習指導要領上この国旗・国歌についての指導の扱いを変える、こういう必要はないのではないか、こんなふうに考えております」と応じた〈(c)「『学習指導要領上この国旗・国歌についての指導の扱いを変える』『必要はない』という認識の表明」〉。

（10）濱田委員の10回目の質疑の概要

10回目の質疑の冒頭で濱田委員は、「君が代の」「問題に、時間がございませんので移っていきたく」と述べて話題を転換し、これに続けて第1に学校現場における君が代の「君」の意味の教え方についてとりあげ、「あるときには校長先生が、君が代の『君』はあなたたちという意味ですよと教えなさいということも言われました。そのときそのときの場所で勝手な解釈

がなされている、そういう場面に何回も何回も出会ってきた」経験を述べ〈(a)「『君が代の『君』はあなたたちという意味』に教えることが校長から求められた経験談の開陳」、(b)「教育現場では『そのときそのときの場所で勝手な解釈がなされている』経験談の開陳」、第2に君が代の「君」の意味が「政府見解で象徴天皇というふうに置きかえられている」「が、旧帝国憲法下での天皇の世の中ということの意味合いとほとんど変わってはいないというふうに思っている」と述べ〈(c)「君が代の君の意味は『政府見解で象徴天皇というふうに置きかえられている』『が、旧帝国憲法下での天皇の世の中ということの意味合いとほとんど変わってはいない』という認識の表明」、第3に「国民主権をうたっている現憲法の中でこれをこのまま二十一世紀に引き継ぐのはどうなのか」と述べ〈(d)「『国民主権をうたっている』現行憲法のもとで君が代の『君』の意味を『旧帝国憲法下での天皇の世の中ということの意味合いとほとんど変わってはいない』『象徴天皇』『のまま二十一世紀に引き継ぐ』ことへの疑問の提起」、最後に「仮に、先ほど申し上げたあなたたち、国民全体という言葉にすべて変わっていくのであれば、今の憲法の精神にのっとっているというふうにも言えるのじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか」と質問した〈(e)「君が代の『君』の意味を『国民全体』と解することが『今の憲法の精神にのっとっている』とする自説に対する政府の見解の表明を求める質問」。

これに対して答弁に立った竹島政府委員は、「国民全体とか象徴天皇のみとかいうことではなくて、君が代とは、日本国民の総意に基づく天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国のことである、こういうふうに解釈するのが適当ではないかというのが政府の見解でございます」と応じた〈(a)「『君が代とは、日本国民の総意に基づく天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国のことである』とする答弁」。

(11) 濱田委員の11回目の質疑の概要

11回目の質疑で濱田委員は、「小学校の子供たちに、この解釈を古今和歌集から云々というふうに低学年の子供たちに教え込むというのはなかなか難しい点があ

るだろうと思う」〈(a)「小学校低学年の児童に君が代の解釈を古今和歌集から説き起こして教えることの困難さの指摘」〉、「仮に政府が今回答弁されたような形で教えたとしても、子供たちの成長の過程において本当にそうなのかという疑問も生まれてくる可能性があるというふうに思う」と述べたうえで〈(b)「児童生徒の成長過程で君が代の解釈に対する疑問が『生まれてくる可能性』の指摘」〉、「そこで教師と子供たちがいろいろディスカッションをしたりする、そういう教育的な意味合いというものも見つけ出さなければならぬと思うんですが、そのときの指導のあり方というのは、これは政府の新しい解釈どおりに文部省は教師に教えよと言うのでしょうか」と質問した〈(c)「君が代の解釈をめぐる教師と児童生徒のディスカッションがもつ『教育的な意味合い』の指摘と、そのディスカッションを指導する教師に対する『政府の新しい解釈』の拘束力の有無に関する質問」。

これに対して答弁に立った辻村政府委員は、文部省が各学校に示しているのは指導要領の解説に書かれている4項目すなわち、「国旗・国歌がいずれの国にもあるということ」、「国旗・国歌はいずれの国においてもその国の象徴として大切にされており、互いに尊重し合うことが必要であること」、「我が国の国旗・国歌は、長年の慣行により、日の丸が国旗であり、君が代が国歌であることが広く国民の認識として定着しているということ」、「国歌君が代は、日本国憲法のもとにおいては、日本国憲法において天皇を日本国並びに日本国民統合の象徴とする我が国がいつまでも繁栄するようにとの願いを込めた歌であるというその趣旨」であり、「国が、ただいま文部省が示しておりますものはこれに尽きる」こと〈(a)「文部省が教師に求めているのは指導要領の解説に書かれている4項目すなわち『国旗・国歌がいずれの国にもあるということ』、『国旗・国歌はいずれの国においてもその国の象徴として大切にされており、互いに尊重し合うことが必要であること』、『我が国の国旗・国歌は、長年の慣行により、日の丸が国旗であり、君が代が国歌であることが広く国民の認識として定着しているということ』、『国歌君が代は、日本国憲法のもとにおいては、日本国憲法において天皇を日本国並びに日本国民統合

の象徴とする我が国がいつまでも繁栄するようにとの願いを込めた歌であるというその趣旨』であり、『国が、ただいま文部省が示しておりますものはこれに尽きる』旨の回答〕、そして「子供たちの発達段階に応じて国旗あるいは国歌というものの意義等をどのように教えていくか、これは、それぞれ教師が目の前にいる子供たちを見ながら教えていただく、そのときの基本的な視点と申しましょうか、柱として文部省は今のようなものを示しているということである」と応じた〈(b)「『子供たちの発達段階に応じて国旗あるいは国歌というものの意義等をどのように教えていくか』は、それぞれ教師が目の前にいる子供たちを見ながら教え』『そのときの基本的な視点』は、指導要領の解説に書かれている4項目である旨の回答〕〉。

(12) 濱田委員の12回目の質疑の概要

12回目の質疑で濱田委員は、「日の丸にしても君が代にしても、法制化をすることによって、国や自治体、そして民間問わず掲揚や斉唱という形が出てくると私は思っているわけですが、そのことを国として強制したり義務化したりすることはないというふうに確約させていただいてよろしいでしょうか」と質問した〈(a)「法制化にともない国旗掲揚・国歌斉唱を『国として強制したり義務化したりすることはない』ことの『確約』を求める質問〕〉。

これに対して答弁に立った野中内閣官房長官は、「国として強制したり、あるいは義務化することはございません」と応じた〈(a)「法制化にともない国旗掲揚・国歌斉唱を『国として強制したり、あるいは義務化することはございません』という回答〕〉。

(13) 濱田委員の13回目の質疑の概要

13回目の質疑で濱田委員は、「学校現場での強制はいかがですか」と質問した〈(a)「国旗掲揚・国歌斉唱の『学校現場での強制』が行われないことの確約を求める質問〕〉。

これに対して答弁に立った辻村政府委員は、「先ほどにも御答弁申し上げたわけでございますけれども、学習指導要領によりましてこれまで指導してまいっているわけでございますが、その扱いを今回の法案に關

連いたしまして変える、変更する必要はないのではないか、こんなふうに思っております」と応じた〈(a)「『今回の法案に關連いたしまして変える、変更する必要はないのではないか、こんなふうに思っております』という回答〕〉。

(14) 濱田委員の14回目の質疑の概要

14回目の質疑で濱田委員は、第1に「今慣習的に定着をしているという君が代と日の丸」について「二十年近く前」には「祝日に、特に田舎ではどの家に旗が立っているかという調査をするところ」や、「一緒に何かの儀式に出て、だれが歌っている歌っていないということを調査して、それを吹聴するところ」があったと述べ〈(a)「『二十年近く前』には国旗掲揚・国歌斉唱の遂行者と回避者を『調査して、それを吹聴するところ』があったとする経験談の開陳〕〉、第2に、「私は、今回のこの法制化が、こういう歴史的に共同生活が続けてきている日本のとてもいい部分と、共同生活という意味で隣の人が同じことをしなければいけないというような生活の状況を強いてくる、そういう形の中で、この法制化された日の丸や君が代が位置づけられることのないように願いたいものだ」というふうに思っております」と述べ〈(b)「『共同生活という意味で隣の人が同じことをしなければいけないというような生活の状況を強いてくる』『中で、この法制化された日の丸や君が代が位置づけられることのないように願いたい』という意見の表明〕〉、第3に「そういう意味では、お聞きするところによると、この内閣委員会、そう多くの論議ができないようにも聞いております。その危惧感を表明して、私たちは国民のもっと幅広い論議というものをやっていく必要があるというふうに申し上げて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました」と述べて質疑を終了した〈(c)「内閣委員会で『そう多くの論議ができない』ことへの『危惧感』の『表明』、(d)『国民のもっと幅広い論議』の『必要性』の指摘〕〉。この発言に対する政府側答弁はなかった。

濱田委員の発言に続き二田孝治委員長が散会を宣言し午後6時24分に平成11年7月1日開催の内閣委員会は散会した。

1-7-2 濱田健一委員の質疑と政府側答弁の内容に対する考察

1-7-2-1 質疑（１）～（４）「国旗掲揚・国歌斉唱の『場の設定』」について

最初の質疑で濱田委員は、(a)「国民の間には日の丸・君が代に対する複雑かつ多様な思いがあるという感懐の表明」、(b)「国旗・国歌法制化に関する国民的議論の不在、延長国会での唐突な法案提出、内閣総理大臣の法制化に対する態度の揺れによって露呈されている『法制化の正当性、目的のあいまいさ』の指摘」、(c)「『幅広い国民的な議論をもっともっと積み重ねる必要』性を論拠とする『性急な法制化』反対論の表明」、(d)「『今まで日本に国旗及び国歌と言われたものが存在したのかどうか』を問う質問」を行った。これに対して答弁に立った竹島一彦政府委員（内閣総理大臣官房内政審議室長）は、(a)「『江戸時代の末期ないしは明治から日本において国旗及び国歌が存在している』とする認識の表明」で応じた。

2回目の質疑で濱田委員は、(a)「『今まさに存在する』国旗・国歌を『新たに法として制定しなければならない』理由を問う質問」をおこなった。これに対して答弁に立った竹島政府委員は、(a)「『なぜ今回法制化ということになったか』『は、先ほど来官房長官が答弁されているとおり』であるとする回答」で応じた⁽⁸⁾。

3回目の質疑で濱田委員は、(a)「日の丸・君が代が国旗・国歌として『国民の間に慣例的に、習慣的に』定着していることの例示を求める質問」をおこなった。これに対して答弁に立った野中広務内閣官房長官は、(a)「日の丸・君が代に関する世論調査結果への再言及」、(b)「村山富市第81代内閣総理大臣が本会議において『日の丸・君が代を私は尊敬をし、これからもやっていきたいという発言』をしたことが『一、二の例としてはまことに大きい』旨の回答」で応じた。

4回目の質疑で濱田委員は、(a)「オリンピックや自治体の集会のような『場の設定』での国旗掲揚・国歌斉唱ではなく、国民の日常生活の中での日の丸・君が代の『慣習法としての定着』を示す例の提示を求める再質問」をおこなった。これに対して答弁に立った

竹島政府委員は、(a)「国民が個人として国旗を掲揚するのは『最近では希有なこと』であるとする認識の表明」、(b)「スポーツ・イベントにおける国旗掲揚・国歌斉唱は『ますます機会が増えている』とする認識の表明」、(c)「国民の中における定着を反映した行動としては、スポーツ・イベントでの『国旗なり国歌との国民の接し方ということの方が今は大きい』とする認識の表明」で応じた。

1-7-2-1-1 「性急な法制化反対論及びその論拠としての幅広い国民的議論の必要性論」について

1回目から4回目までの質疑と答弁を整理するとつぎのようになる。第1は、国旗・国歌が既に存在するかという問いと、存在するという回答。第2は、既に存在する国旗・国歌を法制化する理由は何かという問いと、理由は説明済みであるという回答。第3は、既に存在していたとされる国旗・国歌が慣例的・習慣的に国民の間に定着していることの例証はあるかという問いと、国旗・国歌として適当なのは日の丸・君が代であるとする世論調査結果ならびに日の丸・君が代に好意的な村山富市内閣総理大臣（当時）の発言があるという回答。そして第4は、国民が催事の主催者による「場の設定」を前提として客体化された観衆としての立場から催事的主催者の求めに応じて催事的主催者による国旗掲揚を受動的に観覧したり催事的主催者による国歌斉唱の求めに応じて受動的に唱和するのではなく、日常生活のなかで自発的ないし能動的に国旗掲揚・国歌斉唱を行う例はあるかという問いと、国民の間での国旗掲揚・国歌斉唱の定着とは、もっぱら催事における受動的な観覧・唱和であり、国民が主体的・能動的に国旗掲揚を行うのは「希有なこと」であるという回答である。

これらのやりとりのうち、この日の委員会審議にはじめて登場したのは3回目の質疑応答に含まれる村山富市内閣総理大臣（当時）の発言への言及、そして4回目の質疑応答に含まれる「場の設定」の有無を手がかりとする国民の間での国旗掲揚・国歌斉唱の意味にかかわるやりとりである。村山元総理の発言の意味をめぐる論争については、次の「日の丸」の項で再び登

場することになるのでその際に触れることとし、ここでは国旗掲揚・国歌斉唱の「場の設定」をめぐるやりとりについて検討する。

国旗を論じ国歌を論じる視点と国旗掲揚を論じ国歌斉唱を論じる視点は区別されなければならない。国旗を何にし国歌を何にするかは、そのアイデアをたとえば今回の法案のように文章で明らかにすればよい。しかし、国旗掲揚がどのように行われるか、国歌斉唱がどのように行われるかについて明らかにするためには、それらの行為が憲法で保障された人権を侵害しない範囲を明らかにする「場の設定」を避けて通るわけにはいかない。論理的には、国旗を論じ国歌を論じる視点は国旗掲揚を論じ国歌斉唱を論じる視点を包含する。しかし取って国旗を論じ国歌を論じる視点が国旗掲揚を論じ国歌斉唱を論じる視点を回避して展開される場合もある。この委員会における政府の立場がそれである。

国旗掲揚を論じ国歌斉唱を論じる視点は、国旗が掲揚される場合の国旗にあたる旗は何か、国歌が斉唱される場合の国歌にあたる歌は何か、という問題設定を含みつつ、同時に、誰が行為し、誰が行為しないか、行為の性質としての主体性と受動性はどのように区別されるのか、行為する場合にはどのように行為するか、という問題設定をもその視野に含みうる。この委員会に提出されている内容の国旗・国歌法を提案する行為もまた、その行為に国旗を論じ国歌を論じる視点と国旗掲揚を論じ国歌斉唱を論じる視点をともに含むことが可能である。しかし、この委員会が検討している法案に対する政府の姿勢は、国旗・国歌を何にするかを定めることを目的とする法を提案しているという姿勢である。

法案の内容には、国旗・国歌の使われ方という要素が含まれていないのであるから、法案提出の趣旨もまた、国旗・国歌の使われ方を一切含まず、それゆえ国旗・国歌の使われ方を一切変更しないという外観をとることが可能である。しかし、国旗・国歌を何にするかを定めることを目的とする法を提案しようとするれば、その前提となるべき国旗と国歌について論じる視点からの議論が噴出することは避けられない。その避けられないはずの道程を避けるには、国旗・国歌を何にする

かを定めることの前提となるべき国旗と国歌についての議論は既に済んでおり、国旗・国歌を何にするかを定めることだけが残された道程である外観を装う以外にはない。こうして国旗・国歌の用途に関する立法事実は外縁に追いやられ、何が国旗・国歌であるか、何が国旗・国歌にふさわしいかに関する立法事実が強調されることになる。

このように考えてくると、濱田委員が性急な法制化に反対し、幅広い国民的論議の必要性を説いたのは適切な主張であったことがわかる。なぜなら政府は国旗国歌について論じるうるさまざまな視点からただひとつ国旗国歌の存在形態を取り出して立法の対象とする法案を提出することで、国旗国歌の使用形態に関する議論を排除し、国旗国歌の使用形態の多様性に由来する国民の意見に耳を傾ける「国民的論議」を避けたからである。

1-7-2-1-2 「日の丸・君が代の国旗・国歌としての定着」について

そのような政府の姿勢に対して、濱田委員がおこなった国旗掲揚・国歌斉唱の「場の設定」に関する質問の背後には、この法案が国旗掲揚・国歌斉唱を「行う」こととどのような関係をもち、どのような論点を含むかを考える視点があることを見て取ることができる。濱田委員のここでの質疑では、国旗掲揚・国歌斉唱が国民の日常生活のなかで自宅ないしその周辺において自発的に行われるという「場の設定」、自治体の集会でおこなわれるという「場の設定」、そしてオリンピックなどのスポーツ・イベントにおいておこなわれるという「場の設定」が取り上げられており、さらに後続の質疑では教育の場という「場の設定」も取り上げられている。

濱田委員は「場の設定」が映し出す国旗掲揚・国歌斉唱行為の多様性と「自発性ないし能動性」の有無が映し出す国旗掲揚・国歌斉唱行為の多様性を国民の前に示している。それゆえ濱田委員の質疑は、それらの多様な状況ごとに、それらの状況に応じて、国旗・国歌法制化の意義を問うことの重要性を示す結果となっている。同時に、「自発性ないし能動性」の有無に対

する濱田委員の着眼は、国民が主体的・能動的に国旗掲揚を行うのは「希有なこと」であるという政府側答弁を引き出すことに成功している。その成功は、政府がいう国民の国旗掲揚・国歌斉唱がもっぱらスポーツ・イベント等において催事の主催者が行う国旗掲揚を受動的に観覧したり、催事的主催者による国歌斉唱の求めに応じて受動的に唱和したりすることであることを明らかにした。さらにその成功は、そのような受動的な観覧・唱和が国民の間に日の丸・君が代と国旗・国歌の意味的結びつきの意識をどのような内容の意識として形成してきたかを問うという課題の存在を知らせている。

国旗掲揚・国歌斉唱は、いずれも人が国旗を掲揚する行為、国歌を斉唱する行為を前提とする。もちろん集団や組織もそれぞれの集団や組織を構成する人の国旗掲揚行為、国歌斉唱行為を通じて国旗を掲揚し国歌を斉唱する。この場合、集団や組織の行為を自然人の為しうる行為の延長線上に位置づけて捉え、集団や組織の行為が自然人の行為の延長と捉えられる限りにおいてそれらを自然人の行為と同列に論じることが可能である場合はある。しかし、人が国旗を掲揚し国歌を斉唱する行為と、集団や組織が国旗を掲揚し国歌を斉唱する行為とを常に同列に論じることができるわけではない。国民が個人として国旗を掲揚するのは『希有』であるという政府側答弁者の認識は、国旗掲揚が大方の国民の間では自発的な行為として観察されなくなっているという認識を表明したものであり、国民の間における国旗の扱い方に関する慣習法には、かつては掲揚が含まれていたが、既にこの時点では含まれていないという認識を採用していたことが明らかにされたのである。

1-7-2-2 質疑（5）～（9）「日の丸」について

5 回目の質疑で濱田委員は、(a)「政府側答弁が不十分であることに対する不満の意の表明」、(b)「『思想、信条の自由、内心の自由』を守っていくためには『もう少し時間をかけて論議しなければならない』という主張の表明」、(c)「大日本帝国憲法の中で国が日の丸を国旗と定めた事実がないことの確認を求める質問」

をおこなった。これに対して答弁に立った竹島政府委員は、(a)「大日本帝国憲法が成立する以前に、『太政官布告による商船規則によって商船が掲げるべき日本の国旗が定められた』事実はあるが、大日本帝国憲法のもとで大日本帝国議会在日の丸を日本の国旗と定めた事実はないことの確認」で応じた。

6 回目の質疑で濱田委員は、(a)「大日本帝国憲法下でも国旗の法制化を『人間の内心にかかわる問題であるという認識がやはりあったのじゃないかというふうに思う』旨の見解の提示」、(b)「日の丸が『侵略のシンボルとなったことは忘れてはならない』旨の見解の提示」、(c)「村山元総理の発言には『侵略戦争や植民地支配』『への反省の意』が『にじんできた』とする見解の提示」、(d)「侵略戦争や植民地支配への反省の意を『国の総意として』国会で決議すべき『時期にきた』とする自身の見解に対する政府の意向を問う質問」をおこなった。これに対して答弁に立った野中内閣官房長官は、(a)「戦後五十年の際に出された『当時の村山内閣総理大臣』『談話は』『アジア諸国に多くの傷跡を残してきたことを』『反省の糧としていかななくてはならない』という趣旨であるという認識の表明とかかる認識を前提として『新しい憲法下における我が国のありようと新しい世紀に対する我が国のあるべき姿を明確にしておくべきであろうと考えた』ことが法案提出の理由であるとする説明」で応じた。

7 回目の質疑で濱田委員は、(a)「『文部省所管の法律の中に、日の丸を国旗として掲揚させるための現行法があるかないか』を問う質問」をおこなった。これに対して答弁に立った辻村哲夫政府委員（文部省初等中等教育局長）は、(a)「文部省所管の法律の中に、日の丸を国旗として掲揚させるための現行法はない旨の答弁」で応じた。

8 回目の質疑で濱田委員は、(a)「学校現場の混乱が委員会審議で話題とされていることへの言及」、(b)「日の丸を掲揚させなければならない現行法はない旨の政府側答弁への言及」、(c)「学校教育において日の丸を掲揚する指導の根拠を問う質問」をおこなった。これに対して答弁に立った辻村政府委員は、(a)「小中高等学校教育においては学校教育法の委任を受けた学校教育法施行規則の委任を受けた学習指導要領のな

かに国旗・国歌についての扱いが規定されており、その規定に沿って国旗・国歌等についての指導が行われている旨の答弁」で応じた。

9回目の質疑で濱田委員は、(a)「中央教育審議会が答申の中で学習指導要領の弾力運用を『盛んに言ってきた事実の指摘』、(b)『地方分権の動き』という事実の指摘』、(c)『教育の場においてこの日の丸の問題が押しつけ的に実行されることがあってはならない』旨の意見の提示」、(d)「村山元総理の発言には『教育の場においてこの日の丸の問題が押しつけ的に実行されることがあってはならない』旨が含まれているとする指摘」、(e)『日の丸の持っていた戦前のイメージ、そして戦後のイメージ』『もしっかりと教育的に教えなければならない』旨の意見の提示」、(f)『ややもすると卒業式、入学式のところだけがクローズアップされているという状況の中で』『官房長官も広島あの校長さんの話題を折に触れ挙げ』ている事実の指摘」、(g)「法制化後は『これまでの学習指導要領により根拠を与えて、学校の中で強制化を強める中身になってくる』か否かを問う質問」をおこなった。これに対して答弁に立った辻村政府委員は、(a)「法制化は『慣習等』が『成文法としてその根拠が明確に位置づけられるという』『大きな意義を持っている』という認識の表明」、(b)『『現在学習指導要領で規定』しているのは『根拠云々ということではございませんで』『国旗・国歌についてどのようにこれを扱うか、子供たちに正しい理解を促す』ことであるという認識の表明」、(c)『『学習指導要領上この国旗・国歌についての指導の扱いを変える』『必要はない』という認識の表明』で応じた。

1-7-2-2-1 「日の丸」について問われるべきこと

濱田委員は「日の丸」について問われるべきこととして第1に「思想、信条の自由、内心の自由」、第2に「侵略のシンボル」、第3に「国旗として掲揚させるための現行法」、第4に「学校教育において日の丸を掲揚する指導の根拠」、第5に学校教育における「日の丸」の「押しつけ」、第6に学校教育における「日の丸の持っていた戦前のイメージ、そして戦後のイメ

ージ」教育の必要性、第7に学校教育における法制化後の「強制化」の強化、等を挙げた。

第1の「思想、信条の自由、内心の自由」と日の丸との関係について、濱田委員は、大日本帝国憲法のもとで、日の丸が国旗として法制化されなかった事実を政府側答弁によって確認した上で、法制化されなかった事実が「思想、信条の自由、内心の自由」を守るための配慮に基づくものであったのではないかとする憶測を述べている。しかし、濱田委員は、大日本帝国憲法のもとで、日の丸が国旗として法制化されなかった事実が「思想、信条の自由、内心の自由」を守るための配慮に基づくものであったことの裏付けを一切行っていない。それゆえ、「思想、信条の自由、内心の自由」「守っていくためには」「もう少し時間をかけて論議しなければならない」という濱田委員の主張には憶測以外の根拠が見あたらない。そのような主張が不適切であることは明らかである。そもそも大日本帝国憲法のもとにおかれた当時の臣民の権利との関係で日の丸の法制化がどのような配慮のもとに実行されなかったかは歴史的な探求課題ではあるとしても、それを日本国憲法のもとで提出されている法案と国民の「思想、信条の自由、内心の自由」の保障との関係を考えるための素材として用いる際には、それぞれの憲法体制のもとでの権利の性質の相違に関する適切な説明が行われるべきであり、そのような配慮を欠いた発言は適切ではなかった。濱田委員は、「思想、信条の自由、内心の自由」の保障という主題に言及するからには、大日本帝国憲法における臣民の権利の保障の問題としてではなく日本国憲法のもとでの国民の権利の保障の問題として、みずからの見解を表明することで国会議員としての職責を果たすことが期待されていたのではないであろうか。

1-7-2-2-2 「侵略のシンボルと日の丸」について

第2の「侵略のシンボル」と日の丸について、濱田委員は、村山富市内閣総理大臣（当時）が「侵略戦争や植民地支配」「への反省の意」をにじませていたとする見解を示した。この発言からは、野中広務内閣官房長官が日の丸の国民の間での定着の例として村山元

総理の発言を挙げることで、村山元総理を国旗国歌法案の正当性のシンボルとして利用しようとした試みは濱田委員が引き戻そうとしている様子を見て取ることができる⁽⁹⁾。それは、村山元総理の発言が官房長官の意味づけによって、日の丸・君が代の国旗国歌としての定着のシンボルとされた事態を前にした濱田委員が、村山元総理を国旗国歌強制反対のシンボルとすることで、村山元総理を官房長官の意味づけとはことなる意味のシンボルにするための発言であったといえよう。個々の言葉が意味を生み出すように言葉と言葉の組み合わせから織り出される発言はその発言の発話者に、その言葉の意味の記号的表現としての機能を付与する⁽¹⁰⁾。まさに、ここでは野中内閣官房長官と濱田委員が村山元総理をそれぞれ自分に好都合な記号的表現にすべく奪い合うコミュニケーション闘争を展開していたのであり、野中内閣官房長官による村山元総理の発言の引用が作為的な部分引用であった分だけ、野中内閣官房長官よりも濱田委員の側に理があるのだが、それは、野中内閣官房長官によって隠された村山元総理の発言を透視できる立場にあるものにしか判断のつかないことである。もとより誰もがそのような透視を行える立場にあるわけではない。その意味においては、国会と国民を媒介するジャーナリストの役割は大きい。なぜなら国民に代わり国民の知る権利に奉仕することこそジャーナリストの使命であるからである。

1-7-2-2-3 「学校における日の丸掲揚の〈仕組み〉」について

第3の論点である「文部省所管の法律の中に、日の丸を国旗として掲揚させるための現行法があるかないか」、第4の論点である「学校教育において日の丸を掲揚する指導の根拠」、そして第5の論点である学校教育における「日の丸」の「押しつけ」は相互関連的である。結論からいえばこれらの質問は政府を利することになった。7回目の質疑で濱田委員は「法律」という表現を用いた。濱田委員が考え抜いた上で意図的に「法律」という表現を選択したのか否かは明らかでないが、政府側答弁者は濱田委員が用いた「法律」という表現に呼応するかたちで、質問の趣旨にかなう「法

律」はない旨の答弁をすることができた。もしも濱田委員が、日の丸を国旗として掲揚させる〈仕組み〉について質問していたらどうであつたろうか。濱田委員が、〈仕組み〉という枠組みのなかに「法律」その他の手段を位置づけていたとすれば、7回目の質疑でそのような法律がないことを知らされ、8回目の質疑で「日の丸を国旗として掲揚させるための」〈仕組み〉を知らされたあとの9回目の質疑で、「教育の場においてこの日の丸の問題が押しつけ的に実行されることがあってはならない」旨の意見を提示するだけで終わらせることにはならなかったのではないであろうか。みずからが政策形成者でもあり政策形成監視者でもある国会議員に期待されていることは、みずからの主張を表明するにとどまらず、その主張が実現されるための道筋について議論することである。

しかし実際には、濱田委員は、7回目の質疑における『「文部省所管の法律の中に、日の丸を国旗として掲揚させるための現行法があるかないか」を問う質問』と8回目の質疑における「学校教育において日の丸を掲揚する指導の根拠を問う質問」の後の政府側答弁「小中高等学校教育においては学校教育法の委任を受けた学校教育法施行規則の委任を受けた学習指導要領のなかに国旗・国歌についての扱いが規定されており、その規定に沿って国旗・国歌等についての指導が行われている旨の答弁」を聞いた時に、彼自身が7回目の質疑においておこなった『「文部省所管の法律の中に、日の丸を国旗として掲揚させるための現行法があるかないか」を問う質問』に立ち戻ることはなかった。

政府側答弁にあるように、小中高等学校教育における国旗・国歌の扱いは、学校教育法の委任を受けた学校教育法施行規則の委任を受けた学習指導要領のなかに「二重の委任」を経て埋め込まれているのであるから、政策形成者でもあり政策形成監視者でもある国会議員に期待されていることは、「教育の場においてこの日の丸の問題が押しつけ的に実行されることがあってはならない」という主張が、学校教育法の委任と、学校教育法施行規則の委任という「二重の委任」によって空しくされないための手段・方法に関する議論を提起することではなかったのであろうか。

1-7-2-2-4「日の丸教育」について

濱田委員に〈仕組み〉を見透す観点が不十分であったことは、第6の論点と第7の論点にも影を落としていた。第6の論点すなわち学校教育における「日の丸の持っていた戦前のイメージ、そして戦後のイメージ」教育の必要性に関する意見の提示は、その前提として学校教育における戦前・戦後の日の丸のイメージに関する教育内容の現状分析を必要とするのであり、そのような分析は、慣習法的定着論との関連において、教育すなわち国が日の丸・君が代の定着の有無・程度にどのような役割を果たす〈仕組み〉になっているかという問題領域にわれわれを誘うに違いない。それこそ、濱田委員が主張するように、時間をかけた国民的議論が行われる際の重要な切り口となりえたはずの論点であった。

第7の論点すなわち「法制化後は『これまでの学習指導要領により根拠を与えて、学校の中で強制化を強める中身になってくる』か否か」は、この委員会での審議に繰り返し登場する重要な論点である。辻村政府委員の答弁は、第1に「慣習等」から「成文法」へと根拠が明確化されることが「大きな意義を持っている」こと⁽¹¹⁾、第2に学習指導要領で規定しているのは国旗・国歌の「根拠云々」ではなく、「国旗・国歌についてどのようにこれを扱うか、子供たちに正しい理解を促す」こと、第3に「学習指導要領上この国旗・国歌についての指導の扱いを変える」「必要はない」ことである。

濱田委員の質問の意図はどこにあったのだろうか。濱田委員は、法制化後に学習指導要領が改訂されて、国旗・国歌の扱いに関する「これまでの学習指導要領」のもとでの「強制」よりも強い「強制」が求められることになる事態を念頭に置いて質問していたのであろうか、それとも、法制化が「これまでの学習指導要領により根拠を与え」る結果、これまでの学習指導要領のもとでの「強制」よりも強い「強制」が求められることになる事態を念頭に置いていたのであろうか、それとも、「これまでの学習指導要領」のもとではおこなわれていなかった「強制」が法制化後にはじめて姿を現すことになる事態を念頭に置いていたのであろう

か。

答弁者である辻村政府委員は「学習指導要領上この国旗・国歌についての指導の扱いを変える」「必要はない」と述べており、濱田委員は、この答弁に続く10回目の質疑のなかで、この論点を再論していない。形式的には濱田委員が辻村政府委員の説明を受け入れたと理解する以外にないが本当にそうなのであろうか。おそらく両者の見解は平行線を保ったままであるにちがいない。それにもかかわらず濱田委員がその旨を言明していないために、国民は濱田委員の真意について推測を余儀なくされるか、判断を中止するかを選択をせまられることになる。そもそも、濱田委員は学校現場における「強制」を定義していないし、学校現場の現状に関する濱田委員の発言は経験談の域を超えない印象論であり、政策形成者・政策監視者として国民に代わり国政調査権を行使し得る国会議員の職責を十分に果たしていない。

1-7-2-3質疑（10）～（14）「君が代」について

10回目の質疑で濱田委員は、(a)「『君が代の「君」はあなたたちという意味』に教えることが校長から求められた経験談の開陳」、(b)「教育現場では『そのときそのときの場所です勝手の解釈がなされている』経験談の開陳」、(c)「君が代の君の意味は『政府見解で象徴天皇というふうに置きかえられている』『が、旧帝国憲法下での天皇の世の中ということの意味合いとほとんど変わってはいない』という認識の表明」、(d)「『国民主権をうたっている』現行憲法のもとで君が代の『君』の意味を『旧帝国憲法下での天皇の世の中ということの意味合いとほとんど変わってはいない』『象徴天皇』『のまま二十一世紀に引き継ぐ』ことへの疑問の提起」、(e)「君が代の『君』の意味を『国民全体』と解することが『今の憲法の精神にのっとっている』とする自説に対する政府の見解の表明を求める質問」をおこなった。これに対して答弁に立った竹島政府委員は、(a)「『君が代とは、日本国民の総意に基づく天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国のことである』とする答弁」で応じた。

11回目の質疑で濱田委員は、(a)「小学校低学年の

児童に君が代の解釈を教えることの困難さの指摘」、(b)「児童生徒の成長過程で君が代の解釈に対する疑問が『生まれてくる可能性』の指摘」、(c)「君が代の解釈をめぐる教師と児童生徒のディスカッションがもつ『教育的な意味合い』の指摘と、その際の教師の指導における『政府の新しい解釈』の拘束力の有無に関する質問」をおこなった。これに対して答弁に立った辻村哲夫政府委員（文部省初等中等教育局長）は、(a)「文部省が教師に求めているのは指導要領の解説に書かれている4項目すなわち『国旗・国歌がいずれの国にもあるということ』、『国旗・国歌はいずれの国においてもその国の象徴として大切にされており、互いに尊重し合うことが必要であること』、『我が国の国旗・国歌は、長年の慣行により、日の丸が国旗であり、君が代が国歌であることが広く国民の認識として定着しているということ』、『国歌君が代は、日本国憲法のもとにおいては、日本国憲法において天皇を日本国並びに日本国民統合の象徴とする我が国がいつまでも繁栄するようにとの願いを込めた歌であるというその趣旨』であり、『国が、ただいま文部省が示しておりますものはこれに尽きる』旨の回答」、(b)「『子供たちの発達段階に応じて国旗あるいは国歌というものの意義等をどのように教えていくか』『は、それぞれ教師が目前にいる子供たちを見ながら教え』『そのときの基本的な視点』は、指導要領の解説に書かれている4項目である旨の回答」で応じた。

12回目の質疑で濱田委員は、(a)「法制化にともない国旗掲揚・国歌斉唱を『国として強制したり義務化したりすることはない』ことの『確約』を求める質問」をおこなった。これに対して答弁に立った野中内閣官房長官は、(a)「法制化にともない国旗掲揚・国歌斉唱を『国として強制したり、あるいは義務化することはございません』という回答」で応じた。

13回目の質疑で濱田委員は、(a)「国旗掲揚・国歌斉唱の『学校現場での強制』が行われないことの確約を求める質問」をおこなった。これに対して答弁に立った辻村政府委員は、(a)「『今回の法案に関連いたしまして変える、変更する必要はないのではないか、こんなふうに思っております』という回答」で応じた。

14回目の質疑で濱田委員は、(a)「『二十年近く前』

には国旗掲揚・国歌斉唱の遂行者と回避者を『調査して、それを吹聴するところ』があったとする経験談の開陳」、(b)「『共同生活という意味で隣の人が同じことをしなければいけないというような生活の状況を強いてくる』『中で、この法制化された日の丸や君が代が位置づけられることのないように願いたい』という意見の表明」、(c)「内閣委員会で『そう多くの論議ができない』ことへの『危惧感』の『表明』、『国民のもっと幅広い論議』の『必要性』の指摘」をおこなった。この発言に対する政府側答弁はなかった。

1-7-2-3-1「君が代」について問われるべきこと

濱田委員は「君が代」について問われるべきこととして第1に「『君が代』の『君』の意味」、第2に「『君が代』教育」、第3に「『君が代』の強制・義務化」、第4に「内心の自由および表現の自由の保障」を挙げた。

第1の「君が代の君の意味」について、濱田委員は、教育現場において君が代の君の意味が統一されていないとする認識、君が代の君の意味は政府見解で象徴天皇とされているとする認識、君が代の君は「旧帝国憲法下での天皇の世の中ということの意味合いとほとんど変わってはいない」とする認識、君が代の君の意味を現状のまま21世紀に引き継ぐことには問題があるとする認識、君が代の君の意味は「国民全体」と解することが「今の憲法の精神にのっとっている」とする認識を示し、政府の見解を質したが、政府側答弁者は「君が代の君の意味」について答弁することなく、「君が代」の意味についての解釈を示した。

「君が代の君の意味」については平成11年6月29日の衆議院本会議において小淵恵三内閣総理大臣（当時）が説明している¹²⁹。その説明のなかで、小淵総理（当時）は「君が代」の意味についても説明しており、竹島政府委員が「君が代の君の意味」について説明する代わりに「君が代」の意味について説明した内容は小淵総理（当時）の説明と同じ内容である。竹島政府委員が、小淵総理（当時）の「君が代の君の意味」についての説明をそのまま用いずに「君が代」の意味について説明し、小淵総理（当時）の「君が代の君の意味」

についての説明を繰り返すことを避けなければならなかった理由は不明である。それにもまして質問者である濱田委員が自身の質問内容とは異なることがらについての答弁を受けているにも拘わらず、質問と答弁の食い違いについて一切触れていない理由も不明である。国会審議は国民のために国民に代わって行われるべき作業であり、コミュニケーション当事者が自分たちの間のディス・コミュニケーションに気づかぬままに何事もなかったかのようにスムーズにやりとりをつづけていく姿を見せられている国民の不利益については指摘するまでもない。

1-7-2-3-2 『君が代』教育』について

第2の『君が代』教育』について濱田委員は、低学年の児童に古今和歌集まで遡る「君が代」の政府解釈を教える難しさを指摘し、児童生徒の成長と共に児童生徒のあいだに「君が代」の政府解釈に対する疑問が「生まれてくる可能性」を指摘し、「君が代の解釈をめぐる教師と児童生徒のディスカッションがもつ『教育的な意味合い』」を指摘し、その際の教師の指導における「政府の新しい解釈」の拘束力の有無について質問した。政府側答弁者は、「子供たちの発達段階に応じて国旗あるいは国歌というものの意義等をどのように教えていくか」「は、それぞれ教師が目の前にいる子供たちを見ながら教え、「そのときの基本的な視点」は、指導要領の解説に書かれている4項目である旨の回答で応じた。その4項目のうち濱田委員から質問された「君が代」の解釈に関連する項目は「国歌君が代は、日本国憲法のもとにおいては、日本国憲法において天皇を日本国並びに日本国民統合の象徴とする我が国がいつまでも繁栄するようにとの願いを込めた歌であるというその趣旨」を教えなければならないという部分のみであり、そのような趣旨をどのように教えるかという教授方法に関する濱田委員の質問に対する回答は、教師が自分で考えるべきことだ、ということに尽きるだろう。

「君が代」教育については、4番目に質疑を行った藤村修委員も取り上げており、その際にも政府側答弁者は「君が代」の歌詞の意味に関する質問を「君が代」

の意味に関する説明で代用し、教授法の責任主体を教師の専門性に委ねた¹³⁾。

藤村修委員の質疑について分析を試みた際に指摘したことは、濱田委員の質疑にもあてはまる。政府は「君が代」の歌詞からその意味を取り除いたうえで、国語学的には「君が代」の歌詞に依拠しない新しい意味の「君が代」を国歌とする提案をしているのであるから、たとえ「君が代」の歌詞が歴史的には古今和歌集まで遡るとしても、法制化後の「君が代」の意味を古今和歌集から説き起こして説明することはできないのである。政府に可能な選択は正直に「意味」の付け替えを提案している旨を明らかにするか、それとも、たとえ質問と答弁のすれ違いが誰の耳目にも明らかであっても、敢えてディスコミュニケーションを押し通すかであった。すでにあきらかなように、政府が選択したのはディスコミュニケーションを選択する道であり、そのために国民は「意味」の付け替えに関する説明を聞く機会を奪われたのである。

1-7-2-3-3 「国旗掲揚・国歌斉唱の強制・義務化」について

第3の「国旗掲揚・国歌斉唱」の強制・義務化』について、濱田委員は、法制化に伴う国旗掲揚・国歌斉唱の強制・義務化の有無を質問し、政府側は、法制化にともなう強制・義務化はおこなわない旨を回答した。また、濱田委員は、法制化に伴い学校現場で国旗掲揚・国歌斉唱が強制されないことの確約を求める質問をおこない、これに対して政府側は「今回の法案に関連いたしまして変える、変更する必要はないのではないか、こんなふうに思っております」と回答した。

政府側答弁が語っているのは、法制化がその効果として国旗掲揚・国歌斉唱を強制ないし義務づけることではないが、学校現場における国旗掲揚・国歌斉唱については、これまでの学校現場での国旗掲揚・国歌斉唱の在り方に関する政府の方針を「変更する必要はない」という意思表示であり、学校現場において国旗掲揚・国歌斉唱を強制ないし義務づけることはないという要素は含まれていないのである。

法制化にともなう強制ないし義務づけについては3

番目に質疑を行った石垣一夫委員も取り上げていた。石垣委員の質疑の分析を試みた際に述べたように、国旗国歌法案は「それ自体として」誰かに国旗掲揚・国歌斉唱を強制ないし義務づけることはないが、法制化の「結果として」誰かに国旗掲揚・国歌斉唱を強制ないし義務づけることがないわけではないこと、そしてそのような強制ないし義務づけの当面の対象とされているのは教育現場であることが明らかであった。

濱田委員のふたつの質問と政府側のふたつの回答は、再びこの法制化が「それ自体」として直接的にもたらす効果と「結果として」もたらす効果を透視する大きな手掛かりを提供している。濱田委員は、国民一般を対象とした法的効果と教育現場を対象とした法的効果を区別して質問している点において、そのような区別を立てることのなかった石垣委員の質疑よりも優れていた。ただし、濱田委員が、そのような重大な手掛かりを得たことを前提として適切に議論を展開した様子は見られない。

1-7-2-3-4「内心の自由・表現の自由」

濱田委員は、言葉を選びながら慎重に述べているが、その意図するところは少数者の保護である。それは濱田委員が最初の質疑の際に述べた「内心の自由」の保障の要求であり、それは「表現の自由」の保障の要求でもある。日本国憲法は国民が国との関係において内心を脅かされたり故なく表現の自由を侵害されたりすることのない権利を保障している。また日本国憲法は国民が、その信条により、「政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」権利を保障している。社会の統合のためのメカニズムの必要性和個人の自由の拡大のためのメカニズムの必要性の間の調整はすべての個人主義自由主義社会に共通する課題である。日本国憲法が一方において国民の基本的人権を保障しつつ、日本国民「統合」の象徴を必要とするのもそのためである。それゆえ国旗国歌法案が個人の自由と社会の統合という課題にたいしてどのような貢献をなしているかを説明することは国会の大きな課題である。衆議院の委員会審議の初日の最後の発言において、未だ回答されざる大きな課題の存在が示されたことは大きな

意味があるといえよう。

おわりに

本稿は、第145回国会における国旗国歌法案審議のうち衆議院内閣委員会における第1回審議において行われた濱田健一委員の質疑と政府側答弁を検討の対象とした。コミュニケーション学の視点からは第1に、「場の設定」の有無を手がかりとする国民の国旗掲揚・国歌斉唱「行為」の意味の探求が、外形上、国旗国歌の法的「存在形式」のみを提案する国旗国歌法案に、国民の「行為」と複雑に交錯する側面があることを明らかにした点を挙げることができる。国旗国歌法案の提案者が語らない国旗国歌法案の「意味」の発見は審議コミュニケーションの大きな成果といえよう。

第2に、「場の設定」を手掛かりとする濱田委員の議論は、国民が個人として国旗を掲揚するのは『希有』であるという政府側答弁を引き出すことで、政府が用意した「慣習から成文法へ」という構図に一石を投じる結果となった。濱田委員の「場の設定」にもとづく分析が政府の議論の粗雑さにまざった瞬間であった。それは、政府が「慣習から成文法へ」という方略を考案するのと引き替えに、国旗掲揚を「正統」（慣習）とむすびつけ、国旗非掲揚を「異端」（逸脱）と結びつける思考に陥っていたことを明らかにし、同時に国民のあいだにおける国旗掲揚の「意味」の多様性と「自発性」の有無を正統と異端ではなく等価値に捉える多元的な視点こそ戦前と戦後を分ける現代的な有意性をもつことが示される結果となった。

第3に、侵略戦争と日の丸の関係をめぐる議論に際し濱田委員と政府の間には村山元総理をそれぞれ自分に都合な記号的表現にすべく奪い合うコミュニケーション闘争が展開される様子がみられた。そこには表象と意味を奪い合う政治的コミュニケーションのメカニズムが端的に示されていた。

第4に、「場の設定」で示された明晰さとは対照的に、濱田委員には〈仕組み〉を見透す観点が不十分であった。それは、学校教育法の委任と、学校教育法施行規則の委任という「二重の委任」に関する政府側答弁を前にした時の議論の途絶ならびに法制化後の「国旗・

国歌教育」に関する政府側答弁を前にした時の議論の途絶となって現れた。議論が継続されないことで追及を免れる利益を得たのは政府であり、議論を聞く機会を失う不利益を蒙ったのは国民であった。

第5に、「君が代の君の意味」をめぐる議論に際し、コミュニケーション当事者が自分たちの間のデイス・コミュニケーションに気づかぬ事態がみられた。それは国会審議が形骸化し内容空疎になる瞬間であった。それが国民の不利益であることはいうまでもない。

- (1) 拙稿、「第145回国会における国旗国歌法案審議の分析(5)」『常磐大学人間科学部紀要 人間科学』27巻2号2010年73-97頁。
- (2) 審議内容は衆議院サイト (<http://www.shugiin.go.jp>) で提供されている議事録「145-衆-内閣委員会-11号」(会議日:平成11年7月1日)を参照した。
- (3) この発言は、1994年7月18日ではなく1994年7月20日に開催された衆議院本会議における「国務大臣の演説に対する質疑」における羽田孜議員の質問とそれに対する村山富市第81代内閣総理大臣の答弁を指しているものと思われる。羽田孜議員が「国旗・国歌についても、この際、見解を伺います。この点については、さきの国会でも自由民主党から強く指摘されたところでありました。いずれの国でも、国民は国旗と国歌を誇りとして大切にしております。『定着しているからよいだろう』で扱われるものではないと考えます。どうか総理御自身も、国旗を掲揚され、国歌をさわやかに歌ってほしいと思います。明確な姿勢の表明を期待したいと思います。」と質したのに対して、村山富市内閣総理大臣(当時)は、「国歌・国旗については、長年の慣行により、日の丸が国旗、君が代が国歌であるとの認識が国民の間にも定着しており、私自身もそのことを尊重してまいりたいと思っています。しかし、国旗の掲揚、国歌の斉唱については、本来強制すべきものではないと思いますが、羽田議員の御意見についてはよく承りました。」と答弁したことを指していると思われる。(議事録はインターネットのサイト国会会議事録検索システム (<http://kokkai.ndl.go.jp>) に掲載されて

いるものを参照した)。

- (4) [] 内は引用者の補足。
- (5) ここでの委任は学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第20条(小学校)、38条(中学校)、43条(高等学校)を指す。
- (6) 学校教育法施行規則第2章小学校第2節教科(第24条乃至第28条)に含まれる第25条は「小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。」と定めている。同施行規則第3章のうち教育課程に係る第53条乃至第55条に含まれる第54条の2は「中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。」と定めている。同施行規則第4章高等学校第1節設備、編制、学科及び教科のうち教育課程に関する第56条乃至第57条の4に含まれる第57条の2は「高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。」と定めている。
- (7) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年6月30日法律第162号)。
- (8) この発言の直近の野中広務内閣官房長官の法制化に関する趣旨説明は5番目の質疑者である西村眞悟委員の10回目の質疑における次の答弁である。

「このたび法制化をすることにいたしましたことは、従来国民の中に定着はしたとは申せ、慣行的に定着をしてきたものでございますので、明確に日の丸を国旗とし、それを日章旗と言い、さらに、君が代を国歌とすることによって根拠を明確にしたいと考えたところでございまして、政府の意のあるところを御理解いただきたいと思うわけでございます」(「第145回国会における国旗国歌法案審議の分析(4)」『常磐大学人間科学部紀要 人間科学』27巻1号2009年35頁参照)。

この発言に先立つ野中広務内閣官房長官の法制化に

関する趣旨説明を順に遡ると次のようになる。

- ①4番目の質疑者である藤村修委員の5回目の質疑における答弁。

「二十一世紀を迎えることを一つの契機として、成文法による根拠を明確に規定することが必要であるという認識をいたして、法制化をお願い申し上げておるところでございます。法律という形式で規定することによりまして、国旗が日章旗であり、かつ国歌が君が代であるということが極めて明確になるということを考えておる次第でございます。」（『第145回国会における国旗国歌法案審議の分析（3）』『常磐大学人間科学部紀要 人間科学』26巻2号2009年33頁参照）

- ②4番目の質疑者である藤村修委員の最初の質疑における答弁。

「日の丸・君が代が、長年の慣行によりまして、それぞれ国旗・国歌といたしまして国民の間に広く定着をしていることを踏まえまして、二十一世紀を迎えることを一つの契機といたしまして、成文法にその根拠を明確に規定することが必要であるとの認識のもとに法制化を図ることとしたわけでございます」（『第145回国会における国旗国歌法案審議の分析（3）』『常磐大学人間科学部紀要 人間科学』26巻2号2009年32頁参照）。

- ③3番目の質疑者である石垣一夫委員の19回目の質疑における答弁。

「あえてその動機を尋ねるならば、直接的な動機は広島の高校長の「あの痛ましい事件にあったと私は思うわけでございます」（『第145回国会における国旗国歌法案審議の分析（2）』『常磐大学人間科学部紀要 人間科学』26巻1号2008年5頁参照）。

- ④質疑に先立ち野中広務内閣官房長官が行った提案理由の説明は次のとおり。

「このたび、政府から提案いたしました国旗及び国歌に関する法律案について、その提案の理由及び

内容の概要を御説明申し上げます。

我が国におきましては、長年の慣行により、日章旗及び君が代が、それぞれ国旗・国歌として国民の間に広く定着しているところであります。

そこで、政府といたしましては、このことを踏まえ、21世紀を迎えることを一つの契機として、成文法にその根拠を明確に規定することが必要であるとの認識のもとに、この法律案を提出することとしたものであります。」（『第145回国会における国旗国歌法案審議の分析（1）』『常磐大学人間科学部紀要 人間科学』25巻2号2008年26頁の註（6）参照）。

- (9) 村山総理（当時）は、「国旗の掲揚、国歌の斉唱については、本来強制すべきものではないと思います」と述べた。前掲註（3）参照。

- (10) ロラン・バルトは、フランス国旗に敬礼するアメリカ系フランス人の姿を描いたポスターの意味作用を神話作用と読んだ。ここでは、野中内閣官房長官の発言によって聞き手の脳裡に喚起される〈日の丸に敬礼する村山元総理の姿〉が神話作用を発揮する。ロラン・バルトの神話作用については、ロラン・バルト著『神話作用』篠沢秀夫訳、現代思潮社、1967年（原著Roland Barthes, *Mythologies*, 1957年）参照。

- (11) 「慣習」から「成文法」へと根拠が明確化されることの意味に関する分析については、拙稿、「第145回国会における国旗国歌法案審議の分析（4）」『常磐大学人間科学部紀要 人間科学』27巻1号2009年31-45頁、とくに35頁以下の「1-5-2-1 質疑（1）～（5）『創設規定・確認規定論争』、『日の丸』の記号論』、『立法事実論争』について」を参照。

- (12) 平成11年6月29日に開催された第145回国会衆議院本会議において、小渕恵三内閣総理大臣（当時）は、君が代の「君」の意味に関する伊藤英成議員の質問に次のようにこたえている。

「君が代の『君』に関するお尋ねであります。

議員御指摘のように、君が代の歌詞は、平安時代の古今和歌集や和漢朗詠集に起源を持ち、その後、明治時代に至るまで祝い歌として長い間民衆

の幅広い支持を受けてきたもので、この場合、君が代の『君』とは、相手を指すことが一般的で、必ずしも天皇を指しているとは限らなかったものと考えられます。

ところで、国歌君が代が、明治時代に国歌として歌われるようになってからは、大日本帝国憲法の精神を踏まえ、君が代の『君』は、日本を統治する天皇の意味で用いられてまいりました。

終戦後、日本国憲法が制定され、天皇の地位も戦前とは変わったことから、日本国憲法下においては、国歌君が代の『君』は日本国及び日本国民統合の象徴であり、その地位が主権の存する日本国民の総意に基づく天皇のことを指しており、君が代とは、日本国民の総意に基づき、天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国のことであり、君が代の歌詞も、そうした我が国の末永い繁栄と平和を祈念したものと解することが適当であると考え、かつ、君が代についてこのような理解は、今日、広く各世代の理解を得られるものと考えております。」(議事録はインターネットのサイト国会会議事録検索システム (<http://kokkai.ndl.go.jp>) に掲載されているものを参照した)。

- (13) この部分については拙稿、「第145回国会における国旗国歌法案審議の分析(3)」『常磐大学人間科学部紀要 人間科学』26巻2号2009年31-46頁参照。とりわけ教授法の責任主体が教師の専門性に委ねられている点については39頁の「1-4-2-4質疑(4)『教師に一任された小学生への「君が代」指導法』について」、「君が代」の歌詞の指導については43頁の「1-4-2-9『君が代の歌詞の指導』について」を参照されたい。

我が国及び韓国のPFI（民営）刑務所における被収容者に対する 実力行使に関する比較考察¹

千手 正治
SENZU Masaharu

A Comparative Study on the Use of Physical Force to Prisoners in Private Prisons between Japan and South Korea

はじめに

我が国においては、国内初のPFI（Private Finance Initiative）手法による刑事施設として山口県的美祢市に美祢社会復帰促進センターが開所されて以来、島根、兵庫、栃木の各県内にもPFI手法による社会復帰促進センターが相次いで開所されている。これらの施設においては、国とPFI事業者が協力して施設運営を行う「官民協働」の方式が採用され、被収容者の行為の制止や被収容者の拘束等の実力行使に代表されるような刑罰権の行使に直接かかわる権力性・専門性の高い業務については公務員である刑務官が実施し、その他の業務について民間業者に委託するといった実務運用がなされている。

このように我が国の刑事施設の運用において「完全民間化」を実施しない理由の1つとして、後述のとおり「国家刑罰権」がしばしば指摘される。

他方、我が国に先立って民営刑務所に関する法律を制定した韓国においては、我が国同様、国家刑罰権を前提とした行刑運営がなされているものの、民営刑務所における民間職人による被収容者に対する実力行使について、我が国とは異なる運営方法を採用している状況にある。このような事実は、国家刑罰権に基づくPFI（民営）刑務所運営に関する考察の一助となる視座を提供するものであり、非常に興味深いものであるといえよう。

¹ 2008年度及び2009年度常磐大学課題研究助成。

I 我が国のPFI施設における状況

1 現行法の規定

刑事施設における被収容者に対する直接的な実力行使について、監獄法では戒具・武器の使用についての規定を置くのみであり（監獄法第19条、20条）、刑務官による実力行使に関する要件及び範囲については、判例及び実務上確立されていた²。しかしながら、2005年に刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（以下「刑事施設法」とする）が成立し、受刑者に対する実力行使について法律上規定されることとなった（第54条）³。2006年には、刑事施設法が一部改正され、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（以下「刑事収容施設法」とする）と名称変更され、未決拘禁者や死刑確定者の処遇等についても規定されることとなったが、被収容者に対する直接的な実力行使については、刑事施設法における規定とほぼ同一の内容である。

刑事収容施設法第77条1項においては、「刑務官は、被収容者が自身を傷つけ若しくは他人に危害を加え、逃走し、刑事施設の職員の職務の執行を妨げ、その他

刑事施設の規律及び秩序を著しく害する行為をし、又はこれらの行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その被収容者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。」と規定されている⁴。

また我が国において官民協働によるPFI施設運営の根拠法となった構造改革特別区域法第11条1項3号においても、民間事業者への委託事務について「被収容者の行動の監視及び施設の警備（被収容者の行動の制止その他の被収容者に対する有勢力の行使を伴うものを除く。）」と規定されていた⁵。

このように我が国の刑事収容施設法ならびに構造改革特別区域法においては、民間職員による被収容者に対する制止の措置等の直接的な実力行使について、これを許容していない。刑事施設の民間への運営委託については、米国や英国等の例に見られるように、直接的な実力行使等を含めた包括的な運営委託形式（「民営刑務所型」、「英米型」などと称される）と、フランスやドイツの例に見られるように、施設の設計・建設や維持管理、給食、洗濯、清掃、職業訓練などに限定

² 監獄法時代における刑務官による実力行使については、鴨下守孝『改訂・増補 新行刑法要論』東京法令出版（2003年）27-31頁。

³ 「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」における刑務官による実力行使については、名取俊也＝南ゆり「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の概要」『法律のひろば』58巻8号（2005年）16頁参照。

⁴ 「刑務官」については、「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則」（平成十八年五月二十三日法務省令第五十七号）において「刑務官は、刑事施設の職員であって、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第四イ公安職俸給表（一）の適用を受ける法務事務官であるもののうちから指定する。」と規定されており、国家公務員法に規定される一般職に属する職員であるので、刑務官に民間職員を含めて解釈することは、みなし公務員等の特別規定が存在しない限り、現行法令上は困難である。現行法では、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（以下「公共サービス改革法」とする）第25条2項において、刑法等の罰則の適用についてのみ、民間職員に対するみなし公務員規定が存在する。

⁵ 現在では、刑事施設における民間事業者への業務委託については、公共サービス改革法第33条の3が根拠法となっており、これに伴い地域を限定せずに民間事業者への委託が可能となった。公共サービス改革法については、澤田健一「公共サービス改革法の成立を受けて：刑事施設の官民協働の在り方」『刑政』120巻10号（2009年）58-62頁、西田博「PFI刑務所の現状と公共サービス改革法による民間委託」『刑政』120巻11号（2009年）14-23頁、本庄武「第二幕を迎えた刑事施設における民間委託：その意義と今後の展望」『刑政』120巻11号（2009年）24-37頁、山本倫彦「地方公共団体の長による社会教育施設の管理および整備事務の実施が可能に：さらに刑事施設の被収容者業務の一部に競争入札を導入」『時の法令』1839号（2009年）6-33頁、吉野智「公共サービス改革法の改正の経緯とその概要：特区から全国への展開」『刑政』120巻10号（2009年）63-69頁、同「公共サービス改革法の活用と今後の展望」『法律のひろば』62巻7号（2009年）51-55頁等参照。

した運営委託方式（「混合施設運営型」、「大陸型」などと称される）の二通りがあると理解されているが⁶、前述の通り、我が国においては直接的な実力行使について、公務員である刑務官に対してのみ認められており、フランス、ドイツ等の混合施設運営型が採用されている。

これらの立法の背景としては、国家刑罰権（もしくは公権力の行使）の観点があるように思われる。たとえば、第162回国会の衆議院内閣委員会における「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」に対する質疑（2005年6月3）において、横田尤孝は「法務省といたしましては、刑務所の事務は捜査や裁判とともに一連の刑事司法手続を構成するものでございまして、国家刑罰権の実現という、まさに主権の行使に直接かかわるものでありますことから、民営化や包括的な業務委託にはなじまないと考えました。しかし、その一方で、刑務所では権力的な事務から非権力的な事務まで幅広い事務を行っておりまして、このうち、受刑者の身体、財産を直接侵害する実力行使や、受刑者に対して直接に義務を課し、または権利を制限する処分を伴う事務といった、およそ民間委託にはなじまない事務以外につきましては、PFI手法の活用も含めた民間への部分的な業務委託は可能であると考えまして」と回答しており⁷、権力性の強い業務については国家刑罰権の観点から民間に委託すべきでないとの考えを示唆している。また、鴨下守孝も、「わが国では、法律上、刑罰権は国家の専権事項となっており、行刑

も、国家のみがその執行権限を有するものとされているという本質的な問題がある。したがって、行刑施設は国営の施設であり、その行刑施設の運営管理ならびに被収容者の収容及び処遇は、国が全責任を持って行わなければならない。このような行刑業務を私法的契約によって民間事業者に全面的に委ねることはできないのであって、イギリスやアメリカで行われているような『完全民営化』は採用できないと考える」と主張する。

しかしながら一方で、被収容者の行動の監視及び施設の警備については民間委託の対象とされており、直接的な実力行使は予定されていないものの、保安関連業務の一部について民間に委託することについて法律上予定されている点については留意すべきである。

2 実務の状況

法務省は、2004年1月27日に「PFI手法による新設刑務所の整備・運営事業基本構想」を発表し、「戒具の使用（監獄法第19条）、武器の使用（監獄法第20条）、逃走した在監者の逮捕（監獄法第23条）、懲罰を科すこと（監獄法第59条以下）、接見及び信書の発受の可否の処分（監獄法第45条以下）など、監獄法令上、収容の目的を達成するために、直接に義務を課し、若しくは権利を制限する処分、又は身体・財産に実力を加えて行政上必要な状態を実現させようとする行為を伴う業務」について、公務員である刑務官が実施することを明記しており、民間職員による被収容者に対する

⁶ 徳永光「刑事施設の民営化」菊田幸一＝海渡雄一編『刑務所改革：刑務所システム再構築への指針』日本評論社（2007年）251頁、藤本哲也「諸外国におけるPFI（民営）刑務所の試み」『刑政』119巻10号（2008年）17頁、吉野智「PFI手法による官民協働の新たな刑務所の整備について」『ジュリスト』1333号（2007年）2頁等参照。

⁷ 「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」に対する横田尤孝の発言（http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=18468&SAVED_RID=1&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=9&DOC_ID=2788&DPAGE=1&DTOTAL=1&DPOS=1&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=18514）。

⁸ 法務省「PFI手法による新設刑務所の整備・運営事業基本構想」（<http://www.moj.go.jp/PRESS/040127-1.pdf>）4頁。なお、被収容者に対する直接的な実力行使については、行刑改革会議においても、民間に委託しないことが言及されている。行刑改革会議第5回会議（2003年9月8日）（<http://www.moj.go.jp/KANBOU/GYOKEI/KAIGI/gjjiroku05.html>）、行刑改革会議第3分科会第4回会議（2003年10月6日）（<http://www.moj.go.jp/KANBOU/GYOKEI/BUNKA03/gjjiroku04.html>）等参照。

実力行使について言及していない⁸。

一方で、保安に関する運営業務については、「正門の警備、構内外の巡回警備、面会人等の所持品検査、収容監視などについてもPFI事業の対象とすることを予定している。」と説明しており⁹、民間職員が施設構内外の巡回警備に従事することが予定されている。それゆえ、民間職員が業務として巡回警備を実施している際に、被収容者と接する機会が生じるものであり、その際に民間職員に対して被収容者に対する制止の措置等の直接的な実力の行使の権限が認められていないのであれば、民間職員の間に不安感が生じる可能性があることも指摘されている¹⁰。また、我が国初のPFI施設である美祢社会復帰促進センターの整備・運営事業に対する入札公告時（2004年11月22日）における運営業務要求水準書によれば、民間に委託する警備業務として、構内外巡回警備以外にも、保安検査、護送支援、運動・入浴監視支援等もその対象とされており、これらの業務中に民間職員が被収容者と接触する機会が皆

無であるとはいえないであろう¹¹。

しかしながらいうまでもなく、我が国の刑法では、第36条において正当防衛について規定されている。すなわち、民間職員が巡回中に被収容者により暴行を受けた場合、ならびに他の被収容者に対する暴行を目撃した際には、刑事収容施設法等において制止等の実力行使が認められていないとしても、刑法における正当防衛の範囲内において当該被収容者の制止等の措置が可能であるといえよう¹²。他方で、明確な傷害や暴行等に遭遇し、法律上の正当防衛の要件を充足している場合には格別¹³、傷害や暴行に至らない口論等については、これを法律上の正当防衛に基づいて制止させることは困難であるといえよう。

また民間職員が巡回中に被収容者の逃走を目撃した場合においても、民間職員は刑事訴訟法第212条及び213条の規定により、逃走の罪（刑法第97条以下）に対する現行犯逮捕として当該被収容者の制止等の直接的な実力行使が可能である¹⁴。

⁹ 法務省「PFI手法による新設刑務所の整備・運営事業基本構想」4頁。また美祢社会復帰促進センターにおける整備・運営事業実施方針においても、警備に関するPFI事業として、①施設警備業務（庁舎警備、構内外巡回警備、中央監視システム）、②収容監視業務、③その他警備支援業務（保安検査、護送支援、保安事務支援、運動・入浴監視、各種訓練）が明記されており、民間職員による上記警備業務が予定されている。法務省「美祢社会復帰促進センター整備・運営事業実施方針」（<http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/MINE/mine02.pdf>）3頁。

¹⁰ 徳永・前掲論文・251頁参照。また前述のとおり、公共サービス改革法においては、地域を問わず刑事施設の一部業務について民間事業者への委託が可能となっており、今後は他の施設においても警備業務について民間への委託が促進され、これまで以上に民間職員と被収容者と接触する可能性が増大すると思われる。

¹¹ 法務省『美祢社会復帰促進センター整備・運営事業：運営業務要求水準書』2004年（<http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/MINE/nyusatsu02-01.pdf>）。同様の業務については、他のPFI施設においても民間への委託事項に含まれている。

¹² 徳永・前掲論文・251頁参照。なお法務省は、「美祢社会復帰促進センター整備・運営事業」において、「保安・警備業務に従事するPFI事業者の職員が、護身術の習得及び柔剣道などの武道訓練を受けるかどうかは、各個人が選択することができるという理解でよろしいでしょうか？」との質問に「御理解のとおりです。」と回答しており、民間職員による有形力の行使の可能性に含みを残しているとも考えられよう。

¹³ 民間の警備員による実力行使について民法における正当防衛が認められた事例として、横浜地方裁判所平成11年6月23日判決（判例地方自治201号54頁）。

¹⁴ 徳永・前掲論文・251頁参照。なお、美祢社会復帰促進センターにおいて2007年3月8日に、屋外の小グランドで運動していた男性被収容者1人が終了間際に突然駆け出し、フェンスをよじ登るなど逃走を図ったとの想定で国と民間の職員の合同訓練が実施された。この合同訓練を紹介した記事では、公権力の行使については国の刑務官にしか許されていないとの理由により、民間職員は被収容者役の職員を追い込むだけで、法務省の職員が取り押さえたと説明されている。当該訓練については、Yomiuri Online「鉄格子ない『民営刑務所』」（http://kyushu.yomiuri.co.jp/magazine/sonline/0704/so_704_070428.htm）、山口新聞ニュースダイジェスト「美祢PFI刑務所：受刑者逃走を想定して合同訓練」（<http://www.minato-yamaguchi.co.jp/yama/news/digest/2007/0309/news2.html>）等参照。

さらに、民間職員が巡回中に被収容者の自殺もしくは自傷行為を目撃した場合においても、民間職員がこれらの行為を制止させることは緊急避難が成立する余地がある¹⁵。しかしながらいまさらいうまでもなく、我が国の刑法上、緊急避難の成立には補充（性）の原則や法益権衡の原則等が求められているように、成立範囲が限定的となっている。さらに、自殺及び自傷行為を制止されるという強要罪（もしくは制止するためにやむを得ず被収容者の身体に傷害を加えることによる傷害罪）に対する緊急避難については、我が国においても活発的に議論されている状況にはないといえる¹⁶。

このように我が国においては、民間職員による実力行使について、法律上の委託業務に含まれておらず、したがって刑事収容施設法に基づく実力行使は認められないものの、刑法及び刑事訴訟法等の規定により極めて限定的に実力行使が可能であるといえよう。

Ⅱ 韓国の民営刑務所における状況

本章においては、我が国のPFI施設に先行して民営刑務所に関する法整備が実施された韓国における民営

刑務所をめぐる動向について概説した上で、同国における民間職員による実力行使について見ていくことにする。

1 韓国における民営刑務所の動向

韓国においては、2000年1月28日に「民営刑務所等の設置・運営に関する法律」（민영교도소등의 설치운영에 관한 법률）（以下「民営刑務所法」とする）が制定され、その後同法に関連する施行令及び施行規則などの関係法令が制定されたことにより、民営刑務所の設置及び運営に関する法整備が実施された¹⁷。

民営刑務所法の成立後、2001年8月に民営刑務所に関する事業の募集要綱が交付され、宗教団体、警備会社、建設業者、社会福祉法人等が参加表明を行い、2002年3月に事業者選定委員会（大学教授・弁護士等から構成される13名の委員会）において財団法人アガベ（以下「アガベ」とする）が民営刑務所の委託候補者として選定された¹⁸。その後、大韓民国法務部（법무부）（以下「法務部」とする）は¹⁹、具体的な委託契約の内容に関してアガベ側と協議を進め、アガベ

¹⁵ 筆者が2010年2月22日に喜連川社会復帰促進センターを訪問した際にも、民間職員による被収容者の自殺・自傷行為の制止について、緊急避難の成立する余地があることについて同センターの担当者より言及があった（同センターにおいては、このような場合、民間職員からPHSにて刑務官に連絡し、連絡を受けた刑務官が自殺・自傷行為を制止することが想定されている）。もっとも同センターにおいては、被収容者の独歩を認めておらず、被収容者の移動の際には刑務官が付き添うので、民間職員が巡回中に被収容者の自殺・自傷行為の制止の必要に迫られる可能性は極めて低いといえよう。

¹⁶ 我が国における自殺制止行為に対する緊急避難適用の可否に関する論文として、中村邦義「自殺する者を止める行為は、緊急避難によって正当化されるか？」『中央大学大学院研究年報法学研究科篇』33号（2004年）257-268頁。

¹⁷ 韓国における民営刑務所については、安成訓「韓国行刑の現状」菊田＝海渡・前掲書・292-304頁、大韓民国法務部「民営刑務所推進の概要」法務部資料（2007年）、藤本哲也＝姜暎来「韓国における民営刑務所に関する法律とその現況」『法学新報』110巻7・8号（2003年）49-86頁等参照。また、韓国における2009年版『犯罪白書』（범죄백서）によれば、1989年における刑事施設の1日平均収容者数が5万864人であったのに対して、1999年には6万8087人に達しており、韓国において民営刑務所の議論の背景として、刑事施設における過剰収容があったことが伺われる。しかしながら2003年以降は、平均被収容者数が6万人を割り、さらに2006年には5万人を割る状況にあり、過剰収容対策としての民営刑務所活用の意義は薄れてきているといえよう。なお2008年における1日あたりの平均被収容者数は4万6684人となっている。법무연구원『범죄백서』법무부（2010年）291頁。

¹⁸ 大韓民国法務部・前掲資料・2頁。受託者の選定及び委任契約に関する規定については、藤本＝姜・前掲論文57-60参照。なおアガベは、韓国キリスト教総連合会の韓国キリスト教刑務所設立推進委員会によって設立された財団法人である。

¹⁹ 法務部は、我が国における法務省に相当する省庁であり、犯罪者の施設内処遇及び社会内処遇等を所管する。

キョンギドヨジュン
は京畿道驪州郡に刑務所敷地総面積6万5000坪を確保し、2003年2月に法務部とアガベとの間で委託契約が締結された²⁰。しかしながらその後、地域住民による民営刑務所建設反対の運動が始まり、アガベは地域住民との継続的な説明・交渉を余儀なくされた。その結果、施設内の売店等の営業権を住民に与え、また施設近辺に住民が必要とする施設等を建設することで住民の理解を得ることに成功し²¹、ようやく驪州郡による民営刑務所の建築許可を得るに至った次第である。

その一方でアガベは、京畿道驪州郡にある驪州刑務所（여주 교도소）において、同刑務所に収容されている未決拘禁者及び初犯受刑者を対象とした矯正教育プログラムの運営に関するデモンストレーションを実施している。この運営に関するデモンストレーションは、これまでに5回実施されており、いずれも30人強

の被収容者を対象とした半年程度のものであった²²。

現在、驪州郡北内面外龍里山において韓国初の民営刑務所となる所望刑務所（소망 교도소）が開所に向けての準備段階にある。同施設は、総敷地面積6万5000坪で、主な施設として庁舎及び面会棟、収容棟、食堂棟、教会及び講堂棟、教育棟、管理棟、工場棟、非常待機所等を備える²³。所望刑務所は、刑期7年以下の20歳以上60歳未満の男性受刑者を収容する施設で（組織暴力事犯及び麻薬事犯など、収容に適切でないと判断される受刑者を除く）、収容定員は300名となっている²⁴。また、被収容者を特定の宗教の信奉者に偏重しないことも条件とされている²⁵。

同刑務所は、職員数約110名、ボランティアスタッフ約500名を予定しており²⁶、2010年10月に開所予定である。

²⁰ 大韓民国法務部・前掲資料・2－4頁。なお費用の負担について前述した法務部資料によれば、民営刑務所の用地確保と施設の建設費用は受託者（アガベ）の負担とし、民営刑務所における運営経費は国の予算から支出すると説明されている。

²¹ 筆者が、2009年3月6日に驪州郡内にある民営刑務所建設現場視察の際に同行した、驪州刑務所職員の説明による。

²² 大韓民国法務部・前掲資料・2－3頁及び筆者が2010年1月28日にアガベを訪問した際における担当者のキム・ムエル氏の話による。なお筆者が2010年1月29日に訪問した華城職業訓練刑務所総務課長のキム・チョンマン氏の話によれば、驪州刑務所側は、施設の提供及び被収容者の選定を行っただけであり、教育プログラムには関与していないという。

²³ 大韓民国法務部・前掲資料・6頁。なお筆者が2010年1月28日にアガベを訪問した際における担当者的話では、現時点において使用予定の敷地面積は2万5000坪で、残りについては将来的に施設が拡大した際に使用予定であるという。

²⁴ 大韓民国法務部・前掲資料・6頁。実際の手続としては、収容条件に該当する受刑者のうち、所望刑務所での収容を希望する受刑者をアガベ側が面接し、法務部がその結果を尊重した上で収容を決定することを予定しているという（前述したアガベのキム・ムエル氏の話による）。

²⁵ 韓国においては、我が国同様、憲法上政教分離について規定されており、大韓民国憲法（대한민국헌법）第20条において「すべての国民は、宗教の自由を有する。二 国教は認められず、宗教及び政治は、分離される」と規定されている。また民営刑務所法第25条でも、矯正法人の役員及び職員ならびに民営刑務所の長及び職員は、被収容者に対して特定の宗教または思想を強要してはならないと規定している。この点について、前述した所望刑務所建設現場に同行した驪州刑務所職員の説明によれば、宗教分離の観点から今後問題視される可能性があるとの回答を得た。他方アガベ側は、所望刑務所への収容は、受刑者の希望をもとに決定されるため、特定の宗教・思想の強要には該当しないと理解している（前述したアガベのキム・ムエル氏の話による）。なお、行刑上の処遇や仮釈放等の決定において信仰的基準が大きな影響を与える可能性あることについて、藤本＝姜・前掲論文・80－81頁。

²⁶ 前述したアガベのキム・ムエル氏の話による。同氏によれば、所望刑務所においては、ボランティアスタッフ1名が受刑者1名を担当するメンタリングシステムを採用する予定であり、同刑務所の建設地が首都ソウルから比較的近い位置にある京畿道驪州郡に選定された理由の1つとして、当該ボランティアスタッフ確保上の利便性も挙げられている。また収容開始後は、女性のボランティアスタッフによるメンタリングも予定しているという。

2 民営刑務所における民間職員による実力行使

次に民営刑務所における民間職員による実力行使についてであるが、最初に民営刑務所における組織及び職員について概説することとする。

民営刑務所は、法務部長官から矯正業務を包括的に委託された矯正法人によって運営される²⁷。矯正法人には、理事及び監事を置くことができるが、全理事の5分の1以上は5年以上の矯正業務経歴を有するものでなければならない²⁸。矯正法人の代表者、監事及び委託業務担当の理事を役員とし、その任期は3年で（更新可能）、役員の就任には法務部長官の承認を必要とする²⁹。

民営刑務所の職員は、矯正法人の代表者により任命されるが、刑務所長及び課長以上の職員については、任命時にあらかじめ法務部長官の承認を得る必要がある³⁰。民営刑務所の職員は、法律や契約等に特段の定めがない場合、国家公務員法、国家公務員服務規定、公務員懲戒令、公務員勤務事項に関する規則など、官営の刑務所における刑務官に対して適用される法令が準用される³¹。また、刑罰その他の罰則の適用についても、法令により公務に従事する職員とみなされ、公務員に準じた公正な職務執行が保障されている³²。すなわち、我が国におけるPFI施設と同様に、罰則の適用に関しては「みなし公務員」として扱われることとなる。韓国における民営刑務所の職員の任務・権限については、後述する監督官（감독관）の承認等を必要とする事項を除き、公務員である刑務官とほぼ同一

のものであるといえる³³。

民営刑務所に対しては、施設の被収容者数等に応じて5人以内の監督官が派遣される。監督官とは、法務部所属の公務員で、その任務として、①民営刑務所法第27条（戒具の使用）に関する事項の承認、確認、意見書の提出、②民営刑務所における業務上の指導・監督、③民間職員及び受刑者の犯罪に対する司法警察職員としての職務、④受刑者の面接（必要な措置を所長に勧告）、⑤懲罰審査会への出席等がある³⁴。

韓国における民営刑務所は、法務部より派遣される監督官を除き、矯正法人により任命された民間の職員により運営されており、我が国のPFI施設における「混合運営施設」ではなく、包括的な委託による運営を予定しているものであるといえる。

このように、韓国における民営刑務所に対しては、施設運営業務について法務部より包括的に委託されるため、刑務所の職員による被収容者に対する実力行使についても当然に予定されているものであるといえる。この点について民営刑務所法では、①被収容者の逃走・暴行・騒擾又は自殺の防止、その他、刑務所の安全と秩序の維持のために必要な場合における戒具の使用、②被収容者を制圧するために有形力行使したり、刑務棒やガス噴射機、あるいは催涙弾などの保安装備を使用する場合、③被収容者又は被収容者以外の者に対する武器の使用、④天変地変、その他、刑務所内に避難の方法がないと認められる場合における緊急移送と一時釈放、⑤適切な被収容者の治療のための外部病院への移送、⑥外部通勤教育及び作業、⑦帰休、

²⁷ 藤本=姜・前掲論文・67頁。所望刑務所の場合、アガベがそのまま同刑務所を運営する矯正法人となる。

²⁸ 大韓民国法務部・前掲資料・4頁、藤本=姜・前掲論文・60頁。

²⁹ 大韓民国法務部・前掲資料・4頁、藤本=姜・前掲論文・60頁。

³⁰ 大韓民国法務部・前掲資料・5頁。なお矯正法人の代表者は、刑務所長を除く職員の任命権限を所長に委託することができる。

³¹ 大韓民国法務部・前掲資料・5頁。

³² 大韓民国法務部・前掲資料・7頁。

³³ 前述したアガベのキム・ムエル氏の話による。

³⁴ 大韓民国法務部・前掲資料・7～8頁。

⑧被収容者に対する懲罰などの処分を行う場合などには、監督官の承認を得なければならないと規定されている（第27条1項）³⁵。すなわち、民間職員がこれらの業務に従事する際には、監督官の承認を得る必要があるものの³⁶、民間人である刑務所職員による直接的な実力行使について法律上認められているといえる³⁷。

韓国においても、民営刑務所運営の前提として国家刑罰権認められているが³⁸、このような民営刑務所への監督官の派遣の第一義的な意義は、国家刑罰権の保障であると考えられる。すなわち、公務員である監督官の承認・確認等により、民間人である民営刑務所職員による武器・戒具の使用等の実力行使が認められるという手続をとることにより、国家刑罰権の原則から逸脱しないための配慮がなされていると考えられる³⁹。

おわりに

前述の通り、我が国においては、法律上被収容者に対する実力行使について民間への委託対象外の業務であると位置づけられているが、前述の通りその背景としては国家刑罰権の観点があるように思われる。すなわち、我が国においては、国家刑罰権の観点によりPFI施設における民間の職員に対して被収容者の制止等の実力行使を一切認めないという運営手段を採用す

るものである。

他方韓国においては、民営刑務所を運営する矯正法人に対して、包括的な業務運営を委託するものの、国家刑罰権の観点により民間人である刑務所職員による被収容者に対する実力行使については、監督官の承認・確認を前提にこれを認めるものである。言い換えれば、我が国と同様に、韓国においても国家刑罰権を行刑運営における前提としつつも、その保障手段において相違が見られるにすぎないともいえよう。我が国と同様、犯罪者処遇に関して国家刑罰権を前提とする韓国の民営刑務所において、民間職員による被収容者に対する実力行使について我が国とは異なる運用を行っていることは極めて興味深いものであるといえよう。

我が国及び韓国におけるPFI（民営）刑務所の動向については、今後とも興味をもって見まもりたいと考える次第である。

（2010年9月脱稿）

³⁵ 藤本=姜・前掲論文・67頁参照。そのような意味においては、韓国における監督官は、英国における民営刑務所の監督官に類似したものであるといえよう。英国の民営刑務所における監督官の制度については、鴨下守孝・前掲論文・100頁、吉野智「英国における刑務所PFI事業について（前）」『刑政』113巻7号（2002年）65-66頁等参照。

³⁶ なお、緊急事態のため、事前に監督官の承認を得る時間的な余裕がない場合には、当該処分が終了した後に、直ちに監督官に報告して承認を得なければならないと規定され、事後承認の場合もありえる。

³⁷ 前述した法務部資料においても、「戒具、武器などを使用する場合や懲罰を課す場合には、法務部から派遣した監督官の承認を得ることとし、受刑者に特定の宗教の宗理による教育及び宗教行事への参加強制の禁止、並びに特定の宗教を信仰すること理由に、処遇状不利益を与えてはならないこととした」（原文のまま引用）と説明されており、民間職員による直接的な実力行使を容認している。大韓民法務部・前掲資料・7頁。

³⁸ 韓国においては、「刑事訴訟法」（형사소송법）第460条1項及び検察庁法（검찰청법）第4条において、検察官が裁判の執行指揮をとることが規定されており、国家による刑罰権の行使がその背景にあるといえよう。また、오영근 외『韓国矯正学』韓国矯正学会（2005年）117頁及び배종대의『行刑學』弘文社（2002年）102頁においても、刑罰権の主体が国家であることを指摘し、韓国においても行刑における国家刑罰権が原則とされていることが伺われる。

³⁹ 前述した華城職業訓練刑務所のキム・チョンマン氏は、国家刑罰権まで民間に委譲してはしないと指摘している。これに対して、アガベのキム・ムエル氏は、国家刑罰権はアガベ側に委譲されたと理解していると指摘しており、両者の間に齟齬が見られる。なお監督官を置く意義として、人権侵害に対する監視の意味合いもあることは双方共に指摘している。

徴兵制度における逃亡・失踪者たち —明治期の茨城県の行政文書を中心に—

三上真理子
Mikami Mariko

The Resisters to the Japanese Conscription System An Attempt of the case study about the Resisters in Ibaraki, Meiji-era

1 はじめに

本稿の目的は徴兵制度における逃亡・失踪者の実態の一端を明らかにすることにある。徴兵制度における逃亡・失踪者とは、国家の課す兵役を回避するため、逃亡・失踪により行方をくらませてしまった者をさす。彼らは“神聖な義務”である兵役を放棄して逃亡・失踪した者であり、戦前の日本においては処罰の対象となるだけでなく、“非国民”として社会的な非難のまなざしにさらされた¹。しかしながら、逃亡・失踪による徴兵忌避は明治6年の徴兵制度の導入当初から存在し、昭和に入ってもなお発生し続けていた。『陸軍省統計年報』（第48回、昭和11年）によると、昭和11年だけでも全国で1,649人が逃亡・失踪し、同年までの累計は20,833人に上る²。逃亡・失踪により行方をくらすことは、徴兵忌避の主要な手段として利用され続けてきたと推測できるのである。

しかし、史料の制約もあり、徴兵制度における逃亡・失踪者に関する研究は立ち遅れているのが現状である。むろん、地域や時期を限定し、各地域に残された史料を丹念に読み込んだ研究はすでにいくつか上梓されており、沖縄県、千葉県、長野県、愛知県、茨城県における逃亡・失踪者に関する興味深い研究がなされている³。しかしながら、まだ充分とは言えない状況である。特に今後は、都道府県・市町村に残された史料から、それぞれの地域における逃亡・失踪者の存在を明らかにしていく必要がある。都道府県・市町村は兵役を課す国家機構の末端に位置し、兵役を課される人々との接点でもあった。ゆえに、都道府県・市町村レベルの史料を発掘・検討することで、各地の実情を反映した、より具体的な考察が可能になるはずである。

本稿はこうした視点に立脚しつつ、茨城県の行政文書を手がかりに、明治期の茨城県における逃亡・失踪

者の実態の一端を明らかにしようとするものである。主に利用する史料は、茨城県立歴史館ほかが所蔵する茨城県の行政文書（茨城県布達、伺など）のうち、徴兵制度における逃亡・失踪者に関する文書である。

2 徴兵を嫌がる人々

そもそも茨城県の人々は徴兵制度をどのようにとらえていたのだろうか。この問いに答えることは容易ではない。しかし、いくつかの手掛かりはある。『陸軍省統計年報』には各県の徴兵状況が記載されているので、茨城県に関する記述を抜き出してみよう。「兵役志願の者許多なりと雖も虚病を構え之を避けんとする者も亦少なからず」（第一年報、明治8年～9年）、「事故を訴へ召集に応ぜざる者多し兵役志願の者少なし」（第二年報、明治9年～10年）といった記述がみられ、徴兵を嫌がる風潮があったことが推測される⁴。もっともこうした風潮は茨城県だけにみられたものではない。第五年報には「壮丁は兵役を厭忌し百万規（ママ）避巧に免役の区域に入り遂に徴募人員を減却すること一年一年より甚だしく」、第一・第四軍管区では兵士の数が不足してしまったという記述があり、徴兵を忌避する風潮は全国的に見られたと思われる（第五年報、明治12～13年）⁵。なお、ここで指摘されている第一軍管区は、東京府および栃木、千葉、神奈川、静岡（の一部）、山梨、埼玉、群馬、長野、新潟（の一部）の各県から構成され、茨城県もここに属する。

次に、茨城県の行政文書をみてみよう。徴兵制度導入の翌年、明治7年には次のような布達が出され、徴兵担当者らに注意が促されている。「徴兵御召募之儀」に関して人々が種々の「苦情」「哀訴」「嘆願」を申し立て、また、「分家」や「養子」の願いを出すものもあるが、徴兵規則に照らしてはなほ「不都合」な訴えも多いので、注意して取り調べにあたるべし⁶。さらにその翌年には「兵役を厭ひ其度に臨み養子分家を願忌避の儀」がみられるが、こうした手段を講じないよう「告諭」すべしとの布達が出されている⁷。その他にも、「兵役を遁れしめんとのみに其意を注し」養子・分家などを願い出る者が多いが、父兄の「心得違」であると戒める布達も見られ、人々が兵役を逃れるため養子・分家といった合法的な忌避手段を利用していた

ことが推測される⁸。養子・分家などのほかにも、父母の仮病により免役を願い出る（戸主に代わり家を治める者は免役とされた）といった手段も利用されていたことが史料から確認できる⁹。

さらに、明治10年には、徴兵は国民の義務であるのに「人民十中八九」はその義務たるをわきまえず養子や絶家再興を利用して「兵役を規（ママ）避せんとする」だけでなく、甚だしいものは「自ら其支体を折傷し」あるいは「炭漆を以て不具の様を偽擬」して兵役を逃れようとするなど「不都合」が多いとの布達が出されており、茨城県でも徴兵忌避の横行に苦慮していたことがうかがえる¹⁰。また、この記述からは、養子・分家などの合法的手段のみならず、自らの身体を傷つける、病気を装うなどの非合法的な忌避手段も利用されていたことがわかる。仮病（詐病）に関しては、病気のため免役を願い出る者の提出する診断書には「不明瞭」なところが多くみられるが、万一「私情依頼等に依り虚飾之容体」を記したことが露呈した医師は「不相済」（具体的な処罰については言及なし）ものと心得よとの布達を出し、医師に偽の診断書を書かぬよう注意を促している¹¹。

以上のように、茨城県の人々は徴兵制度を積極的に受容したわけではなく、さまざまな手段を利用して徴兵から逃れようとしたことが確認できる。むしろ、こうした傾向は茨城県だけに見られたものではない。徴兵制度が導入された明治初期から、徴兵忌避者（合法的あるいは非合法的な手段を用いて兵役を回避しようとする者）が存在したことは、近年の研究の進展により徐々に明らかにされつつある¹²。導入当初は、徴兵令の免役条項（長男、嗣子、承祖の孫、養子、戸主など）を利用した合法的忌避が横行し、政府・軍部を悩ませた¹³。こうした事態に苦慮した政府・軍部は明治22年に徴兵令の大改正を行い、徴兵忌避の温床として批判されてきた免役条項の大幅撤廃に踏み切った。これ以降、徴兵忌避の主流は、詐病や毀損（指を切る、目に毒薬をさす、絶食をする、精神病のふりをするなど）、逃亡・失踪など非合法的な手段へと移行していくことになる。

3 茨城県における逃亡・失踪者

逃亡・失踪者に関する茨城県の布達を見てみよう。明治8年には「出稼他出脱走」などの届出に関して、満17歳から20歳は「徴兵に関係致し詐欺に出るに嫌疑ある」ため「一層厳密に取糺すべき」との布達が出されており、軍当局も徴兵適齢者の逃亡・失踪を警戒していたことがうかがえる¹⁴。また、明治10年には、徴兵下検査の際、「不参或は所在を詳にせざる」届出に関して「一層注意」すべきこと、たとえ一度は逃れても検査を受けるまでは「束縛を免れざる」ことを「父兄親戚たる者」に「篤と心得させ」るべきであるとの布達が出されており、徴兵検査を受けないで済まそうとする徴兵適齢者が（布達を出し注意を促す必要があるほどに）存在したことが推測できる¹⁵。また、「父兄親戚」も説諭の対象とされていることから、失踪・逃亡が本人のみならず家族・親戚ぐるみで行われていたことが推察される。この点に関して、茨城県北部（久慈郡・多賀郡）の明治期の徴兵忌避を分析した生田目は、字・村などの同一行政地域ではほぼ類似した忌避の方法が利用されていること、また、血縁関係を通してほぼ同一の忌避の方法が利用されていることを指摘し、徴兵忌避が家や村落共同体といった単位で行われていたのではないかと推測している¹⁶。

では実際、茨城県にはどれくらいの失踪・逃亡者が存在したのだろうか。明治17年、戸長役場あてに出された布達の中に、明治6年から17年までに発生した「徴兵諸名簿記載の失踪者」（以後、徴兵失踪者と略す）の名簿が記載されている¹⁷。この名簿は、郡ごとに作成され、各年ごとに発生した徴兵失踪者（その年に徴兵検査を受ける義務があるが失踪・逃亡し所在不明の者）の本籍・身分・職業・戸主との続柄・氏名が記されている¹⁸。以下では、この名簿を手がかりに明治初期における茨城県の徴兵失踪者の状況をみていこう。

明治6年から17年にいたる12年の間に茨城県で発生した徴兵失踪者の合計は1,421名（名簿の末尾には1,424名とあるが筆者が確認したところ1,421名であった）である。他府県のデータと比較してみよう。明治14年までの愛知県における失踪・逃亡者の累計数は451名である。同時期（明治6年～14年）の茨城県の徴兵失踪者の累計数は666名で、愛知県に比べて200名

以上も多くなっている¹⁹。やや時期がずれるが、菊池の『徴兵忌避の研究』には、明治29年までの失踪・逃亡者の都道府県別の累計数が記載されている。これによると失踪・逃亡者が多いのは、①東京府（3,309人）、②新潟県（2,850人）、③大阪府（2,702人）、④広島県（2,072人）、⑤兵庫県（1,880人）であり、茨城県は1,736名で第9番目に失踪・逃亡者の多い県となっている²⁰。

徴兵失踪者の年度ごとの推移は図1のとおりである。徴兵失踪者が最も少なかったのは明治6年で3名、最も多かったのは明治16年で失踪者の数は294名に上る。図1より、おおまかな傾向として、明治10年あたりから徴兵失踪者の数が急増しはじめ、その後も年を追うごとに増加しているのがわかる。明治17年に失踪者数が減少しているが、これは筑波郡の明治17年分のデータが欠落しているためである²¹。こうした傾向は茨城県だけにみられるものなのだろうか。同時期の愛知県における徴兵失踪者数の推移をみてみよう（図2を参照）²²。前述のとおり、愛知県では明治14年までに451名の徴兵失踪者が存在しているが、その発生数の推移は茨城県とほぼ同様の傾向を示している。また、同時期の全国での徴兵失踪者の累計数は、9,798名（明治13年）、21,273名（明治16年）、27,258名（明治19年）と徐々に増加し、明治20年には58,782名に達しており、年を追うごとに徴兵失踪者の数が増加していったことがわかる²³。

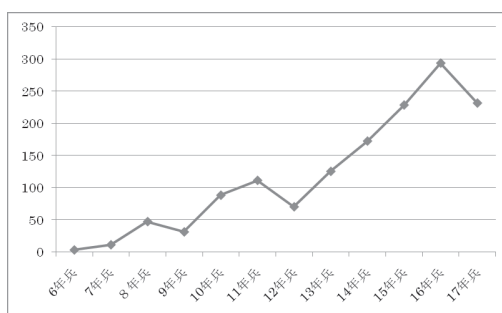


図1 茨城県における徴兵失踪者（年度ごと）
＊縦軸の数値は人数

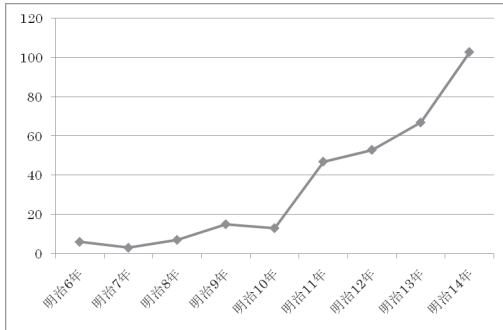


図2 愛知県における徴兵失踪者数（年度ごと）
*縦軸の数値は人数

次に、地域（郡）ごとの徴兵失踪者の発生状況をみてみよう。徴兵失踪者が多いのは東茨城郡（現在の水戸市周辺）と那珂郡（現在のひたちなか市周辺）で、それぞれ累計で192名、170名となり、平均すると毎年15名程度の徴兵失踪者が出ている計算になる。逆に、徴兵失踪者が最も少ないのは岡田郡（現在の石下町周辺）、信太郡（現在の牛久市周辺）で、それぞれ累計で21人、33人である。逃亡・失踪者の発生しやすい地域・発生しにくい地域を割り出すためには、郡の徴兵適齢者数を分母、徴兵失踪者を分子とした百分率で比較する必要があるが、残念ながら当時の郡ごとの徴兵適齢者数のデータは未入手である。ここでは、大まかな傾向を見るために、地域ごとの徴兵失踪者数を比較してみたい（表1を参照）。表1から、県の中央部で失踪者数が多く、北部および南部では少なくなっていることがわかる。『陸軍省統計年報』（第6年報、明治13～14年）には、茨城県の徴兵状況に関して、「北方山間の者は気風質朴にして身幹は壮大なり南方の人民は狡猾にして身幹稍小なり」との記述があり、その理由について、「南方の人は海浜に近く都会の人民と相接するを以て人智自ら進」むのに対して「北方は山間に住し質朴に生長する」からであろうと説明している。要するに、北部は「質朴」なのに対し南部は海と都会に近い「狡猾」の傾向があるというのである。茨城県の南に位置する千葉県について、同年報は「当地方は大概海浜の漁民にして風俗純良ならず狡猾の徒極めて多きを以て検査に際し逃亡し又は事を設て免役又は徴集猶予等を出願する」と批判している。また、東

京府については「忌避するの念あるは概して免れざる所なり」とし「逃亡も他県に比すれば頗る多し」と報告している。愛知県においても臨海部および都市周辺での逃亡・失踪率が高くなっているが、茨城県においても同様の傾向が確認できるか否か、今後さらに史料の収集・検討をすすめていきたい²⁴。

表1 地域別・郡別の徴兵失踪者数

地域別		失踪者数	
北部	久慈郡	90	162
	多賀郡	72	
県央1	那珂郡	170	362
	東茨城郡	192	
県央2	西茨城郡	67	327
	新治郡	134	
	筑波郡	126	
西部	真壁郡	99	306
	猿島郡	38	
	結城郡	36	
	西葛飾郡	49	
	岡田郡	21	
	豊田郡	63	
南部	行方郡	78	264
	鹿嶋郡	54	
	信太郡	33	
	北相馬郡	50	
	河内郡	49	

続いて、身分別、職業別、続柄別の割合を確認しておこう。まず、身分については「平民」が1,386人、「士族」が35人となっており、徴兵失踪者の97.5%が「平民」にあたる。次に、職業については「農」1,262人、「商」73人、「工」23人、「雑業」55人、「その他」8人となっており、徴兵失踪者の88.8%が農業従事者にあたる。戸主との続柄については「弟」（46%）が最も多く、「次男以下」（24%）、「養子」（11%）と続いている（図3を参照）。「戸主・長男」でありながら失踪・逃亡した者が4%みられるが、明治22年までは戸主およびその嗣子は免役または猶予となったため、徴兵を忌避して逃亡・失踪する理由はなく、何らかの別の理由により所在不明になったものと思われる。

とりわけ興味深いのは「養子」の徴兵失踪者である。前述のとおり、明治6年の徴兵令では「養子」は免役とされたため、形だけの養子縁組である“徴兵養子（兵隊養子）”が流行した。そのため、政府は明治12年の改正で、養父母の年齢50歳以上の養子のみ「国民軍のほか免役」（国土が戦場にでもならない限りは免役）、さらに明治16年の改正で、養父母年齢60歳以上の養子のみ「徴兵猶予」（義務はあるが猶予の措置で実質的には免役）とするとし、“徴兵養子（兵隊養子）”の制限を図った。こうした改正により、徴兵忌避を目的として養子縁組した者のなかにも、免役あるいは猶予が得られないというケースが発生した。養父母の年齢までは名簿に記載されていないので断定はできないが、「養子」でありながら所在不明となった者のなかには、そうした理由から逃亡・失踪した者が相当数含まれていたのではないと思われる。図4は「養子」の徴兵失踪者の年度別の推移を示したものであるが、改正が行われた明治12年を境に急激に増加していることがわかる。

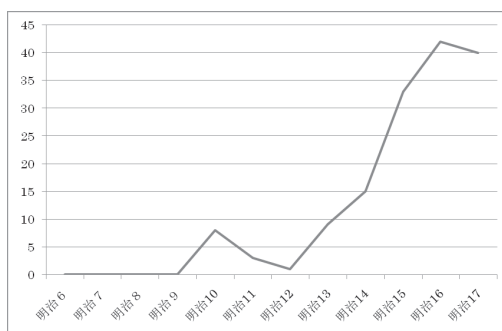


図4 「養子」の徴兵失踪者の発生件数
*縦軸の数値は人数

これまでの分析をまとめてみよう。茨城県において明治6年から17年の間に発生した徴兵失踪者は累計で1,421名にのぼる。徴兵失踪者数で比較すると、県の中央部で多く北部および南部ではやや少なくなっている。身分別では「平民」が圧倒的に多く、職業別では農業従事者が最も多い。また、戸主との続柄でみると、徴兵の対象となる「弟」および「次男以下」が7割を占める。以上のことを考え合わせると、農家の次男以下が徴兵失踪者になる割合が最も高く、徴兵制度の負担は彼らの上に最も重くのしかかっていたと言えよう。

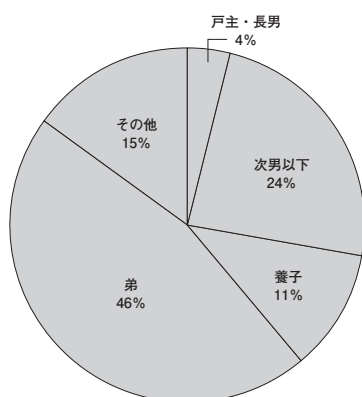


図3 徴兵失踪者 戸主との続柄

3 予備役・後備役の失踪所在不明者

ところで、一口に逃亡・失踪といってもその内実はさまざまである。しかし、逃亡・失踪の時期に注目すると、大まかに3つのタイプに分類できる。第一は「徴兵逃亡・失踪者」で、徴兵検査に現れず検査を受けないまま所在不明となった者たちである。第二は「予備役・後備役の失踪・逃亡者」で、徴兵検査を受け現役として徴集された（あるいは猶予となった）後、予備役・後備役に課される召集に応じず逃亡・失踪し所在不明となった者たちである。当時の徴兵制度においては、現役（3年）を終えると予備役（4年）、さらにそれを終えると後備役（5年）に編入され、戦時となれば動員される可能性があり、平時においても演習や教育などの召集を受けた（明治16年改正時、陸軍の場合）。第三は「軍人・軍属の脱走者」で、現役の軍人・軍属が逃亡・失踪し所在不明となったものである。前節で扱った「徴兵失踪者」は第一のタイプにあたる。

茨城県の行政文書のなかには、第二および第三のタイプの逃亡・失踪者に関する史料もみられる。ここでは第二の「予備役・後備役の失踪・逃亡者」について少し触れておきたい。

明治20年、多賀郡長から次のような訓示が出されている。本年（明治20）の予備役の演習召集の「不応者」は、対象者731人のうち61人の「多数」にのぼる。予備役がこのような状態では後備役の召集についても思いやられる。このように「多数」の「不応者」がいるようでは、軍隊の編成にも「差響を生じ」「軍機を失し容易ならざる不都合を醸生する」ことになろう。各戸長は「不応者」の出ないように説諭に努めよ。なお、別表に記載された「不応者」数は、那珂郡が62名中8名、久慈郡が78名中4名、多賀郡が20名中5名となっており、「不応者」発生率はそれぞれ12.9%、5%、25%となる²⁵。

翌21年には、予備役もしくは後備役の「在郷兵」で「逃亡失踪の者」が少なくないので、逃亡・失踪者が出た場合は、すみやかに氏名・兵種・年月日を明らかにして搜索の便宜を図れとの訓示が多賀郡長より出されている²⁶。さらに、明治20年および21年には予備役・後備役の失踪・逃亡者リストの作成を命じる県令が出されている²⁷。残念ながらリストそのものは未入手であるが、これらの史料から在郷の予備役・後備役の中からも多数の失踪・逃亡者が発生していたであろうことが推測できる。

4 逃亡・失踪者の調査

ここまで明治期の茨城県における逃亡・失踪者の状況をみてきた。具体的な数字は、地域・時期ともに断片的にしかわからないが、少なくない数の失踪・逃亡者がいたであろうことは推測できる。彼らはその後どうなったのだろうか。第2節で分析を試みた明治6年から17年にかけての徴兵失踪者のうち、明治17年中に3名、翌明治18年には4名が名簿から削除されている²⁸。削除の理由については一切記述がなく不明であるが、死亡もしくは所在が確認されたとみてよいだろう。逃亡・失踪者たちの調査や搜索はどのように行われたのだろうか。

日露戦争のはじまった明治38年には、山口県、石川

県、岐阜県、群馬県、島根県の5県が「徴兵相当者等所在不明者取調手続」を制定しており、茨城県では搜索への協力要請があった場合は「速に調査回答」をするようにとの布達が出されている²⁹。茨城県でも明治40年「徴兵処分を受くべき所在不明者調査規定」が制定されているので、その内容をみてみよう³⁰。

まず、「市町村長」は毎年1月にその年の徴兵相当者（徴兵検査を受けなければならない者）の所在を調査し、所在不明の者がある場合は家族や親戚に捜査させ、なお不明であるときには所轄の「警察官署」に届け出る（第一条）。届出を受けた「警察官署」はただちに捜査を開始、「郡役所町村役場」は「徴兵終決処分未済者名簿」（本籍・氏名・生年月日を記載）を作成・管理し、毎年8月に同名簿の内容を「知事」および「警察官署」に通知する（第二・三・七条）。次に、逃亡・失踪者の搜索に関しては、「郡市長、町村長、警察署長、警察分署長」は相互に連絡を保ちながら「発見に努むべし」（第九条）とされ、搜索に際しては「鉱山工場其他壮年者の集団する場所」に特に注意すべきこと（第十二条）、また、所在不明者の家族や親戚など周辺にも常に注意し、特に「通信の有無」や「平素の行動行先等」を捜査すべきこと（第十条）などが細かく規定されている。さらに、他の地域の「警察官署」とも相互に連携しつつ捜査を進めるべきことが定められている（第十条）。

要するに、逃亡・失踪者の搜索は、警察と地方行政の末端である郡市町村が主体となってすすめられていると考えられる。軍当局の関与も当然考えられるが、その点についてはこの史料からはわからない。こうした捜査はどの程度有効だったのだろうか。『陸軍省統計年報』（第38回、昭和元年）には「所在発見の上当年処分を受けたる者」の数が記載されている。時期はずれるが参考までに紹介すると、発見された逃亡・失踪者の数は、1,369人（大正5）、1,169人（大正10）、672人（昭和元）で、それぞれ逃亡・失踪者1000人に対して3.1人、3.2人、2.2人となる。国民の「神聖な義務」である兵役を忌避した失踪・逃亡者に対しては厳しい搜索がなされたと思われがちであるが、実際に発見され処分を受ける者の数は意外に少なかったようである。

この点に関して、興味深い布達が明治7年に出されている³¹。この布達には軍人・軍属の脱走者に関する陸軍省布第364号が転載されているが、その中に、脱走してきた軍人・軍属が郷里に立ち戻り潜伏していることを知りながら通報せずこれを匿うという「弊習」があるが、このようなことのないようすみやかに通報するよう注意せよとの記述がみられる。徴兵制度導入の直後、軍隊になじめず逃亡する、逃亡してきた者を匿うといったことが当たり前に行われていたことを推測させる史料である。こうした風潮がいつごろまで持続していたのかを確定することはできないが、逃亡・失踪者の多くが発見されなかったということは、こうした風潮が意外に長く人々の間に共有されていたことを推測させるのである。

5 むすびにかえて・・・今後の課題

本稿では茨城県の行政文書を中心に、明治期の茨城県の徴兵制度における逃亡・失踪者について検討してきた。徴兵制度における逃亡・失踪者に関しては、まとまった文書や史料はなく、そのため、その実態についても不明の部分が多く残されている。茨城県においても同様で、本稿においても、明治期の茨城県の逃亡・失踪者について、さまざまな史料をつなぎあわせることにより、時期的・地域的に、断片的にその実態の一部を明らかに出来ただけである。今後さらに、国・県・郡市町村などの行政文書、また、地元新聞紙『いはらき』（明治24年創刊）の掲載記事などの収集・検討を行うだけでなく、関係者からの聞き取り調査なども実施し、実態の解明をすすめたい。

最初に述べたとおり、徴兵制度における逃亡・失踪者は、今まであまり取り上げられてこなかった。しかし、逃亡・失踪者をめぐるさまざまな疑問—なぜ彼らは逃亡・失踪したのか、その後どのような人生を送ったのか、社会（世間・国家）は彼らをどう扱ったのか—に答えることは、人々が徴兵制度（さらにはその背後に存在する国家）をどのように捉え、対応していったのかを考える上で大きなヒントを与えてくれるはずである。自ら姿を消すことで、自らの主張を貫いた彼らの姿を通して、近代日本における徴兵（国家）と民衆（国民）の関係について、今後も考え続けていきたい。

文末脚注

¹ 「失踪」は徴兵忌避の確証はないが行方をくらました者、「逃亡」は徴兵忌避の目的で行方をくらました者と区別されるが、軍当局においてもその区別は曖昧であった。ゆえに、本稿では特に区別せず、行方不明のため兵役に就かなかった者として同列に扱うこととする。失踪と逃亡の区別については、池山弘2002「＜論説＞愛知県に於ける明治十年代の徴兵忌避の特質—『脱走等届書類』（明治14・愛知県庁文書）の分析」『四日市大学論集 第15巻 第1号』、pp21-22を参照。また、罰則については、明治16年改正の徴兵令第44条に「兵役を免れんが為め逃亡し又は潜匿し若くは身体を毀傷し疾病を作為し其他詐欺の所為ある者は1月以上1年以下の重禁錮に処し3円以上30円以下の罰金を附加す」と記されている。

² 『陸軍省統計年報』は第一年報（明治8～9年）から第49回（昭和12年）までが現在利用可能である。時期により名称が若干異なるが、本稿では『陸軍省統計年報』で統一した。なお、昭和以前の逃亡・失踪者数は全国累計で、35,666人（明治22年）、48,557人（明治30年）、44,456人（大正5年）と記載されている。

³ 主な先行研究としては、福地曠昭1987『命（ぬち）まさい—兵役を忌避した沖縄人』那覇出版社、神田文人H16「＜研究ノート＞徴兵忌避と千葉県」千葉県史料研究財団編『千葉県史研究』千葉県、吉良芳恵2001「＜研究ノート＞徴兵制からの逃亡—東京の「所在不明者」たち」日本女子大学史学研究会『史艸』第42号、吉良芳恵2002「第13章 徴兵制における所在不明者—昭和初期長野県の兵事資料から」上山和雄編『帝都と軍隊—地域と民衆の視点から』日本経済評論社、池山弘2003「＜論説＞愛知県における日清・日露戦争期の徴兵忌避の特質」『四日市大学論集 第15巻 第2号』、などがあげられる。

⁴ 『陸軍省統計年報』は旧漢字とカタカナにより表記されているが、本稿では読みやすさを考慮し、カタカナをひらがなに直し漢字も必要に応じて改めた。以下も同様。

⁵ 「」内は史料からの引用。以下も同様。

⁶ 茨城県布達第61号（明治7年10月15日）。

⁷ 茨城県布達第58号（明治8年3月7日）。

⁸ 茨城県布達第199号（明治8年8月12日）。

⁹ 茨城県布達第198号（明治8年8月12日）。

¹⁰ 茨城県布達乙第52号（明治10年3月1日）。

¹¹ 茨城県布達第244号（明治8年10月8日）。

¹² 徴兵忌避に関する研究としては、菊池邦作1977『徴兵忌避の研究』立風書房、加藤陽子1999「反戦思想と徴兵忌避思想の系譜」『近代日本文化論10戦争と軍隊』岩波書店などが上梓されている。また、「特別企画 日本人の兵役拒否と抵抗の体験」（『潮』1972年9月号）には、実際に徴兵を逃れた100人の貴重な体験談が掲載されている。

¹³ その他に、身長5尺1寸未満者、不具廢疾者、官吏、医科学生、陸海軍生徒、官公立学校生徒、外国留学者、父兄病弱のため家を治める者、「徒」以上の罪科者、徴兵在役中の兄弟などが免役となった。免役条項の変遷については、加藤陽子1996『徴兵制と近代日本1868～1945』吉川弘文館pp46～50を参照。

¹⁴ 茨城県布達第284号（明治8年11月22日）。

¹⁵ 茨城県布達乙第24号（明治10年2月3日）。

¹⁶ 生田目靖志S53「明治初中期における徴兵忌避の実態－常備兵免役概則をめぐって－」『茨城県の思想文化の歴史的基盤』雄山閣出版、pp310～311参照。

¹⁷ 茨城県布達乙第21号（明治17年6月25日）。

¹⁸ 同様の調査は明治18年（茨城県布達乙第85号、明治18年7月29日）、19年（茨城県布達乙第67号、明治19年6月26日）、20年（茨城県令乙第15号）にも行われていることが史料から確認できるが、残念ながら徴兵失踪者名簿は省略されており現在のところ未入手の状態である。

¹⁹ 愛知県の逃亡・失踪者の数値は池山前掲論文2002より引用。

²⁰ 菊池前掲書p285参照。

²¹ 明治16年兵の失踪者は49名となっており、翌年が0名になるとは考えにくい。明治17年兵の失踪者も16年兵のところに合算されている可能性もあるが断定はできない。

²² 池山前掲論文2002、p17の「愛知県に於ける脱走等開始年度別不参人員表（明治14年）」より作成。

²³ 数値については池山前掲書2002、p10参照。失踪・逃亡にもいろいろなタイプがあり単純比較はできない

が、おおまかな傾向を見るため、ここでは茨城県・愛知県のデータをそのまま利用した。茨城県の徴兵失踪者はその年に徴兵適齢を迎え徴兵検査を受けるべきであるのに失踪・逃亡した者と考えられるのに対して、愛知県の失踪・逃亡者には徴兵適齢を過ぎた後に失踪・逃亡した者も含まれている。より詳細にデータを検討し比較する作業は今後の課題としたい。

²⁴ 池山前掲論文2002、p15、p23を参照。

²⁵ 訓示甲第68号（明治20年12月）、北茨城市役所蔵「郡役所諸達訓示綴」『茨城県史料 近代政治社会編Ⅳ』（H2茨城県）pp201-202参照。

²⁶ 訓示甲第2号（明治21年1月14日）、北茨城市役所蔵「所管郡役所第三課往復綴」『茨城県史料 近代政治社会編Ⅳ』（H2茨城県）P202参照。

²⁷ 茨城県令乙第51号（明治20年12月30日）、茨城県令乙第14号（明治21年5月11日）。

²⁸ 茨城県布達乙第21号（明治17年8月13日）、茨城県布達乙第109号（明治18年10月29日）。

²⁹ 山口県については告示第343号（明治38年8月11日）、石川県については告示第358号（明治38年8月25日）、岐阜県については告示第398号（明治38年9月20日）、群馬・島根両県については告示第413号（明治38年9月29日）に掲載。

³⁰ 茨城県は明治36年2月に「徴兵失踪者取扱手続」（茨城県訓令甲第14号）を制定しているがこれにより廃止された。明治36年の「徴兵失踪者取扱手続」は未入手。

³¹ 県庁第435号（明治7年10月25日）。

フォーカシング指示法に関する考察

永野 勇二
Yuji Nagano

Consideration about the methods to instruct focusing

はじめに

人間性心理学の創始者、カール・ロジャースの弟子ユージン・ジェンドリンは、ロジャースの経験 (experience) という概念を、更にダイナミックな体験過程 (※1) (experiencing) という概念として捉えなおし、より実践的な技法として発展させた。この技法はフォーカシングと呼ばれており、現在では、いろんな研究者や実践者が、種々なやり方を開発・発展させている。

ちなみに筆者は、来日経験の多い、Cornell (1996) の技法がやりやすく、それを基にして、フォーカシングを教えている。

技法としてのフォーカシングは、更に進歩・進化していく可能性に満ちていると考えられる。

ジェンドリンは、本来自然に行われていた人間の営みの現象にフォーカシングという名前をつけたと思わ

れるが、さらにいわゆるジェンドリンのショートフォームから脱技法化して、自由な技法を作り出している実践者が多い。ポストカードを使って、自分のフェルトセンスを言葉にする方法や、土江 (2008) の「このころの天気」、TAE (※2) を用いたワークを実践している得丸 (2008)、フォーカシング指向アートセラピーを考案したrappaport (2009) など、多くの実践者がいる。

さて、フォーカシングという現象は、情緒的なものを伴った身体感覚 (フェルトセンスと呼ばれる) であり (※3、4) たとえば、失恋した時の胸の痛みであるとか、何か分からないが不安感や怒りを感じた場合、その感覚に集中して耳を傾けることで、そこから何らかのヒントが生まれたり、解放感が生じたりするものである。

こういった実感や気になることへ注意を向けて、そ

こからいろんな感情を発見することは、一般の人でも自然にやっていることである。たとえば、作家の辻(1984)は、その体験を以下のように明確に記述している。作家の行う作業もフォーカシングと類似のものであることが分かる。

「絶えず書く」とは、まず私が自分の眼を自分の内部に集中して、そこに明滅する思念を、追跡し、網を投げ、捕える作業を意味していた。私は書きながら、注意力をひたすら「生きた思念」のほうに集中し、文章をただこの「思念」にぴったり合致させようと努力した。私にとっては、文章そのものは、それ自体としては、ほとんど無意味な存在であり、ただ思念を包む容器となったとき、はじめて意味を持つものだった。

「心のなかにいっばいに蹲(うずくま)っているもの」が自分にとって暗く不分明であるために、それを外に出して、何とか、はっきりした形で理解したい、納得したい、という気持ちを生んだ。

しかし現代人の多くが、外側に注意を向けることが多く、内側へ注意を向けることが少ないと思われる。そのため、技法として習熟することで、再びそういった感覚を呼び戻すことが可能となるのである。学生に教える場合も、内側へ注意を向ける時間の少ない学生にとっては、非常に貴重なワークの時間となっていることが分かる。

更に、フォーカシングの可能性や方向性として、より深い自己、たまにアン(2001)はハイアー・セルフと読んでいるが、そういった側面へ取る、開かれる方向性についても言及している。

I. フォーカシング技法の輸入時の歴史

1978年の10月に、九州大学で行われた日本心理学会第42回大会において、ユージン・T・ジェンドリン教授が初めて来日した(伊藤、1978)。これはカール・ロジャースの翻訳者、紹介者の村山正治氏(九州大学)の尽力によるものであった。伊藤(1978,1980)によると、特別講演の題名は「体験過程療法」であり、学会の後、九州、京都、東京の3箇所で開催やワークシ

ョップを行ったという。伊藤(1978)は、九州でのワークショップ(世話人:村山正治)で、2泊3日(10/17～10/19)のワークショップに参加したらしい。内容的にはほとんどが「焦点づけ」(※5)の技法の実習にあてられたという。伊藤氏自身もジェンドリンから技法を受ける機会を得たと書かれている。伊藤氏は東京のルーテル市営センターで行われたワークショップでは、「新しいカウンセリングの原理と技法—フォーカシングを中心として—」というタイトルの下、記録作成をしている。通訳は村山正治であった。

更にフォーカシング技法自体の輸入に関しては、村瀬孝雄によって最初の紹介がなされたいが、「その実体は神秘のベールに包まれたままであった」という。伊藤(1980)によると、「体験過程と『焦点づけ』」について著書や論文でしか接することの出来なかった研究者や実践者にとってGendlin博士の来日は、まさに待望の来日であった」と述べている。来日7年前の1971年の「日本相談学会第12回大会では、「焦点づけ」に関する研究がすでに5編発表され、焦点づけ技法のグループ・ワークも盛況であった」という。

この辺の歴史については、稿を改めて、述べて行きたい。

さて、筆者がフォーカシングを習ったのは、1980年代であった。要するに、ジェンドリンが来日して間もない頃で、私の師であった村山先生もエンカウンターグループに加えて、フォーカシングの研究、教育を始めた頃であった。従って、演習授業では、フォーカシングの実習が始まっていた。

筆者らは、村山先生のデモンストレーションを一度見ただけで、後はコピーされた冊子の文句を、セリフをそのままに型にはまったやり方で苦勞しながら始めたのを覚えている。

しかし次第に慣れてきて、フォーカシングを習得する学生も増えてきた。それはやはり九州大学の自由な雰囲気やのせいでもあり、村山先生の人柄のせいでもあった。

最初は、ジェンドリンのショートフォームを基にやっていたので、気になることを、箱や袋へ入れたりする、第一段階のクリアリング・ア・スペース(Clearing a space)のところが結構、時間がかかった。

Ⅱ. ジェンドリンのフォーカシング技法ができるまでの道のり

Gendlin (1961) は、体験過程の6つの特質を述べている。それは以下のようなものである。以降の論文を読むと、これが技法の原点になっていることは、間違いないと思われる。

- 1) 体験過程は感情の一つの過程である。
- 2) 体験過程は現在この瞬間において生起する。
- 3) 体験過程は一つの直接的なレファラント (a direct referent) (※6) である。
- 4) 体験過程に導かれて概念化が行われる。
- 5) 体験過程は豊かな意味を暗に含んでいる (implicitly meaningful)。
- 6) 体験過程は一つの前概念的、有機体的な過程である。

Gendlin (1962) は、体験過程と意味の創造について詳細に述べたものである。

その後、Gendlin (1964) では、より実践的な問題を提起する。すなわち、この時点では、Gendlinは既に、フォーカシングの実践を行っていたと思われる。実際 Gendlin (1964) は、「焦点づけ (focusing) は、個人が体験過程の直接のレファラント (後にフェルトセンスと呼ばれた、池見、1984) に注意を払う時、それに引き続いて生ずる全過程のことである」と述べ、焦点づけの4つの位相を示した。それは以下のようなものである。

位相Ⅰ：心理療法における直接のレファランス。「ある明らかに感じられているが、概念的には曖昧なレファラントは個人によって直接リファースされる。」

位相Ⅱ：ひらけ (unfolding) 「直接感じられたレファラントに焦点を合わせていくと・・・略・・・その瞬間に劇的に「ぱっと開く」こともある。・・・略・・・その個人は大きな身体的安らぎを感じ、突然夜があけた如くぱっと知るのである。」

位相Ⅲ：全面的な適用 (global application)。

「直接のレファラント及び開けの過程がその人の様々の局面に全面的に影響を及ぼす。」

位相Ⅳ：レファラントの移動。「この直接のレファ

ラントから彼が象徴化できる暗々裡の意味は今では全く別のものなのである。・・・略・・・かくして四つの位相を含む過程が再び開始されるのである。」

このように、焦点づけは四つの位相で定義されたのであるが (しかし必ずしもこの通りに起こるとは限らない)、これらはそのままフォーカシング技法の原点となったと思われる。

Gendlin (1968,1969) のフォーカシング・マニュアルを要約すると、以下のようなものである。

・自分の内面へ注意を向ける。

－30秒かそれ以下－

・問題をひとつ選ぶ。

－10秒－

(ここまでは番号はついていない。恐らく準備状態であろう。Gendlin (1969) では次から1が始まる。Gendlin et (1968) には番号がない。)

1. その問題の全体 (all) がどのようなものであるかを自分自身に感じさせる。

－30秒かそれ以下－

2. その全体の感じからある特別な感じが湧き上がってきたら、そのある感じに注意を向けなさい。

－1分－

3. それに言葉や絵 (word or picture) をあてはめるのではなくて、言葉や絵がその感じからやって来るまで待ちなさい。

－1分－

4. もしこのある感じが変化したり、移動したら、そうするに任せなさい。

－1分－

5. あなたの今の感じを捉えるような言葉や絵を見出そう努めなさい。

－1分－

6. もしその言葉や絵がその感じにぴったりしなかったら、ぴったりするまで言葉や絵を変化させなさい。

－1分－

しばらくして、あなたに時間を与えますから、自由に使ってください。それから終わります。

その後、ジェンドリン (1979) は、1978年に初来日

した九州大学にて、ショートフォームを示した。それは以下のようなものに改良されていた。

- (1) 空間をつくる。
- (2) 問題をひとつ選び、その中に入り込まず、その全体についてのフェルトセンス(※5)を得る。
- (3) 全体のフェルトセンスを得るために、ひとつの言語、句、イメージで見出し (handle) をつける。
- (4) 「それをチェックする」それが本当に正しいか問いかける。体にできるだけ信号 (signal) を与えさせる。
- (5) ひとつの言葉、句、或いはイメージの何がそうなのかと問いかける。待つて、それとともに居なさい。すぐに答える必要はない。

尚ジェンドリンは、このように (1) ~ (5) を繰り返して動きがなければ、質問が必要となると述べる。その代表例として、以下のようなものを挙げている。

「一番悪い状態はどうですか？」

感情が動き出し、その感情がひとつに形成されていくと、

「何が起こらないといけないか」

そしてその後

「もし問題が解決したとしたら、どんな感じになるだろうか」などである。

Gendlin (1979a) では、ステップが6つになっている。以下のように、まとまっている。

1. 空間をつくる。
2. フェルトセンスをつかむ。
3. それに見出し (handle) をつける。
4. 見出しを共鳴させる (resonating)。
5. 問いかける。
6. 何がやって来ようとも、それに対して十分な空間をつくる。

4でGendlin (1979a) では、checkだったものを、resonatingに変えている。Gendlin (1979b) によると、「多くの人々はチェックしてみるように言うと、その見出しを間違っているに違いないという意味に受け取るからである」と言う。

大田 (1981) もその間のアメリカでの事情を詳しく

書いている。この論文は、当時のフォーカシング技法が作られていく息遣いが感じられて、面白いものである。

また、ここで付け加えられた6番目のステップは、次のラウンドへ移る前にしておく必要のあるステップであると言う。

さらにGendlin (1980) では、受け取る (receive) ことを重視している。そして受け取る態度を「そのための親しい空間を作ること (making a friendly space for it)」と述べている。このようにして、Gendlin (1979b) の6番目のステップはReceiveと言い換えられることとなった。

こうして最終的に、Gendlin (1981) のフォーカシング技法のショートフォームは以下のようなものになった。(括弧内は、邦訳版より)

1. Clear Space (空間をつくる)
2. Felt Sense (フェルトセンス)
3. Set a handle (取っ手 [ハンドル] をつかむ。)
4. Resonate (共鳴させる)
5. Ask (尋ねる)
6. Receive (受け取る)

Ⅲ. 筆者自身のフォーカシング教授法

フォーカシングの輸入時のエピソードから、遡って、どのようにして、ジェンドリンがフォーカシング技法を開発してきたのか、を論究してきた。ここでは更に、筆者が、その後、フォーカシング技法を教えるためにいかに奮闘してきたか、について述べていきたいと考える。

(1) 九州大学では、ベテランが初心者に直接教えて、フォーカシングがいつでも出来る理想的な環境が出来ていた。あの頃は常に、フォーカシングの実習や研究が可能であったのである。

筆者もその中で、修士論文 (永野、1985a) を仕上げる事ができた。素人も熟練者も居たが、参加者には事欠かなかった覚えがある。

ちなみに筆者の修士論文は、Gendlin (1981) の質問の「何が起こらないといけないか」に関係するものであった。もちろん、当時は意識していたわけではな

いが、永野 (1985b) や永野・前田 (1985)、永野 (1986) では、心地よいイメージを導入することで、フォーカシングでの体験をより深くすることが出来たと思う。ちなみに、最近では、問題や気になることがない学生に対して、「心地よいイメージ」を使うことにより、体験過程を促進させることが分かってきた。

(2) A大学における実践 (永野、2000、2002)

A大学においては、「カウンセリング実習」の時間にフォーカシングを教えることにした。この際、学生は約26名ほどであり、そこに困難のすべてがあった。実習は多すぎると、それに合ったやり方でないと困難である。

最初は、自分たちが経てきたように、プリントを配って、いきなりフォーカシングのプロセスをやらせることを続けた。その中で、少しでもフォーカシングに習熟するものが出てくればいいと思っていたし、自分自身がそうやって、どうにかフォーカシングを習ってきたからである。

そこでは、基本的には、池見 (1984) に掲載されている、ジェンドリン法を基にして行った。都留 (1992) の丁寧な手続きもコピーして配布した。

シラバスは以下のようなものであった。

1. 村瀬孝雄先生のビデオ「フォーカシング」を見せる。
- 2-5. 説明のあと、ペアを組んでもらい、実践する。
6. 「壺イメージ描画法」をやる。
- 7-11. ペアを組んでもらいフォーカシング。
12. フルボディフォーカシング
- 13-15. ペアを組んでもらい、フォーカシング。(最後にアンケート)

村瀬先生のビデオは、出来が良すぎて、フォーカシングはこんなに素晴らしい洞察が得られるのかという誤解と期待を呼ぶことになったので、そのうち使わなくなった。

「壺イメージ描画法」というのは、九州大学大学院教授の田畠誠一先生が、開発したイメージ療法であり、フォーカシングと近い部分があったので、使用した。

フルボディフォーカシングは、愛媛フォーカシング

研究会 (主催者は筆者) の佐伯さんにやってもらったが、私を含めて多くの学生が眠り込んでしまった。以後、これはやらなかった。

ここで用いたフォーカシングの手順は前出と少し重なるが、池見 (1984) を利用した。

1. 準備、リラックス
2. 間を置く。Clearing a Space
3. 気になることをひとつ選ぶ
4. フェルトセンスをつかむ
5. 「見出し」をつける
6. 「見出し」の確認
7. 問いかけ
8. 受容

以上の手順を簡単に説明すると、最初に内面へ注意を向けられる状態を作ってもらう (1)。それから、今、気になっていることを1つずつ挙げてもらうが、自己との距離、間を置きながら挙げていく (2)。そしてその中から1つを選んでももらう (3)。その気になっていることがどんな感じがするかを聴いていく。通常、感情、イメージ、身体感覚の3つのモード (側面) から聴いていく (4)。それにぴったりした名前をつける。1つでなくてもよい (5)。それが本当にぴったりかどうか、身体に聴いてみる (6)。この感じがどんな風になったらいいか身体に問いかける (7)。そこから出てきたものが、受け入れられない内容であっても、受容してみる (8)。

結果 (アンケートより)

1. 初期の困難さ

筆者らが九州大学で、初めてフォーカシングを学んだ時に感じたような、とまどいや混乱を感じたものが多かった。

しかし筆者らと同じように、プリントを読んでやっているうちに、次第に慣れていって、フォーカシングが出来るようになったものも居た。

多分、書いたものは知らないが、大抵のフォーカシング経験者は、初期の困難さを語ってくれると思われる。

2. 一人フォーカシングができるようになる。

やっているうちに、一人でもフォーカシングができるのではないかと感じた学生が複数名居た。その例を書いてみよう。

「これからは気になっていることをフォーカシングで発見して、よりよいこころの状態を日頃から保てればいいなと思った」

「フォーカシングを知ったことにより、普段、授業外でも、自分の中で、行ったりするようになっていきます。なにかすごく良いものを拾ったような感じです」

「フォーカシングと言う新しく学んだ方法は、人に対しての時だけでなく、私1人の時にも、役に立つものだと思っています」

「自分で分析してみたのですが、心の痛みを体の痛みに変えることで、心の痛みを軽減しているのだと考えています。しかし自己フォーカシングをすることで、自分の心の痛みを軽減させられることに気づきました。だから時々、自分でフォーカシングをして、心を安定させることにしています」

「フォーカシングは自分1人でもできるようになって、何がどんなふうに気がかりで、そこからどうすればよいのか向き合えるようになった」

3. リスナーの困難性

リスナーを最初にやる時は、都留氏の文言を元に、セリフのように話すので、やりにくかったと思われる。筆者らも最初はリスナーになるのが嫌であった。難しかったのを覚えている。

4. 体の感じ（フェルトセンス）の感じにくさ

フェルトセンスを感じるのが難しいと言う学生は多かった。慣れてくれば分かってくるのだが、体の内側への注意が、特に若い頃はあまり行われず、体の外部だけに注意が向かっているので、感じるのが難しかったと思われる。

しかし、ここは、分かった気にならず、「難しい」「分からない」と感じられることが、次の一歩へと進むので、いい傾向であると感じた。筆者の友人も学生の頃、「フェルトセンスが分からん」と公言していた。こういう人は、自分の身体感覚に対してに素直なのであると思う。このような人は、そこから先へ行けるからで

ある。

5. 間を置く作業

「間を置いたり、自分の良いイメージを持つことによって、気持ちは楽になったと思う」

「特に私自身がとてもプラスになったと感じた時もあった。それは“自分の中にあるいくつかの事柄に少し間を置いてみる”という時である。自分の事を考える時、それと同じような事実が前例としてあった場合、他人の事ならば、前にこういうことがあったから次はこうすべきではないと考えることができて、自分が主体になると、なかなか客観的にとらえることができなかったりするものだと思う。だからフォーカシングの途中にあった、“その事から間を置く”ということは、自分を客観的に見るということで、私の中ではすごくプラスになった。フォーカシングをする場合でもしない場合でも、その事柄に対して距離を取って見ること、そうすれば、その事柄の形、イメージをつかみとれ、その事柄に対しての解決方法や違ったとらえ方を見つけていけると思った」

6. 熟練者、友人とのフォーカシング

熟練者とやることで非常にやり方が分かった学生が多かった。多くの意見があったが、1つ挙げてみよう。

「先生や2人の人とやることができて、すごく勉強になったと思う。言葉のかけ方や言い返し方やいろいろな事を教えてもらって、やっとフォーカシングをする意義というか、そんなものを分かってきたように思うし、もっとフォーカシングのいろいろな方法を学んでみたいなあと思いました」

7. 問題がなくて困った。

毎回、何か困った状態に居たら、学生にとって、人生は苦労ばかりになってしまう。だから、特に問題のない時が多いし、毎回、同じ問題ばかりを出すことで、疲れてしまう学生も多い。

筆者が学生の頃も、フォーカシングは問題がないと出来ないのか？とか、問題が意識されないと、準備ができていないのではないか、などと感じたこともあった。

筆者は、問題のない学生に対しては、夢解釈フォーカシングを扱ったこともあったが、現在では、修士論文で使ったように、「今自分にとって一番こち良いイメージ」を思い出させることで、より深い問題や、その人の根っこにつながるころへ手を届かせるような方法につながるきっかけになると感じている。

従って、問題がない人は、それを意識していないだけであって、当面、生活をする上では問題がないのはいいことであるが、問題発生の予防としてでも、「心地よいイメージ」を使ったフォーカシングは役に立つと感じている。これは修士論文をまとめた1985年前後に考えていたのであるが、前述したように、最近でもいざとなったら、これを使うことにしている。

この利点は、

1. まず心地よく終わるので、問題が生じない
2. 心地よさと今の感覚の比較から、微妙な問題が見えてくることがある。

という点で、いつでも使える手法であると考えている。

まとめに

フォーカシングの教授法については、考えていない年はないと言ってもいいだろう。私の場合は、授業をより良くするということから生じてきているが、学生の満足度やフォーカシングをすることで、自己発見や自己実現の程度が上がることを目指しているのである。

従って、終わりはないと考えている。そのために「このころの天気」(土江、2009)や得丸(2000)の「文章表現ワークブック」を使ったTAE(※7)の方法などを学んだりしている。

筆者自身がフォーカシングをどうすれば簡単にたやすく学べるようになるのかを日々の実践から考えているのである。

※1. Experiencingの翻訳には当時、大変苦勞されたらしいが、村瀬孝雄先生の「体験過程」が一番その本質を言い表しているということで、現在に至るまで、その用語が使われている。

※2. TAEはThinking At the Edgeから由来して

おり、内面的成長を可能にするために、Gendlinと夫人のメアリー・ヘンドリックスが開発した(得丸、2008)ものである。

※3. Felt Senseは、そのままの訳では「感じられた意味とか感覚」になるが、名詞形で使われている部分も多いので、そのままフェルトセンスと訳されている。

※4. 森川(2010)では、身体症状自体を扱い、フェルトセンスの意味合いをより広げて行く可能性を感じさせられた。

※5. 当時はフォーカシングではなく、焦点づけとか焦点づけ療法と呼ばれていた。またフォーカシングとも言われており、いつの間にかフォーカシングで統一されるようになった。1982年にジェンドリンの初めての日本語訳「フォーカシング」を村山正治先生が翻訳されているので、村山先生が名づけたものと思われる。

※6. 直接的なレファレントは、その後、フェルトセンスと呼ばれるようになった(池見、1984)。

※7. Thinking At the Edgeの略である。直訳すれば、縁で考えるという意味で、フォーカシングを論理的に一段階ずつ学べるように、ジェンドリンが考案した。

引用文献

アン(2001),アンのフォーカシング・ワークショップ
東京 2001 ワークショップ資料 於:下北沢アレイホール。通訳:木田満里代

Cornell,A. W. (1996),The power of focusing,Oakland: New Harbinger Publication,Inc. アン・ワイザー・コーネル(1999)『やさしいフォーカシングー自分でできるころの処方』(大澤美枝子、日笠摩子訳)コスモスライブラリー。

Gendlin,E.T. (1962), Experiencing and the Creation of Meaning.Free Press of Glencoe.

Gendlin,E.T. (1964), "A Theory of Personality Change" IN Philip Worchel and Donn Byrne (Eds.) ,Personality Change. New York;John Wiley,100-148. ユージン・ジェンドリン(1966)「人格変化の一理論」『体験過程と心理療法』、39-157 (村瀬孝雄訳) 牧書店

- Gendlin,E.T. (1969), Theory. Psychotherapy;Theory, Research and Practice,6 (1), 4-15.
- Gendlin,E.T. ((1979a), How I teach Focusing. Unpublished.
- Gendlin,E.T. ((1979b), Imagery is more powerful with focusing.IMAGERY-Its many Dimensions and Applications.Plenym Press,65-73
- Gendlin,E.T. (1980), Client-centered therapy as a frame of reference for training;the use of focusing during therapy.In Demoor,W.and Wijngarden,H.R. (Edes.) Psychotherapy;Research and Training,Elsevier/North Holland BiomedicalPress,279-297.
- Gendlin,E.T. (1981), Focusing New York:Bantam Books. 村山正治・都留春夫・村瀬孝雄訳 1982 フォーカシング 福村出版
- Gendlin,E.T.,Beebe,J.,Cassens,J.,Klein,M. and Oberlander,M. (1968), Focusing Ability in Psychotherapy.personality and creativity.Research in Psychotherapy,3,217-241.
- ジェンドリン,E.T. (1979) 村山正治編 フォーカシングの理論と実際 福岡人間関係研究会資料No.9.
- 池見 陽 (1984), ジェンドリン法 村山正治・増井武士・池見 陽・大田民雄・吉良安之・茂田みちえ フォーカシングの理論と実際 福村出版
- 伊藤義美 (1978),「体験過程療法」と「焦点づけ (Focusing)」の技法について－焦点づけ技法の持続きと適用例－ 名古屋大学教育心理学論集 第8号、60-76.
- 伊藤義美 (1980), カウンセリング過程への焦点づけ技法の適用の試み－登校拒否中学生への「焦点づけ」の適用過程について－名古屋大学教養部紀要B、第24号 93-114
- 森川友子 (2010)、身体症状へのフォーカシング的取り組みに関する一考察－「それはフォーカシングか」という議論に関して－『人間性心理学研究』28(1)、35-47
- 永野勇二 (1985a), フォーカシングにおけるイメージ・ステップの適用 九州大学修士論文
- 永野勇二 (1985b), フォーカシングにおけるイメージ・ステップの適用 九州大学教育学部紀要 第30巻第1号
- 永野勇二 (1986)、フォーカシングにおけるイメージ・ステップの適用事例 九州大学心理臨床研究 第5巻
- 永野勇二 (2000), 大学の授業でフォーカシングを修得させる試み 松山東雲女子大学人文学部紀要 第8巻
- 永野勇二 (2002), 描画フォーカシングの試み－大学の演習授業において－ 日本心理臨床学会第21回大会 於中京大学
- 大田民雄 (1981), フォーカシングの新しい動向 福岡人間関係研究会 エンカウンター通信、112号 5－10
- Rappaport,L. (2009), Focusing-oriented art therapy-accessing the body's wisdom and creative intelligence,Jessica Kingsley Publishers Ltd.フォーカシング指向アートセラピー「からだの知恵と創造性が出会うとき」池身陽・三宅麻希監訳 誠信書房
- 得丸さとし (2008)、TAEによる文章表現ワークブック 図書文化
- 辻 邦生 (1984), 海そして変容 パリの手記 I 河出出版
- 都留春夫 (1992), フォーカシング簡便法 フォーカシング・フォーラム 第7巻1, 2合併号
- 土江正司 (2008), こころの天気を感じてごらん－子どもと親と先生に贈るフォーカシングと「甘え」の本－ コスモス・ライブラリー

参考文献

- 永野勇二 (1994),「体験過程」概念からフォーカシング技法への発展 九州大学心理臨床研究 第13巻

視線によるウェブ・ユーザビリティ評価

申 紅仙 伊田 政司 渡邊 孝憲 伊東 昌子
島田 茂樹 馬場久美子 面澤 弘行 中村 泰之
SHIN HongSon Masashi IDA Kouken WATANABE Masako ITOH
Shigeki SHIMADA Kumiko BABA NISISAWA Hiro Yuki Yasuyuki NAKAMURA

Investigation of web usability evaluation method using eye movement analysis

The web usability was evaluated from the eye movement analysis. Using the website of Tokiwa University (as of 2006 and 2007) as the stimuli, and 5 university students and 4 high school students participated in the study. All subjects were requested to search for the target in the website, using the computer-mouse. The task for university students was to search for and click “Information of canceling the lecture” (target) in the website, and the task for high school students was to search for and click “Information of Entrance Exam”, which were their most frequent usage. After the experiments, all subjects were requested to answer the questionnaire that asked the impression of the web design. The results revealed that the pursuit eye movement and the saccadic movement were seen more frequently in the university students than in the high school students, suggesting that the university students find it more difficult and take more time to clear the task than the high school students. A similar tendency was obtained from the questionnaire. Therefore, these findings suggest that the website design of Tokiwa university may not fulfill the minimum necessary level for university students, even though it does for the high school students.

問題

1989年にWWW (World Wide Web: インターネット上で提供されるハイパーテキストシステム) が提案

され、1990年以降は閲覧ソフトNesscapeNavigator1.0 (1994)、Internet Explorer (1995) などの開発ならびに通信速度の向上 (ADSL, 光ファイバー)、コン

*1 ユーザビリティとは、人間が何かを使用するときの「使いやすさ」である。「使いやすさ」には、構造の理解しやすさ・見やすさ・手順の覚えやすさなどがあるが、これらの要素をクリアするためには、人間特性を考慮したデザイン (人間中心設計) が求められる。産業心理学や環境心理学などの応用心理学と深い関わりがあるだけでなく、知覚・記憶・認知などの基礎心理学の知見も広く活用されている。

ビューターの処理速度向上などのハード面の整備も手伝って、インターネットは急速に普及した。しかしこの急速な普及に反し、ウェブ・ユーザビリティに関しては、いまだ改善されるべき点が多いことが指摘されてきた。これは当初のホームページが、文書の公表とファイルのやりとりが基本であったためにユーザビリティを考慮する必要性が比較的少なく、ユーザーも限定されていたことに起因する。しかし、通信技術と容量の向上に伴って、画像や動画、検索エンジン、アイコンなどの複雑な要素が使用できるようになり、アミューズメント要素が増大するとともにユーザーも爆発的に増えるようになった。その結果、ユーザビリティについて深く考慮されないまま個人ユーザーや組織が各々でホームページを作成するようになり、改善が求められるようになった。現在はインターネットショッピングやアクセス数による広告効果などの双方の利益に関わることもあり、ユーザビリティ向上のためのポイントが整理されつつある。

ユーザビリティ向上のために考慮すべき問題としては、表示速度や操作の容易性などの「物理的負荷“Physical accessibility”」、サイト構成の分かりやすさなどの「認知的負荷“Cognitive accessibility”」、ヘルプ機能などの「機能的充足“Functionality”」等の3要因が指摘されている(Nigel Bevan, 1999)。また、Web画面における情報選択行動と視線の関係について大野健彦(2000)の行った研究によると、WWWの画面に提示された複数の情報の中からユーザーが目的の情報を選択するとき、被験者全体の特徴として画面右側よりも画面左側、画面下側よりも画面上側に視線を留めていたということがわかっている。注視時間が長かったものはメニューやリンクあり文章、平均注視時間は短いが例外的に注視時間が長くなるものとして、広告なしアイコン・広告アイコン・ビットマップ図・リンクなし文章などが指摘されている。

他方、大学においても先述したようにインターネットの普及に伴い、各大学を紹介する媒体の主役が従来のパンフレットやポスターから、ホームページに変わりつつある。大学ホームページには受験生のための情報、在校生のための情報、OB/OGや教職員のための情報など、提供すべき情報は多い。このため、デザ

インによっては見づらいものとなる可能性がある。このような状況から、ゴメス・コンサルティング(2007～)では、大学ホームページの評価を試みている。評価のためのノミネート条件には、短期大学・大学院大学を除いた全国の国公立大学であり、一定の基準が示されていた。また、主要調査項目には、ナビゲーションやウェブ・アクセシビリティ、情報検索機能やウェブサイトの統一性、入試情報、大学に関する情報、講義案内に関する情報、就職情報、決算・数値情報、大学の取り組みに関する情報などが設けられており、大学ホームページのユーザーと考えられる高校生や大学生のための情報の公開度も確認できるようになっていた。日経BPマーケティングでも同様の調査を行いランキング結果を公表している(日経BPマーケティング2010)。残念ながら常磐大学のホームページは、両者が行った大学ホームページ評価対象に含まれておらず、一定の基準すら満たしていないと判断されていた。

視線分析による常磐大学のホームページのデザインについては、根本(2007)の在學生を参加者としたアイカメラを用いた調査によって報告されている。根本(2007)によると、参加者に常磐大学ホームページのフラッシュアイコンの位置に視線を長くどめる傾向があり、インターネットの使用頻度が高いほど休講情報を見つけるまでの時間は短く、インターネットの使用頻度が低いほど休講情報を見つけるまでの時間が長くなっていること、常磐大学のホームページのトップページのデザインは在學生にとって必要とする情報が見つけにくいものとなっており、高校生向けの入試情報や大学紹介に関する情報が多いといったことが指摘された。

以上のことから、常磐大学のホームページが、ユーザーと考えられる高校生や大学生に対応したデザインになっているのか調べるため、高校生と大学生の視線の動きや検索時間を調べ、常磐大学のホームページデザインの特徴や問題点、改善案などを検討する必要がある。

目的

視線分析により、高校生と大学生の大学ホームページ情報取得過程を調べ、その使いやすさについて比較・

評価することを目的とした。

方法・手続き

【参加者】茨城県内の高校生5名と常磐大学在学学生5名。

【実験機材】刺激呈示用コンピューター、操作用マウス、視線分析装置一式（非装着型アイカメラ（ナック社 非接触アイマークコーダ-EMR-AT VOXER）、解析用コンピューター、解析ソフト）および、実験記録用ビデオ一式（図1参照）。

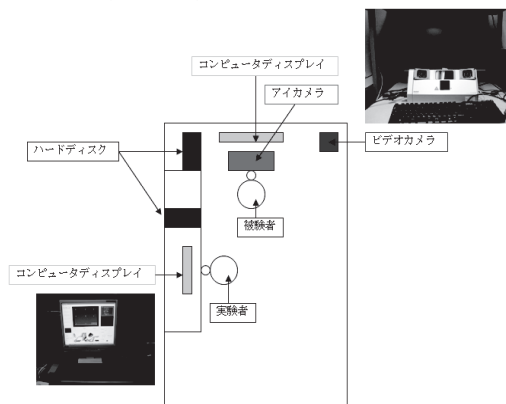


図1. 実験室の様子

【実験の流れ】参加者は、刺激呈示用コンピューターの前に座ることが求められた。つぎに、実験者が視線位置測定のためのキャリブレーションを行った。キャリブレーション終了後、実験が開始され、参加者は常磐大学ホームページから必要なアイコンを探しクリックすることが求められた。実験終了後、ウェブデザインに関する印象に関する質問票に記入することが求められた。

【刺激】高校生の実験刺激には2006年度版のデザイン（旧デザイン）と2007年度版（新デザイン）常磐大学ホームページを使用した。大学生については2007年度版のみを刺激とした（図2、図3参照）。



図2 2006年版デザイン（旧ホームページ）の常磐大学ホームページ（高校生の実験刺激）
※実験に使用した画像には矢印や点線は含まれていなかった

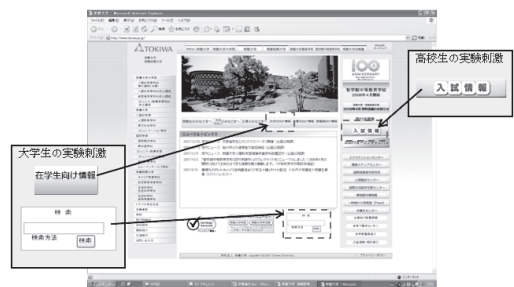


図3 2007年版 常磐大学ホームページ（新ホームページ）大学生・高校生の実験刺激

【課題】高校生には「入試情報」を、大学生には「休講情報」を探してクリックすることが求められた。これは、高校生と大学生が大学ホームページを利用する際に最も必要とする情報が各々「入試情報」、「休講情報」であったためである（黒井、2006）。

【分析対象】各参加者の「探索時間」、「視線軌跡」、「停留回数」とした。また、「視線軌跡」及び「停留回数」は2007年版ホームページのみを分析対象とした。

結果

実験参加者のうち、高校生1名（女子）が計測不能となり、分析対象外となったため、高校生4名および大学生5名の実験結果を分析対象とした。

視線によるウェブ・ユーザビリティ評価

「探索時間」

旧デザインと新デザインで課題探索に要した時間を比較すると、高校生では、4名中3名の探索時間が、旧デザインに比べ新デザインでは若干短縮された。総

じて高校生の探索時間は短い傾向が見られた（平均探索時間：旧 7.166秒、新 5.197秒）。しかし主観評価では新・旧ともに相対する結果となった（表1参照）。

表1 実験結果（高校生）

名前	M・O	Y・S	S・M	R・S
性別	男性	男性	男性	男性
年齢	2年	2年	2年	2年
コンタクト・眼鏡の有無	無	無	無	無
所要時間(旧HP)	3.403秒	6.406秒	9.443秒	9.412秒
所要時間(新HP)	3.837秒	4.271秒	7.841秒	4.838秒
インターネットの使用頻度	週に3～4回	ほとんど利用しない	週に3～4回	ほぼ毎日利用する
利用手段	コンピューター	コンピューター	携帯電話	携帯電話
1日の利用時間	1時間～2時間未満	30分～1時間未満	30分未満	1時間～2時間未満
大学のHP利用経験	無	無	無	無
常磐大学のHP利用経験	無	無	無	無

これに反し、大学生の「休講情報」アイコン探索に要した平均時間は87.392秒（17.06秒～5分2秒14）であり、探索時間にばらつきがあった。在校生の実験参加者は全員、刺激となった常磐大学ホームページの利

用経験があり、また、日常生活におけるインターネットの利用頻度も高かったにも関わらず、全体として探索時間が長い傾向が見られた（表2）。

表2. 実験結果（大学生）

名前	N・W	A・O	Y・H	H・H	S・F
性別	女性	女性	女性	女性	女性
年齢	4年	4年	4年	4年	4年
コンタクト・眼鏡の有無	有	有	無	有	無
所要時間(旧HP)	17.06秒	58.36秒	43.10秒	16.3秒	5分2.14秒
所要時間(新HP)	44.7秒	27.4秒	2分17.28秒	25.48秒	
インターネットの使用頻度	ほぼ毎日利用する	ほぼ毎日利用する	ほぼ毎日利用する	ほぼ毎日利用する	ほぼ毎日利用する
利用手段	コンピューター	コンピューター	携帯電話	携帯電話	携帯電話
1日の利用時間	2時間～3時間未満	4時間～5時間未満	1時間～2時間未満	5時間以上	3時間～4時間未満
大学のHP利用経験	有	有	有	有	有
常磐大学のHP利用経験	必要な情報が得にくい	項目が多すぎて見づらい 左メニューの文字が小さい	一つの画面に情報がありすぎて 分かりづらい	印象に残らない	見たいが何処にあるか解りにくい

「視線軌跡」

視線の軌跡を調べた結果、視線移動において個人差が大きいことが明らかとなった。ある実験参加者は数秒で迷わずに課題を発見し、実験を終了できたが、別の参

加者は、課題となったアイコンを探せず迷走していた。しかしながら総じて高校生4名に比べ、大学生の視線移動量が多い傾向が見られた(図4-1、4-2)。

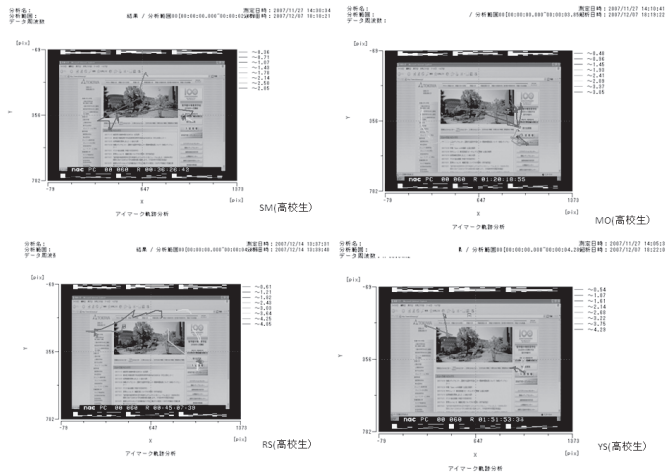


図4-1 高校生4名の視線軌跡



図4-2 大学生5名の視線軌跡

「停留回数」

常磐大学ホームページ画面を5つのブロックに分割し（図5）、各ブロックの停留回数を分析した結果、高校生、大学生共にアイコンが集約された部分（図5の①、②、③）に多く停留する傾向が見られた（図6、7）。

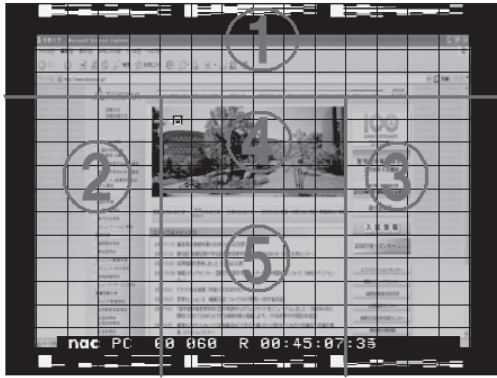


図5 常磐大学ホームページ（新）の区分け

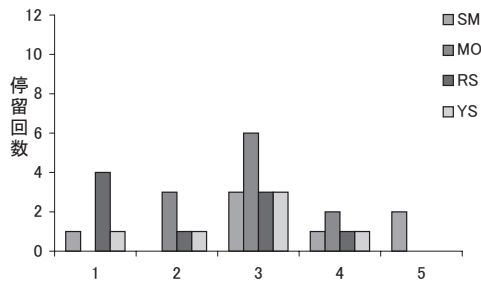


図6 新常磐大学ホームページで視線が集まる場所（高校生）

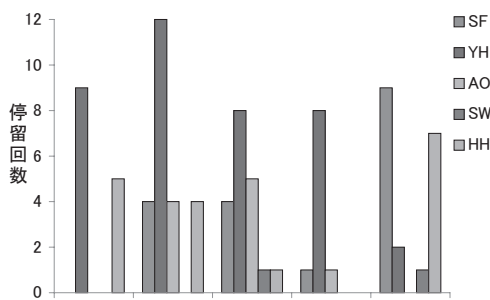


図7 常磐大学ホームページで視線が集まる場所（大学生）

「質問票の結果」

実験後の使いやすさを問うアンケートに記述してもらった結果、大学ホームページのデザインについて「検索ボックスの利用方法と位置」についてのコメントや「トップページに情報が多すぎるためにわかりづらい」といったコメントが多くあげられた（表3、4）。

以上のことから、高校生が大学の入試情報を検索するに当たり、常磐大学ホームページは特に問題はないものの、在学生にとって使いやすいデザインを提供する上ではさらなる配慮が望まれる傾向が見られた。

考察

高校生4名および常磐大学大学生5名実験参加者とし、大学ホームページの使いやすさについて視線分析およびアンケートを行った。その結果、全体として、高校生の探索時間が3秒～9秒以内となり、大学生（17秒～5分）に比べて素早く探索できることが明らかとなった。また、大学生に関してはこれまで母校ホームページへのアクセス経験があるにもかかわらず探索時間に個人差が大きく、探索時間も望外にかかる傾向が見られた。また、各実験参加者が探索課題において常磐大学ホームページ内にある検索ボックスをほとんど使用していなかったことや、トップページに「情報が多すぎるためにわかりづらい」といったコメントが多くみられた。以上のことから、高校生が大学の入試情報を検索するに当たり、常磐大学ホームページは特に問題はないものの、在学生にとって使いやすいデザインを提供する上では、さらなる配慮が望まれる結果となった。また、常磐大学のホームページの新デザインのものと古いデザインのものを比較した感想には、古いものよりも新しいものの方がすっきりして見やすくなったとする意見が多く、条件1の参加者たちは常磐大学のホームページのデザインを変えて使いやすくなったと感じているようであった。

これらの結果から、良いデザインと悪いデザイン、特に常磐大学ホームページの改善されるべき問題について考えてみた。実験後の感想によると、ホームページのデザインを批判する意見に「常磐大学のホームページ内の項目が多く、どこをクリックして良いのかわからない。」、「検索ボックスなのに下にある。」、「検索

表3 実験感想（高校生）

名前	性別	年齢	使いやすいと感じたHP	旧HP	新HP
M・O	男性	2年	旧	明るい色が目に入りやすかった	全体的に色が統一されていたので見つけにくかった
Y・S	男性	2年	旧	赤の方が見つけやすかった	同じような色が多かった
R・S	男性	3年	新	それがどの情報が分かりづらかった	必要な情報がどこにあるか分かりやすかった
S・M	男性	2年	新	ボタンかどう分からなかった	項目ごとに字や色が見つけやすかった

表4 実験感想（大学生）

名前	性別	年齢	使いやすいと感じた方法	感想		旧HPとの比較	
N・W	女性	4年	自分で探す	どこをクリックすると情報が得られるのかが分かりにくかった。		情報が整理されていた。	
A・O	女性	4年	自分で探す	同左		左を集中して見ればよかったのはいと思う	学科別に色分けされているのはいい
Y・H	女性	4年	自分で探す	どれが休講情報なのか分からなかった。	検索ボックスの「検索」ボタンを押した後に表示される画面が見にくかった。	色々詰め込みすぎて逆に解りにくい。	色々、入試情報の位置が変わっていて前よりはすっきりした。
S・F	女性	4年	検索ボックス	項目が多すぎて何をクリックしていいのかわからない。	目にやさしい色分けは良い。	色々	配色、入試情報の位置が変わっていて前よりはすっきりした。
H・H	女性	4年	自分で探す	検索ボックスなのに下にある。サイトマップなのにリンクの字が小さい。在校生への使いやすさは考慮していない。	何処がリンクになっているか、リンクボタンになっていてわかりやすい。サイドに学科の直リンクがあっている。色がきれい。	リンクが見やすかった	在校生への使いやすさ（「就職情報」などの案内）がなくなってしまうって使いにくい

ボックスの（検索）ボタンを押した後に表示される画面が見にくい」といったものがあつた。これは、通常、ウェブサイトでの検索ボックスは画面の上部に位置しているものが多いのだが、実験刺激の検索ボックスは画面の左下に位置している。このため、ユーザーが期待する場所に配置されておらず、スクロールしないと目に入らないデザインとなっているため検索ボックスを探すのにも時間がかかってしまうような作りとなっていたことが考えられた。実際に、検索ボックスを探

す際に参加者の視線がどの場所に集まっていたのかを調べたところ、参加者全体的にみると③の部分に集中していた。これは③の部分に検索ボックスがあるのを期待している参加者が多いということを示しているものだと考えられた。また、検索ボックスで検索したときに開かれるページの画面は文字以外が真っ白なページで色が少ないことや、検索をかけた文字と関係あるページが一度に表示されるようになっていたため見づらくて意見した参加者もいた。

他方、常磐大学のホームページのデザインに対し、「目に易しい色分けは良い」、「何処がリンクになっているのかリンクボタンになっていて分かりやすい」、「サイドに学科の直リンクがあってよい」などの意見もあげられていた。しかし、サイドに学科の直リンクを置くことによって他のページに何度も移動する必要はなくなるが、当該ページ内の項目数が増え、先に記したホームページへの批判に繋がる要因にもなり得るため、注意が必要であると考えられた。

良い大学ホームページに向けて

先にも記したが、「在校生向け情報に休講情報の場所が分かりにくい」という意見が多く述べられていた。これは、参加者が休講情報に直接繋がるようなリンクがトップページにあることを期待していたためだろう。ゴメス・コンサルティングの行った大学ホームページ評価の2006年度ランキングで総合得点1位を獲得した中央大学のホームページを確認したところ、トップページに休講情報へのリンクはなく、トップページから休講情報に移動することが出来ないのは同じであった。しかし、中央大学のホームページは常磐大学のホームページと違い、検索ボックスが画面右上に配置されており、検索ボックスで休講情報の検索を行うと一番上に検索結果が表示されるようになっていた。こういった細かい配慮が常磐大学のホームページには不足していたと思われる。また、大学ホームページ評価のランキング総合2位の広島経済大学のトップページには、「在学生の方へ」という文字の下に小さく在学生向けWebシステム・休講情報・シラバスなどと書かれたボタンがあり、休講情報を探そうとしたときにどこを探せば良いのかすぐにわかるようになっていた。常磐大学のホームページでも広島経済大学のように在学生向けと書かれたボタンの中に、休講情報などページの中に含まれている情報を足すことで学生が探しやすくなると考えられた。

このように、視線分析およびアンケートによるユーザビリティ評価を行った結果、在学生にとって必ずしも使いやすいデザインではないことが明らかとなった以上、何らかの改善が求められた。2010年現在、常磐大学ホームページは左上に設置されており、各ユーザ

ーに向けてのアイコンも見やすく改善されている。しかし、検索ボックスの位置は、多くの他大学で置かれている右上と反対の位置にあり、このデザインについての評価も必要と思われる。今後、さらなる検証が求められる。

*本論文は、常磐大学学内課題研究（共同）研究費「視線によるウェブ・ユーザビリティ評価の検討」（研究期間：2006年4月～2009年3月）の成果報告である。

*本研究は、卒業研究指導の一環としても行われた。以下、卒業タイトルを記す。

- ・2006年度卒業論文「ウェブデザインに関する一研究－常磐大学ホームページを対象とした視線分析－」（根本勇介、コミュニケーション学科）
- ・2007年度卒業論文「常磐大学ホームページデザインは、ユーザーのニーズを満たしているのか？－高校生と大学生を対象とした質問紙調査と視線研究による検証－」（黒井未来、心理教育学科）
- ・2008年度卒業論文「ウェブデザインの要素について－」（鴨下祐治、心理教育学科）

参考文献

- 1) (株) ビービット 篠原稔和 2001 ウェブ・ユーザビリティルールブック：顧客を増やすサイト設計 株式会社インプレス
- 2) 中央大学 http://www.chuo-u.ac.jp/chuo-u/index_j.html (2008/01/16)
- 3) 全国大学サイト ユーザビリティ調査2010・2011、日経BPマーケティング、<http://www.nikkeibpm.co.jp/bz/chosa/uschosa/chousa.html> (2010年10月27日現在)
- 4) ゴメス・コンサルティングホームページ <http://www.gomez.co.jp/> (2008/01/16)、大学サイトランキング、Gomez (ゴメス) http://www.gomez.co.jp/ranking/university/index_4.html (2010年10月27日現在)
- 5) 広島経済大学 <http://www.hue.ac.jp/> (2008/01/16)
- 6) Jakob Nielsen, Hoa Loranger (共著) 齊藤栄一郎 (訳) 2006 新ウェブユーザビリティ：Web2.0時

代に優先すべきルール 株式会社エムディエヌコーポレーション

- 7) 根本勇介、2006年度卒業論文「ウェブデザインに関する一研究 - 常磐大学ホームページを対象とした視線分析 -」
- 8) Stanford Pointer Project, <http://www.poynter.org/eyetrack2000/> (2000)

初年次教育における日本語科目の展望 －人間科学部「学びと探究の方法」の場合－

森 弘一
Hirokazu MORI

A Perspective on the Japanese Training Class in the First-Year Experience Program － A Case of Study Skills' Class at the College of Human Science －

1 はじめに

本稿は、2008年4月から常磐大学人間科学部で著者が行っている1年生の必修科目「学びと探究の方法」の授業（内容・授業展開・評価評点方法等）を考察対象とする。初年次段階で、基本的な日本語力教育を施すことの必要性は、今日広く認知されている。そうした教科書等が出版され、これを目的としたカリキュラムが少なくない大学で実施され、これらを支援する諸制度も整えられている。しかし、実際に学生を相手に日本語力教育を実施する場合は、各大学の固有の多様な要素がその時々で作用する。したがって、常磐大学固有の状況下で、「学びと方法の探求」で何をどこまで行なったか、その結果がどのようなものであったかを提示することは、（他大学はともかく）常磐大学における日本語力教育の議論に資するだろう。

2. 経緯と背景

大学生特に入学1・2年次学生を対象に、レポート作成の技法やそのための日本語力を教育しようとする試みは、1980年代までの日本の大学ではほとんどなかった⁽¹⁾。大学生を対象とした日本語教科書が作られ、大学における日本語教育の必要性が本格的な動きとなったのは、1990年代になってからだった。「表現法」「技術文章論」「日本語技法」などの科目が大学で開講され、それらの講義に基づく書籍が現れたのは、90年代後半であった。そして、ここ10年の間に、初年次生の学習技術育成は、多くの大学がとりくむべき課題となった。日本語力教育はその中でも重要な位置を占めており、例えば、私学高等研究所（23）による2001年の調査によれば、一年次の教育内容として（3つまでの複数回答）、38.3%の大学が、「レポート・論文の書き方などの文章作法」を挙げている。

常磐大学においても2000年前後からいくつかの学部学科で、初年次導入教育や日本語教育がおこなわれるようになった。著者も、1996年改組を契機に、「論理学」を開講した。15回を通じて四千字前後の自由課題レポートを完成させるものだった。そこで著者が認識した点は、課題内容の指導と日本語として適切な文章を書かせる指導を並行して行うことの難しさだった。学生は、レポートの課題内容の改善におおくの労力を使い、文法や表現上の適正さに注意が向かなくなる。教師も、内容面を指導評価するのが大学レポートの第一の役割と考え、文法や表現上の細かい指示を出さなくなってくる。とするならば、内容指導を一時棚上げにし、学生がもっぱら日本語力の演習練習に集中できるように授業を、最初に準備するべきではないか。

そのような時、2008年度改組の初年次生対象必修科目「学びと探究の方法」の一部が、急速著者にまかされることになった。「学びと探究の方法」の当初の企画は演習を含む講義授業だったが、それは無理だと著者は判断した。そして、これから4年の間大学という場で学ぶことになる学生に、日本語能力の必要性を認識させる契機として、「学びと探究の方法」を活用しようと考えた。1クラス90名弱の講義形式授業で可能なことは何かと考え、その点でも、日本語教育に特化した形式であれば可能であると判断した。こうして、健康栄養学科、心理学科、コミュニケーション学科の3学科で、著者の担当科目「学びと探究の方法」が、2008年度より展開されることとなった。

3 科目内容と授業の結果

この「学びと探究の方法」の授業内容を、独自に作成した内容単元に従い提示する。2010年度を基本として説明するが、適時他年度の内容にも言及する。全体の流れと特徴の概観を優先し、各単元内容の詳細な考察は、必要とあれば今後公にする。

3-1 事前の考え方とそれにもとづく展開方法

「学びと探究の方法」は、1クラス90名弱の講義形式授業という制約があった。その中で、問題練習に積極的に取り組ませるために、毎回その日の授業内容に基づくテストを課し、採点結果を成績に反映させるこ

とにした。そのテストも、25-30分かかる程度の分量にし、時には前回までの復習問題もいれて、学生の「リベンジ」を可能にするようにした。また、テスト結果をフィードバックすることは学生に刺激を与えると考えた（塚本・大橋・東辻）。そこで、前回の採点済みテストと、採点して必要だと判断した解説を添えた模範解答を返却、授業冒頭の2,30分に復習講義を行った。最終的には、授業は、前回復習・今回の単元の講義・今回のテストの三部構成となった⁽²⁾。

また、出欠確認、資料配布・回収・返却、テスト監督など、頻繁な指示が必要となるので、座席を指定した。友人との会話などに気をとられる機会を減らし、学習に集中できる環境を整えるためでもある。ある程度の反発を予測していたのだが、授業評価アンケート自由記述でこれに反対する声はなかった。授業内容や形式と密接に関連されていたので、学生も納得してくれたものと推測している。

「学びと探究の方法」がカバーする内容も、かなり限定した。大学間で初年次教育あるいは導入教育の内容として考えられている分野は、広範囲に及んでいる（私学高等研究所）。（Ⅰ）学習習慣の確立・社会人としての倫理観の育成・将来像構築さらに学問や専攻研究への導入教育も含まれる、学生としてのスキルが最初にある。（Ⅱ）次に学習スキルであるが、（Ⅱ①）ノートの取り方に代表される情報収集整理技術や大学教育資源（人員設備等）の活用法の教授がある。（Ⅱ②）その上で、文章作法やレポートの書き方、これと関連する文献講読方法や問題発見・論理的思考法や図書館利用法やP Cを用いた情報処理通信技術、（Ⅱ③）さらに応用としてプレゼン等の口頭発表、フィールドワーク・実験等の基本技法の教授がある。（Ⅲ）また、学力不足がみられる数理・外国語科目の補習も初年次教育の範疇に含まれる。理想は、大学の状況に応じて、適切に選択された複数科目で連携性をもってこれらをカバーすることである。しかし、現状ではそれは不可能である。また、各学科専攻の初年次教育相応科目と重複しないような配慮もしなければならない。その結果、レポート作成の前段階の日本語教育と学習習慣・受講姿勢の育成を目指す、現在の「学びと探究の方法」に落ち着いた。

3-2 「学びと探究の内容」内容考察と授業結果

以下では、「学びと探究の方法」の内容と結果を、内容単元に従いながら、最低限の具体性をもたせて提示する。例示の課題問題を、複数回にわたり、3問から10問（20問の場合も）ほど課していると理解していただきたい。もちろん、この授業内容を習得すれば十分というわけではない。内容に関しては、読者からの質問や意見を待ちたい。問題内容・テスト結果・問題解説も含めた詳しい内容発表は今後の機会を待つことにする。

3-2-1 視写 原稿用紙の使い方

初回は、授業の意図や進め方の連絡を主とする。しかし、連絡のみで初回を終えることは、学生に弛緩をもたらし、学習姿勢や受講姿勢の意義を示す機会を逃すことになる。そこで、「視写」の作業を行わせる（市村 12-17）。400字詰め原稿用紙と800字強の手本の文章が印刷されたプリントを配布する。手本の文章は、白地にベタ打ち印刷で、改行場所も／で指示しているだけである。それを原稿用紙に手書きで、鉛筆以外のインクを使った筆記用具を用いて写させる。その前に原稿用紙の使い方の講義を行い、模範文を視写した場合のミスしやすい点も言及してある。作業を完了して提出した場合のみ、「基礎点」4点を与える（評価点数については4-1参照）。

3-2-2 辞書を使う

授業には、辞書（電子辞書も可）の持参を義務づけた。適時辞書等を参照利用する習慣を育成するためである。2回目には、持参した辞書（電子辞書）の情報（辞書タイトルや出版社、付録に何があるか、付随している辞書類に何があるか等々）や、「たんきゅう」の意味を配布プリントに記入させる課題を課した。さらに、毎回のテストには、辞書を利用して解く問題（漢字テストや指定したことばの意味を辞書で調べて記入させる問題）も入れ、辞書持参をチェックしてまわった。辞書持参とその使用がこの科目の肝要であることを伝えるためである。2010年度は、前年度の学生アンケートの提案を採用し、漢字テスト部分（全3問）が満点だった場合1点の「加点」（評価点数については4-

1参照）を行った。

3-3-3 ひらがなを漢字まじり文に書き換える

基本的すぎるかもしれないが（市村）、辞書使用を慣習化させる課題として用いた。

ひょうせつはじぶんをたかめるチャンスをみずからほうきするおろかなこういだ。ほこりたかくいきたいなら、けっしておこなってはならない。

↓

剽窃は自分を高めるチャンスを自ら放棄する愚かな行為だ。誇り高く生きたいなら、決して行ってはならない（戸田山 35）。

学生は同音異義語や送り仮名表記を確認する。時には仮名書きのほうが適正であることなども学ぶ。

3-3-4 一文を完成させる

この単元の目的は、完全な日本語の一文を完成させることとした。公的な文書やレポートの文は、メモや下書きノートの文では不適切であることを意識させるためである。

トヨタ「プリウス」は、世界初の量産ハイブリッド車。当初の燃費はリッター 28キロ。

↓

トヨタ「プリウス」は、世界初の量産ハイブリッド車である。当初の燃費はリッター 28キロだった。（他にも数種の正答あり）

3-3-5 かかりと受けが適切な、意味のとおり文を書く

この単元は、日本語能力トレーニングを目的とした多くの類書⁽³⁾でも説かれていることである。適切な語順や読点に関する事例を示した講義の後、以下の問題や同類の問題を課す。

船長は血まみれになって逃げ出した海賊を追いかけた。（「血まみれ」なのは海賊）

↓

船長は、血まみれになって逃げ出した海賊を、（、）追いかけた。

血まみれになって逃げ出した海賊を、（、）船長は追いかけた。

彼の健康回復法は、毎朝会社歩いて通勤する。

↓

彼の健康回復法は、毎朝会社歩いて通勤することだ。

健康回復のため、彼は毎朝会社歩いて通勤する。

発展問題としては、「公園の入り口には大きなイチョウの木があった。」の 部分が かかっていることを答えさせるもの、さらに600字以上の文章を素材に、同種の問題を答えさせるものを行った。

3-3-6 長文を数文からなる文章に書き換える

前単位と同様、日本語表現法教本でよく説かれている練習である。一文が150字以上の文を、複数の短文で書き換えさせる。指示語が適切に使用された、接続関係の明らかな文章を書く練習でもある。一例は、「イタリア・ルネサンスと言えば、美術の世界だけにかぎらず、天体の運行から地球の生成、自然、動物、植物、人間のあらゆる存在に鋭い観察と探索の目を向け、光学、力学、幾何学、解剖学などの研究を重ね、その成果を膨大な手稿に残し、さらに実際に巨大な騎馬像制作や土木工事にも携わった偉大なレオナルドを忘れるわけにはいかない。」(高階秀爾「美の現在」『朝日新聞』2007年4月7日)を、「イタリア・ルネサンスと言えば、偉大なレオナルドを忘れるわけにはいかない。」で始めて、全部で四文に分けるものである。

3-3-7 パラグラフ単位で文章を把握する

木下の著作以来、レポート書き教本で多く指摘されている点である(ケリー伊藤、言語技術の会)。一つのパラグラフ(段落)で一つの説明や意見が述べられること、一つのパラグラフには中心となる文は一つであることなどを講義した後、以下のような練習を課した。

①完成されたパラグラフを、一文ごとに順不同に並びかえる。並びかえられた文章だけを学生に示す。これを、元の順に戻させる(時には無関係の文も混ぜておく)。

②改行しないで数パラグラフをつなげた文章を読んで、改行部分を見つけさせ、中心となる文を書かせる。

③数パラグラフからなる長文を読み、各パラグラフの中心文を書かせる。

3-3-8 事実を述べた文と意見を述べた文との区別を意識する

レポート書き教本に限らず、大学の演習・ゼミ等で説かれている点である。

栃木県の県庁所在地は栃木市である。

→ 事実の記述(偽の事実の記述)

源泉掛け流しでなければ温泉ではない。

→ 意見の記述

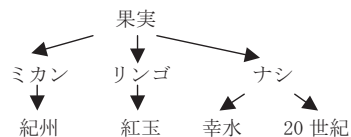
また、400字を越えるルポルタージュを読ませ、事実を述べた部分か意見を述べた部分かで、区分をつけて下線をひかせる問題も出した。

事実と意見の区別をつけることは厳密には難しく、あくまでも「教育上必要な暫定的知識」として学習すべきだとの指摘がある(香西51-58)。その意見には納得できる部分も多いので、著者としても、その点を配慮しつつ問題を改善していきたい⁽⁴⁾。

3-3-9 事象や概念を、階層構造で整理分類する

容易な内容であるが、次の単位「簡単な論理学」練習のために必要な課題である。以下の事例でいえば、上半分の単語群を下半分のような階層構造に整理させる。

ミカン、紅玉、果実、リンゴ、
ナシ、20世紀、紀州、幸水



階層構造をこうして確認させたうえで、「これはミカンである。」「幸水はナシである。」「すべてのミカンは果物である。」「あるミカンは魚ではない」などの基本命題と集合の図の講義を行う。そして、命題から集合の図を、あるいは集合の図から命題を作る問題を課す(図1⇔部分)。以下の事例を筆頭に、ほとんどのタイプの基本命題で練習させる。

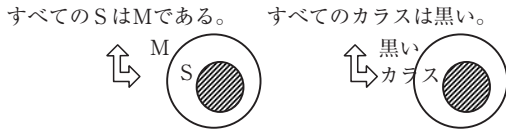


図1. 命題と集合の図を関連させる練習問題の考え方

3-3-10 三段論法を素材に、論証を論理的に理解する

論理学の基本である三段論法と集合の図とを用いて、論理的論証を理解させる。命題間の筋道の妥当性と前提の真偽、この二つの検証をパスして初めて論証の正しさが証明されることを講義する。そして、以下のようなひな型を用いた問題を課す(図2)。

- (1) $\frac{\text{日本人}}{P} \text{は} \frac{\text{中国人}}{M} \text{ではない。}$ $\frac{\text{彼は中国人}}{S} \text{ではない。}$ ゆえに、 $\frac{\text{彼は日本人}}{S} \text{である。}$

<筋道の検証>

彼をS、日本人(である)をP、中国人(である)をMとする。

- ① 日本人は中国人ではない。

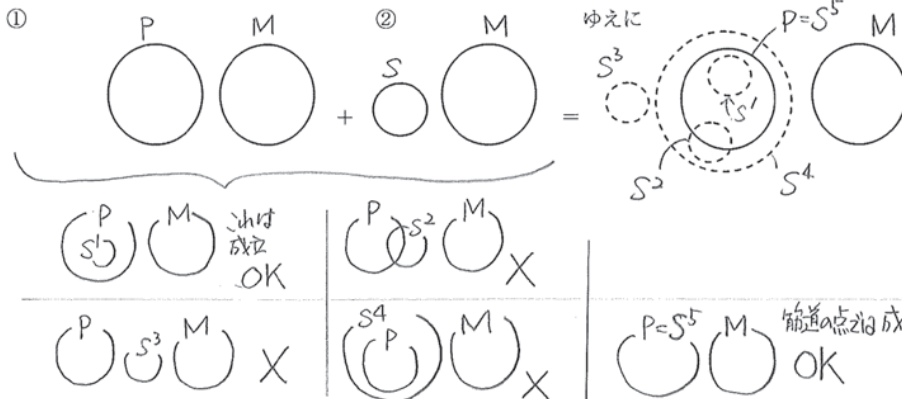
- ①すべてのPはMではない。

- ② 彼は中国人ではない。

- ②すべてのSはMではない。

ゆえに、彼は日本人である。

ゆえに、すべてのSはPである。



図でわかるように

S^1, S^5 だけでなく S^2, S^3, S^4 の可能性があるので、結論は 成り立つ 結論は 成り立たない

したがって、筋道は、妥当である 妥当ではない。

<根拠(前提の内容)の検証>

- ① 日本人は中国人ではない。 → 正しい

(↑この授業での、「……人」の定義を考えてください。)

- ② 彼は中国人ではない。 → 正しいとする。

(実際には、この「彼」に会って初めて検証できる。文だけからはそこまで検証できない。こうした文まで疑うと問題そのものが成立しないので、ここでは疑わない。)

筋道は、妥当である 妥当ではない。根拠(前提の内容)は、正しい 正しくない。
ゆえに、この論証は、正しい 正しくない。

図2. 三段論法の論証練習のひな型と模範答案事例

以上が「学びと探究の方法」の科目内容である。漢字・文法・手紙の書き方なども扱う日本語表現法授業ならば4回ほど、レポート書き方授業ならば1回でも済んでしまう内容を、講義と練習→テスト→採点テストと模範解答返却・解説講義という形式で15回にわたって行っていることは示せたことと思う。

4 結果と考察

4-1 評価方法

成績評価は、毎回の学習の積み重ねが反映するようにした。出席してテストを受けた学生に、基礎点4点を与えた（テストが白紙に近ければ0点）。15回の授業全部で基礎点の累積は60点となり、それが評価の基準点となる。さらに、答案内容にあわせて、5点（あるいは4点）まで加点了。例えば、漢字テスト全問正解で1点、ある設問が解けていれば1点、ミスが2個以内までなら2点、小問4問中3問以上正答なら2点などである。満点は120点前後となり、120から60点の間に、ほとんどの学生の累積点が落ち着く。最終的には、この累積点に基づいて成績を評価する。

4-2-1 成績評価の公開性と学生による自己成績確認

こうした1点刻みの点数化自体に弊害面もあることは承知している。ただし、3で示したような内容と形式をもつ特別な条件下ならば、弊害がひどく深刻になることはないだろう。採点ずみのテスト返却時には、答案や評価基準の解説、採点ミスの有無も確認しており、学生本人には評価結果と累積得点が確実に伝わるようにしている（数回は、返却テストに累積点を書き添えて確認している）。学生本人は自分の累計点数が何点であり、その時点での基礎点合計に比して、自分が何点上まわって（下まわって）いるかを常時確認できる。

さらに、クラス内の累積得点の傾向がわかるグラフも適時配布し（図3）、クラス内での自分の位置が確認できるようにしている（3学科250名強の全学生を対象としたグラフも作成は可能である）。これによって、高得点の学生にはその姿勢を継続するよう、そうでない学生にはもう少し積極的に授業にとりくむよ

う、動機づけを与えることを意図している。初年次科目においては、4年間の学習姿勢を育てるためにも、学生が自分で学習成果を確認できるような仕組みは必要である。

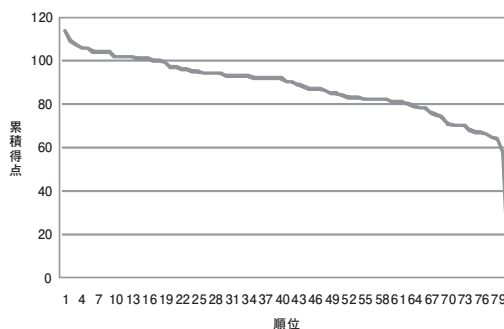


図3. A学科「学びと探究の方法」の累積得点グラフ

4-2-2 アセスメント等への活用

「学びと探究の方法」の成績評価時には、表1にあるような形で、学生の成績表が作られる。表1はダミーのものであるが、実際には、クラス毎と3学科250名強の全学生を対象にした同種の表がある。

表1. A学科成績順名簿の事例

氏名	その他のデータ (各回あるいは問題ごとの得点など)						総得点
	○月○日						
	基礎点	漢字	I	II	合計		
○○ △△	4	1	2	2	9		106
△△ □□	4	1	1	2	8		102
□□ ◇◇	4	1	1	1	7		100
◇◇ ○○	4	0	1	2	7		99
○○ △△	欠						63
△△ □□	4	1	1	0	6		57
□□ ◇◇	4	1	0	0	5		40

ところで、昨今、初年次生に対し、入学時に国語・数学・英語等の基本的問題を、学習アセスメント試験として行っている大学が増えている。しかし、それらは入学時の慌ただしい時期の、学生の学習意識も確立されていない中での試験である。他方、この「学びと探究の方法」のように、学習習慣等の指導と併せて、学生の基礎力を15回全体で評価している科目は、ある

意味で3カ月をかけてアセスメント試験を実施していることになる。このような科目の成績も、アセスメントとして活用すべきである。こうした科目が、基本的な内容変更を行わずに、さらに多くの学部学科を対象に持続的に展開されることが望まれる。

基礎力のアセスメントのためだけではない。こうした特定科目の成績データを、学科、入試種類、出身校データと関連させること（表2、表3）で、常磐大学の初年次生のもつ特質を把握し、より適切で効果的な初年次教育の検討に貢献する可能性もある。そのためにも、科目が個々独立して一部の基礎力教育を担うよりも、ある程度の基礎力を数科目で担保するカリキュラムが望まれる。

表2. 他のデータと連携した成績名簿の事例

氏名	入試の種類	総得点
〇〇 △△	試験入試（A）	111
△△ □□	試験入試（センター）	107
□□ ◇◇	指定校推薦入試	103
◇◇ 〇〇	試験入試（センター）	97
〇〇 △△	一般推薦入試	67
△△ □□	指定校推薦入試	61
□□ ◇◇	試験入試（A）	59

表3. 他のデータと連携した成績名簿の事例

氏名	出身校	総得点
〇〇 △△	〇〇高校	112
△△ □□	〇〇高校	105
□□ ◇◇	〇〇高校	87
◇◇ 〇〇	〇〇高校	81

4-3 学生による授業評価結果の総括

次は、本学共通で実施されている学生による授業評価の結果から、これまでの総括と課題検討を行う。下の表4は、2008年度から2010年度にかけての学科ごとの授業評価の結果である。2008年度は問題の入れ替えなどで、学科の間で授業内容に若干差があるが、全体の評価に影響を与えるものとは思われない。そして、2009、2010年度は、3学科ほぼ同内容の授業である。3年間を通じて、問題やプリントの改善は行ったが、単元内容に基本的な変更はない。

表4. 「学びと探究の方法」の授業評価結果

	2008			2009			2010		
	心理	コミ	健康	心理	コミ	健康	心理	コミ	健康
シラバスは十分なものだった	4.05	3.38	3.35	3.41	3.33	3.06	3.53	3.50	3.33
講義で扱ったテーマは・内容は興味をひくものであった	3.74	3.26	3.04	3.53	3.44	3.30	3.53	3.64	3.64
授業の内容は理解できた	4.03	3.35	3.31	3.83	3.85	3.49	3.99	3.95	3.91
成績の評価が明らかにされていた	4.46	3.74	3.90	4.41	4.40	4.00	4.54	4.43	4.33
教員の話は聞き取りやすかった	4.20	3.42	3.35	4.17	4.23	3.84	4.22	4.15	4.26
教材は適切だった	4.37	3.49	3.38	4.32	4.18	3.77	4.26	4.19	4.22
学生の理解を助けるために指導方法を工夫していた	4.28	3.30	3.43	4.10	3.80	3.78	4.04	3.99	4.12
授業に対する取り組みに、熱意や情熱が感じられた	4.30	3.51	3.57	4.30	4.13	3.78	4.32	4.05	4.19
総合的に考えて、この授業を受けて満足している	4.11	3.33	3.18	4.04	3.90	3.57	4.00	4.02	3.90

3年間通してみられる特徴は、「興味をひく内容」のポイントが相対的に低いことである。だがこれは、初年次教育として教授すべき内容を優先しているの、ある意味当然である。

注目したいのは、ほぼ同内容の授業であるのに、数項目で年度や学科の間で、ポイントに差があることである。2008年度は、心理学科とコミ・健康栄養学科で0.5ポイント以上の差があった（例えば「内容理解」で、4.03対3.35、3.31、「教材適切」で、4.37対3.49、3.38）。この傾向は、若干差が縮まっても、2009年度にもみられた（「内容理解」で、心理3.83対健康栄養3.49）。著者は、2009、2010年と、相対的にポイントが低い健康栄養学科クラスをターゲットに、日本語力の必要性を強調し、プリント修正や問題選択にも配慮した。2010年度には、相対的に低かった2学科のポイントが上昇し、学科差をなくすことができた。ただし、それが授業の工夫の結果であるかどうかは、まだ不確実である。

学科差がなくなったことが良いことなのか、これも簡単に肯定できない。ほぼ同じ内容であるのに年度・学科間で差の変動があるということは、例えば、学科間で学生の基礎力が開いていた（接近した）、ある学科全体の基礎力があがった（下がる可能性もある）、という別の面を現わしているのかもしれない。その点に注意し、年度・学科間のポイント平均化やポイント上昇が至上命題とならないような改善を目指したい。

また、現状の学期末の授業評価アンケートでは、単元内容ごとの評価は不可能である。今後は、単元や課題・テスト毎の評価こそが必要であるかもしれない。250名強の学生を対象にして、毎回アンケートを実施するのは現状では困難である。しかし、何らかの助力や賛同を得てそうした評価調査を行えば、単元内容やプリントや出題問題の具体的な改善がすすむことは確実である。3で示した授業プログラム（単元内容）とここ3年間の成績データ蓄積は、それが可能となる下地を持っている。

5 まとめ

2008年度から開講している「学びと探究の方法」では、制約された条件の中、初年次教育として、レポート作成の前段階という限定された範囲の日本語教育を

目的としてきた。

その結果、①講義と練習→②テスト→③採点テストと模範解答返却・解説講義を核とした授業展開を構成した。適切な一文を書く単元から、数パラグラフの文章を理解する単元、さらに事実と意見の区別や三段論法論証を扱う単元まで、「レポート作成の前段階」に相当する領域をカバーする単元を構築した。採点結果や解説等で公開性を維持し、成績状況を自己確認できる評価方法も採用した。最後に、成績点数化を行った科目では採点経過や成績状況の公示が重要ではないか、初年次科目の成績も学生アセスメントではないか、現在の授業評価のポイントは実は授業とは別のことがらに関する評価を示しているのではないか、具体的な授業改善には現在とは違った授業評価が必要ではないか、などを指摘した。

文献表

- 市村勝雄編著（2007）『論理的文章の書き方指導 中学校編』明治図書。
- 木下是雄（1981）『理科系の作文技術』中央公論新社。
- （1994）『レポートの組み立て方』筑摩書房。
- ケリー伊藤（2002）『英語パラグラフ・ライティング入門』研究社。
- 言語技術の会編（1990）『実践・言語技術入門』朝日新聞社。
- 香西秀信（2007）『論より詭弁 反論理的思考のすすめ』光文社。
- 私学高等研究所『私立大学における一年次教育の実際』（2005年3月）＜私学高等研究所叢書4＞ <http://www.shidaikyo.or.jp/riihe/book/pdf/sousyo4.pdf>
- 塚本真也・大橋一仁・東辻浩夫（2007）「日本語力の徹底訓練による教育法」『工学教育』55.1: 29-34。
- 戸田山久和（2002）『論文の教室 レポートから卒論まで』日本放送出版協会。
- 野矢茂樹（1997）『論理トレーニング』産業図書（野矢茂樹（2006）『新版論理トレーニング』産業図書）。
- 米田明美・蔵中さやか・山上登志美（2005）『大学生のための日本語表現法』風間書房。

注

⁽¹⁾1981年に出版された木下是雄『理科系の作文技術』は例外的作品だろう。

⁽²⁾履修学生数が多い中での、講義と演習を組み合わせたこの授業展開は、野矢（1997）が「あとがき」の中で、実際に「論理学」の授業で行ったと述べている方法を参考にした。2006年に出版されている新版には、この言及はない。

⁽³⁾木下1994、戸田山、米田・蔵中・山上。その他参考にしたほとんどのテキストに——日本語表現法関連なら、漢字や文法や敬語の解説とともに、レポート書き方本なら、構成や調べ方の解説とともに——この単元があった。特に参考にしたものの中で、3件だけ挙げた。

⁽⁴⁾香西は、他の著作でも、「学びと探究の方法」のような授業が陥りやすい「独りよがり」に対する注意を喚起してくれる。日本語練習が行き過ぎて、「信仰」になってしまわないよう、批判的な著作からもしっかり学びたい。

執筆者一覧 (掲載順)

太 幡 直也	人 間 科 学 部	助 教
石 川 勝 博	人 間 科 学 部	准 教 授
岡 部 玲 子	人 間 科 学 部	准 教 授
岩 田 温	人 間 科 学 部	教 授
千 手 正 治	人 間 科 学 部	准 教 授
三 上 真理子	人 間 科 学 部	非常勤講師
永 野 勇 二	人 間 科 学 部	専任講師
申 紅 仙	人 間 科 学 部	准 教 授
伊 田 政 司	人 間 科 学 部	教 授
渡 邊 孝 憲	人 間 科 学 部	教 授
伊 東 昌 子	人 間 科 学 部	教 授
島 田 茂 樹	人 間 科 学 部	准 教 授
馬 場 久美子	人 間 科 学 部	准 教 授
西 澤 弘 行	人 間 科 学 部	教 授
中 村 泰 之	人 間 科 学 部	専任講師
森 弘 一	人 間 科 学 部	准 教 授

編 集 委 員

佐塚 正樹	瀬川 薫	太幡 直也
長井 進	中西 貴行	永野 勇二

常磐大学人間科学部紀要 人 間 科 学 第 28 卷 第 2 号

2011 年 3 月 25 日 発行
非売品

常磐大学人間科学部 〒310-8585 水戸市見和 1 丁目 430-1
編集兼発行人 代表者 富 田 信 穂 電話 029-232-2511 (代)

印刷・製本 株式会社 あけぼの印刷社

HUMAN SCIENCE

(Faculty of Human Science, Tokiwa University)

Vol.28, No.2

March 2011

CONTENTS

Articles

- Relationship between the issue that raises a sense of unwanted transparency
and the reason for concealment N. Tabata 1
- The relationship between mobile phone and personal computer usage patterns
and mobile phone usage skills among university students – The digital
divide of mobile phones – M. Ishikawa 11
- About the score of the song called “nanatsunoko” for children
Lesson problems in the classes in kindergartens and elementary schools
– NANATSUNOKO by Motoori, Nagayo – R. Okabe 25
- Analysis of Deliberation on the Bill of National Flag and Anthem Conducted
by the Committee on Cabinet of the House of Representatives (Part 6)
..... A. Iwata 41

Research Note

- A Comparative Study on the Use of Physical Force to Prisoners in Private
Prisons between Japan and South Korea M. Senzu 61
- The Resisters to the Japanese Conscription System : An Attempt of the case
study about the Resisters in Ibaraki, Meiji-era M. Mikami 69
- Consideration about the methods to instruct focusing Y. Nagano 77
- Investigation of web usability evaluation method using eye movement analysis
..... S. HongSon, M. Ida, K. Watanabe, M. Ito,
S. Shimada, K. Baba, H. Nisisawa, Y. Nakamura 85

Case Study

- A Perspective on the Japanese Training Class in the First-Year Experience
Program: – A case of Study Skills’ class at the College of Human Science –
..... H. Mori 95
-

Edited by Editorial Committee

Faculty of Human Science, Tokiwa University

Mito Ibaraki 310-8585 Japan